

高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査
報告書

平成20年6月13日

男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会

目 次

第1章 趣旨と問題認識	1
1. 趣旨	1
2. 高齢社会の認識	2
(1) 基本認識～高齢化の中における男女の状況	2
(2) これからの高齢社会に影響を与える新たな変化	3
第2章 高齢男女をめぐる状況と関連する施策	5
1. 現状分析	5
(1) 高齢者の就業・能力発揮	5
(2) 高齢期における経済的自立	9
(3) 高齢期における生活自立	13
(4) 介護予防や医療・健康づくり	17
(5) 介護基盤整備	19
2. 施策の全体的な傾向	22
(1) 男女別のニーズの把握と施策への反映	22
(2) 関係主体や施策との連携	23
(3) 施策の評価と見直し	24
第3章 男女共同参画の観点からみた高齢者の自立支援をめぐる課題と取組	25
1. 高齢者の自立支援における男女共同参画の視点の重要性	25
2. 基本的な考え方	25
3. 施策横断的にみた課題と取組	26
(1) 男女共同参画の視点の主流化～男女別の分析及び施策への反映の強化	26
(2) 高齢者の自己決定の尊重	26
(3) 地域に根ざした取組の推進	27
(4) 関係施策との連携の推進	27
4. 分野別にみた課題と取組	28
(1) 高齢男女の就業促進と社会参画に向けた取組	28
(2) 高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備	32
(3) 家庭・地域における支え合いの下での生活自立に向けた取組	36
(4) 性差に配慮した医療・介護予防への取組	40
(5) 良質な医療・介護基盤の構築	42
資料1 関係府省ヒアリングについて	44
資料2 各府省施策一覧	別紙
参考図表 男女別にみた高齢者の自立をめぐる現状	別紙

第1章 趣旨と問題認識

1. 趣旨

男女が、互いに尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

関係施策が政府部内において着実かつ効果的に実施されることを促進するため、内閣府に置かれた男女共同参画会議は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第22条第4号に基づき、関係施策の実施状況を監視し（「監視」）、及び施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し（「影響調査」）、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べるものとされている。

第26回男女共同参画会議（平成19年5月24日）において、監視・影響調査として取り組むべきテーマを「高齢者の自立した生活に対する支援」とすることが決定された。この決定に基づき、高齢者の自立した生活に対する支援の在り方について、平成19年6月以降、監視・影響調査専門調査会において調査検討を重ね、この度、高齢者の自立支援をめぐる課題について男女別の観点から分析し、取組の方向性を提示する本報告書を取りまとめた¹。

今回、監視・影響調査において「高齢者の自立した生活に対する支援」というテーマを取り上げた背景には次のことがある。まず、高齢化が進む中において、人生における高齢期の重要性が高まっており、高齢男女が共に、できるだけ長期にわたって健康で安定した生活を送るための自立支援施策をきめ細かに展開していく必要があるということである。加えて、これまでの政府の高齢者施策については、必ずしも男女別の視点に立った課題の把握や施策の立案が十分ではなかったとの認識があり、その点についてきめ細かに課題を探っていこうというものである。

上記の問題意識の下、本報告書では、経済面や生活・健康面に関する高齢者の自立支援について、男女の状況の違いや高齢期に至るまでのライフスタイルとの関連も踏まえながら分析し、男女共同参画の観点からみた効果的な取組の在り方を明らかにしたものである。

本報告書を踏まえ、各府省において関係施策の一層の推進を図られるよう期待するとともに、高齢社会対策大綱の見直しに向けた検討や社会保障国民会議等における審議など、幅広くこれから高齢者に関する施策の検討にいかされていくことを期待する。

¹ 本報告書においては「高齢者」とは原則として65歳以上を指すが、高齢期における状況にはそれ以前の生活の影響が大きいことから、65歳未満の時期の状況や問題についても触れている。また、高齢者に係る施策については必ずしも65歳以上に限定したものではない。

2. 高齢社会の認識

(1) 基本認識～高齢化の中における男女の状況

○ 男女それぞれにとっての高齢期の重要性

平均寿命が延伸し、国民の5人に1人が65歳以上の高齢者である社会となった今、男女が共に高齢期において自立した生活を送ることがより一層重要な課題となりつつある。

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高い。高齢社会の在り方は高齢女性の生き方や暮らしぶりに大きく左右されると同時に、高齢者施策の影響は女性の方がより強く受ける。

また、特に男性に多くみられる長時間労働などにより仕事中心の生活をしてきた人々は、家庭や地域に回帰して第二の人生を歩み出す必要があり、男性にとっても高齢期をいかに過ごすかということは重要である。

- ・女性の方が男性よりも平均的にみて長寿であることから、高齢者人口に占める女性の割合は高く、年齢が高くなるほど女性割合は更に高まる。（図表1，2）

○ 家族形態の変化～急増する高齢一人暮らし

核家族化が進み子どもとの同居が少なくなる中で、高齢者の一人暮らしが急増している。現状では長寿に伴う高齢女性の一人暮らしが5人に1人と多いが、今後は生涯未婚率²の上昇等に伴って男性でも一人暮らしが急増し、2020年には高齢者が世帯主の世帯の中で単独世帯が最多になる見込みである。

- ・一人暮らしが急増。高齢女性の一人暮らしが多く、75歳以上の高齢女性では約4～5人に1人が一人暮らし。（図表3，4）
- ・65歳以上単独世帯数は将来にわたって急増。特に男性の単独世帯の割合が急上昇する。2020年には、世帯主65歳以上の世帯の最多を単独世帯が占める。（図表5，6）

○ 高齢者をめぐる状況の地域差

高齢化は全国的に進むが、地域によって高齢化率や高齢者を取り巻く家族や地域の状況には違いがある。西日本や大都市圏において単身世帯割合が高いなど、高齢者が孤立しやすい傾向にあるといえ、地域差への配慮が必要である。

- ・都道府県別にみると、高齢者の単身世帯割合は総じて西日本で高い傾向にある。東

² 生涯未婚率とは、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合をいう（国立社会保障・人口問題研究所の定義による）。

京都、大阪府など大都市圏においては、高齢化率は低いものの、高齢者の単身世帯割合はやや高い。（図表 7， 8）

（２）これからの高齢社会に影響を与える新たな変化

○ 団塊の世代等の高齢期への移行

これから高齢期に入っていくいわゆる「団塊の世代」（1947～1949 年生まれ）前後の年齢層については、人口集団としての規模が大きいため、その高齢期における活動状況が社会に与える影響は大きい。団塊の世代等については、就業や社会参加の意欲が高く、これからの地域社会の担い手と期待されるところでもあるが、それら世代の動向を見守っていくことが重要である。

- ・団塊の世代等の多くは高齢期においても就業意欲を持っているが、65 歳を境として、仕事ではなくボランティア活動への参加意欲を持つ割合が増え、働く場合は短時間勤務等の形態での就業を希望する傾向がみられる。（図表 9， 10）

○ 未婚や離婚の急増～高齢者の家族ネットワークの弱化

生涯未婚率が急激に上昇し、離婚も急増する中、高齢者の家族ネットワークが急速に弱化していく傾向にある。生涯未婚率の上昇は、子どもがいない一人暮らし高齢者の増加をもたらすものと考えられる。

- ・生涯未婚率は男女とも年々上昇しており、将来的には更に上昇する可能性がある。（図表 11）

○ 非正規雇用の増加

非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にあり、中でもその割合が高いのが女性である。非正規雇用者は、現状においては被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるため、非正規雇用者の増加が老後の生活設計を描きにくい層の増加に結びつく可能性が懸念される。

- ・非正規雇用の割合が男女共に増加。特に女性は非正規雇用の割合が半数を超えて高く、かつ上昇傾向にある。また、20 歳代など若年層においても非正規雇用が一定割合みられる。（図表 12， 13， 14）

○ 老親の介護と未婚子の自立困難

長寿化が進行してきた中、60 歳前後の年代層は老親の介護に関する不安・負担を抱えやすい世代でもある。他方で、親と同居の壮年未婚者も増加し、その未婚子の一部は

雇用不安定の問題を抱えている。未婚の子どもとの同居は、老後の生活の支えを期待できる反面、逆に子どもの経済的な自立が困難な状況である場合には、高齢者に経済的負担が過重にかかる懸念がある。

- ・ 親と同居の壮年未婚者（35～44 歳）が増加している。（図表 15）
- ・ 55～74 歳のうち、親の介護や子どもの経済的自立に不安を感じる割合を推計すると、「自分の親や配偶者の親の介護が必要になること」は 13.4%、「子どもが経済的に自立しないこと」は 4.8%である。老親の介護に関する不安は、55～64 歳で 5 人に 1 人が抱いている。（図表 16）
- ・ 55～74 歳と同居する未婚の子どものうち、30 歳代の息子、30 歳以上の娘で 1 割以上が無職である。非正規雇用も 15%を超える。（図表 17）

第2章 高齢男女をめぐる状況と関連する施策

1. 現状分析

これまで中間論点整理等における現状分析の中で、高齢男女をめぐる状況として、女性については経済的な自立の問題が、男性については主に地域における孤立の問題があり、それらは人生の様々な段階における男女の置かれた状況の違いが集約して現れていること、また健康面については性差による違いが大きいことなどが分かったところである。

ここでは、そのような分野別の切り口から、高齢男女をめぐる状況についてデータ等を用いて分析した上で、政府が実施する高齢者の自立支援施策について男女別の状況に応じて実施されているか等を考察することとする。

なお、政府が実施する高齢者の自立支援施策については、監視・影響調査専門調査会で行った関係府省ヒアリングを基に現状分析を行った（詳細は資料2を参照）。施策の全体的な傾向については「2. 施策の全体的な傾向」で整理している。

（1）高齢者の就業・能力発揮

状況分析

○ 40歳代後半をピークに低下する女性の労働力率と高齢男女の就業希望

女性の労働力率は45～49歳をピークに低下しており、男性の就業率が60歳代で低下するのに比べて女性の離職時期は早い。これは、病気・高齢、人員整理・勧奨退職による離職のほか、女性の場合には男性と比べて家族の介護・看護を理由とした離職が多いためである。

他方、中高年齢期における就業希望は男性のみならず女性においても高く、かつ収入を得る必要があるなど切迫した理由による希望も強い。

- ・前期高齢者（65～74歳）のうち就業している割合は、平成18年では、男性で約4割、女性で約2割である。（図表18）
- ・女性の労働力率は45～49歳をピークに低下しており、男性と比べて女性の離職時期は早い。（図表19）
- ・女性の離職理由をみると、病気・高齢、人員整理・勧奨退職による離職の割合が高い他、男性と比べて「家族の介護・看護のため」を挙げる割合が高い。（図表20）
- ・45歳以上の離職無業者における就業希望者数は、男女別にみるとおおむね同数程度であるが、45～54歳については、女性の方が男性よりも多い。（図表21）
- ・高齢期において就業希望があるものの就業できていない割合は女性の方が高い。また、女性が就業を希望する理由には、「収入を得る必要が生じた」が男性に比べて多く挙げられている。（図表22、23）

○ 高齢者の就業・能力発揮を阻む要因

女性は高齢期に達する以前に子育て等で就業継続が困難であったり非正規雇用が多い状況があり、高齢期に至るまでの職業能力開発や就労経験の蓄積において不利な状況に置かれる場合が多い。

また、高齢男性に比べて高齢女性の方が、仕事がみつからない理由として労働時間が希望と合わないことを挙げることが多い。

- ・ 現在高齢期にある女性は、子育て等で仕事を中断し、就労経歴も非正規雇用中心の場合が多い。（図表 13, 19, 42, 43）
- ・ 高齢者（60～69 歳）が適当な仕事がみつからなかった理由としては、男女とも「条件にこだわらないが、仕事がない」が多いが、「労働時間が希望と合わなかった」を挙げる割合は女性の方が高い。（図表 24）

○ 職種についての希望と実態

高齢女性と高齢男性とでは希望する職種に違いがあり、高齢女性は事務、サービス等の仕事のニーズが比較的高いが、シルバー人材センターで実際に仕事に結びついている職群は、公園清掃・樹木消毒等の業務が過半数である。

- ・ 高齢者（60～69 歳）の希望する職種は、男女とも「生産工程・労務の仕事」が多いが、高齢女性は「事務的な仕事」「サービスの仕事」を希望する率が男性より高い。（図表 25）
- ・ シルバー人材センターの実績では、一般作業（公園清掃・樹木消毒等）が過半数を占める。（図表 26）

○ 高齢者の地域参加に関する意識と実態

高齢者の地域参加への意向は高いが、地域活動への参加のきっかけや関心が高い活動領域には、男女で違いがみられる。女性は友人・知人等のネットワークを介しての参加が多いが、男性は自治会等の組織を介しての参加の割合が比較的高い。

高齢者の中でも地域活動への参加に消極的なのが単身男性であり、こうしたことが高齢単身男性の孤立につながる一要因であると考えられる。

- ・ 高齢者の 1～2 割が地域活動に参加しており、参加したいという意向を持つ者も 65～69 歳では半数弱に上る。（図表 28）
- ・ 地域活動に参加したきっかけは、女性は「友人・仲間のすすめ」、男性は「自治会・町内会の呼びかけ」がそれぞれ比較的多い。また地域活動の内容について、女性は「趣味」が、男性は「地域行事」等に対する関心がそれぞれ比較的高い。（図表 29,

30, 31)

- ・55～74歳の地域活動に関する参加状況・参加意向を世帯類型別にみたところ、特に参加率が低いのが単身男性である。（図表 32）

施策の現状

○高齢者の就労支援にかかわる施策

高齢者の就業支援の取組として、無料の職業紹介を行う「公共職業安定所」があるが、有効求職者数や就職件数における65歳以上高齢者の割合は2～3%にすぎない(図表 27)。また、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を通じ「高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助」により、就業を希望する高齢者等に再就職やキャリア設計等に関する相談・情報提供等の支援を行っている。

高年齢者雇用安定法の改正により、平成18年度から65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置を講ずることが事業主に義務化されている。この措置の導入促進に係る指導として、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構から企業への高年齢者雇用アドバイザーの派遣や、公共職業安定所での高年齢者雇用確保措置を講じていない企業に対する個別指導等が行われている。

「シルバー人材センター事業」においては、高齢者に地域の日常生活に密着した仕事を提供し、高齢者の雇用機会の拡大を図っている。同事業については、加入会員数が男性51万人、女性25万人（平成18年度末時点）と男女差が大きい。シルバー人材センターで実際に仕事に結びついた職群は、公園清掃等の屋内外の一般作業が半数を占める。今後は、高齢男女それぞれの利用者ニーズの掘り起こしと、それに対応した仕事の開拓が望まれる。また、シルバー人材センターについては、小学校や放課後児童クラブからの児童の出迎え・預かり等を行うファミリー・サポート・センター事業と連携した事業実施を図っており、今後もこのような他分野と連携した取組については継続的に推進していくことが期待される。

これらの施策を総括すると、各種就労支援施策間の連携が十分に行われておらず、利用者にとって利便性を欠くことから、就業希望者について他の適切な窓口への効率的な橋渡し等、施策間連携の可能性について模索していくことが求められる。また、就労支援施策については、就労をめぐる状況が男女で大きく異なることを踏まえ、女性のニーズにきめ細かく対応した仕事の開拓や相談窓口の設置等が求められる。さらに、高齢女性の就労ニーズに合った仕事のあっせんが十分にできていないことから、高齢女性と高齢男性のニーズが違うことに配慮した取組が必要である。

○高齢者の能力開発・能力発揮にかかわる施策

高齢者の能力開発・能力発揮にかかわる施策として、高齢・障害者雇用支援機構を通じた高齢者雇用就業支援コーナーにおけるボランティア活動、NPO活動等に関する情報提供や実体験セミナーの開催等が実施されているが、同コーナーは現状では男性が主

たる利用者となる傾向がある。シルバー人材センターにおいても、会員の技能・技術を高めるための各種講習等が実施されている。

生涯学習の一環としては、公民館等における高齢者対象の学習・講座等が各地域において実施されている。また、「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」も、高齢者の奉仕活動等に対する支援として、能力発揮を支援する施策の一つと捉えることができる。

高齢者の能力発揮を支援するため、「エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介」、「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」、「高齢社会研究セミナー」等の事業を通じて、高齢者の社会参加や世代間交流の必要性について啓発を行っている。社会参加活動においては女性が多く活躍しているにもかかわらず、「エイジレス・ライフ実践者」の決定数は平成 19 年度で男性 34 名、女性 13 名であった。平成 19 年度の取組として選考委員会における女性選考委員の数を増やしたが、平成 20 年度においては、更なる取組として推薦依頼先の高齢者関係団体に女性団体を追加するなどの取組を行ったところである。

農業分野では、知識や経験が豊富な高齢者による担い手への支援を促進するため、普及啓発や研修を行うとともに、高齢者層の取りまとめ役等となりうる人材の育成、担い手支援活動の先進的事例の収集、情報提供を実施し、意欲のある高齢者の知識と技術をいかしつつ、生きがいを持って活動できるよう支援している。

高齢者の技能をいかすため、専門的な経験やノウハウを持つ大企業や研究機関等の O B と、彼らの経験を求める中小企業とのマッチングを図る「企業等 O B 人材マッチング事業」（平成 20 年度から事業名は「新現役チャレンジ支援事業」に変更）を実施している。現状では事業の対象要件に合致する人の多くが男性であるため登録者の 99% が男性である。今後は、女性についても専門的な経験やノウハウを持つ者が増えることが想定されるため、女性の登録者の増加に向けた取組が求められる。

平成 20 年度にモデル事業として行っている「教育サポーター制度」は、団塊世代の能力をいかす取組として、団塊世代や高齢者が職業・学習を通じて培った経験をいかし地域で「教育サポーター」として活躍する制度である。本制度の実施に当たっては、男女別の状況を把握しているものの、男女それぞれの能力発揮を実現する観点から、人材の発掘方法や活動領域の設定などにおいて男女別の視点を持って配慮していくことが求められる。

以上のうち、高齢者の能力開発・能力発揮にかかわる施策の多くは、男女別の参加状況等について把握していない。今後は、地域・社会における女性の能力発揮に向けて、まずは施策に関する男女別の状況把握を進め、男女共に能力発揮が実現しやすい施策となるよう企画・運営に当たって工夫していくことが求められる。

○ 高齢者の地域参加にかかわる施策

高齢者の社会参加活動への支援の多くは都道府県及び市町村が主体となって行っており、国は主に都道府県及び市町村の事業へ補助金・交付金を支出することで支援を行

っている。

「高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」において、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、スポーツ交流や奉仕活動など各種活動を行う市町村に対し、地域支援事業交付金の任意事業として支援を行っている。また、「高齢者福祉推進事業」において、老人クラブが行う高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や全国老人クラブ連合会が行う健康に関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発活動等に対する都道府県及び市町村の助成事業に対し、在宅福祉事業費補助金において支援を行っている。これらの取組に当たっては、男女別の観点も含め高齢者の参加状況やニーズの把握等に基づくきめ細かな施策の推進が求められる。

（２）高齢期における経済的自立

状況分析

○ 高齢单身女性の貧困～特に離別女性で厳しい経済状況

高齢者の中でも、経済的に厳しい状況に置かれているのが高齢单身女性である。高齢单身女性は、3割超が所得100万円未満など低所得層に集中し、貯蓄等資産の保有も少ない。生活保護を受給する高齢者のうち、单身女性が4割強と大勢を占める。

また、高齢单身女性の中でも厳しい状況にあるのが離別女性である。離別女性は年金額等の算定の基礎となる就業年数が短く、年間収入も少ない傾向にある。

高齢单身女性の貧困の問題は、社会的にインパクトが大きい問題である。

- ・ 女性の単独世帯は、3割超が年間所得100万円未満であるなど低所得層に集中している。（図表33）
- ・ 高齢单身女性の貯蓄水準は、100万円未満が約1割、300万円未満が約2割である。（図表34）
- ・ 平成17年の生活保護の被保護人員数における高齢者の割合は約4割であり、そのうち单身女性が4割強を占める。そして、その数は年々増加傾向にある。（図表35、36）
- ・ 55～74歳の单身女性の中でも、離別女性は年間収入60万円未満が12.5%と厳しい経済状況にある割合が高い。（図表38）
- ・ 離別の一人暮らし女性において、平均所得の半分に満たない厳しい経済状況に置かれている人の割合（相対的貧困率）が高い。（図表39）

○ 高齢单身男性の貧困リスク～今後対策の重要性が高まる可能性

男性は概して女性よりも就業年数が長い等の影響から高齢期における経済状況は安定しているといえるが、その中でも貧困リスクが高いのが高齢单身男性であり、特に厳しい経済状況に陥りやすいのが未婚男性である。生活保護の受給状況をみても、高齢単

身男性の生活保護の保護率は高齢単身女性よりも高く、かつその率は近年上昇している。すなわち、高齢単身男性が貧困に陥るリスクは高齢単身女性よりも高い可能性がある。現状ではまだ高齢単身女性に比べてボリュームが少ないものの、今後その対策の重要性が高まる可能性がある問題といえる。

- ・ 男性の中でも単独世帯は、低所得層に一定程度の分布がみられる。（図表 33）
- ・ 高齢単身男性は、1500 万円以上など貯蓄額が高い層が 44.1%と多い反面、100 万円未満が 12.7%と高齢単身女性よりも高い割合になっている。（図表 34）
- ・ 高齢単身男性のうち生活保護の被保護者の割合は 15.12%と高い。被保護人員総数に占める高齢単身男性の割合、高齢単身男性の保護率共に上昇している。（図表 35, 36, 37）
- ・ 55～74 歳の単身男性の中でも、未婚男性は年間収入 60 万円未満が 11.6%と厳しい経済状況にある割合が高い。（図表 38）
- ・ 未婚の一人暮らし男性において、平均所得の半分に満たない厳しい経済状況に置かれている人の割合（相対的貧困率）が高い。（図表 39）

○ 高齢期の経済状況に影響を与える就労経歴～大きい男女間格差、雇用形態間格差

高齢期の経済状況に影響を与えるのが就労経歴である。女性は男性に比べて就業年数が短く非正規雇用の割合も高いことが年金水準等の低さにつながり、本人のみの収入で生計を立てる高齢単身女性に厳しい経済状況をもたらすと考えられる。

また、正規か非正規かという現役時の雇用形態による収入格差も大きい。

- ・ 高齢者世帯の所得の約 7 割を「公的年金・恩給」が占めるが、その受給額は高齢期に至るまでの働き方との関係が大きい。同じ「正社員中心」でも、女性は男性よりも就業年数が平均して短く、厚生年金の被保険者期間が短いなどの理由から、受給額が低い傾向にある。（図表 40, 41）
- ・ 55～74 歳の年代層の就労経歴をみると、女性は男性に比べて「非正規雇用」あるいは「仕事をしていない」期間が中心の就労経歴が多く、正規雇用年数も短い傾向にある。単身女性は、女性の中では就業年数が長いが、男性と比較すると非正規雇用等が多く、就業年数・正規雇用年数共に短い。（図表 42, 43）
- ・ 55～74 歳の男性については、単身世帯において非正規雇用が多くなり、2 割近くが正規雇用年数 25 年未満。リストラや健康上の理由での就業中断経験も多い。（図表 42, 43, 44）
- ・ 55～74 歳の就労経歴と収入の関係をみると、正規か非正規という雇用形態の違いによる収入格差が大きい。また、同じ正規雇用中心の中でも、男性と女性では収入に大きな差がある。（図表 45）

○ 自営業や農林漁業の家族従業者における高齢期の所得保障の問題

自営業や家族経営の多い農林漁業においては、家族従業者（女性が多い）の貢献が金銭的に評価されず、本人としての年金権の充実や資産形成につながらない場合も多い。その多くが国民年金の第1号被保険者であるため、子が成長した後には遺族年金の保障がないなど、高齢期の所得保障に関しては課題がある。

- ・ 女性農業者のうち報酬を受け取っているのは約半数で、1ヶ月平均の受け取り金額は5～10万円が約4割である。（図表46）

○ 高齢期に経済困窮に陥りやすい潜在層～母子世帯、非正規雇用者など

高齢期に経済困窮に陥りやすい潜在層としては、次のような層が挙げられる。

（母子世帯）

非正規雇用が多く、収入が低い場合が多い。厚生年金への加入も多くない。

（非正規雇用者）

雇用が不安定で、正規雇用者との収入格差がある。被用者保険への未加入も多い。配偶者がいれば夫婦で老後に備えられるが、未婚などで単身者の場合は厳しい状況に陥りやすい。また、経済的な理由から「結婚したくてもできない」層がいるという問題もある。

- ・ 母子世帯の36.8%が「臨時・パート」である。平均年収も213万円と低い。（図表48）
- ・ パート労働者の厚生年金等への加入率は低く、男性45.1%、女性30.6%である。（図表49）
- ・ 既存調査を基に、単身者のうち例えば40～50歳代で未婚の女性についてみると、従業上の地位が非正規従業員である場合が3割近くに上る。非正規従業員の場合は、厚生年金への加入率が低い。また、老後の収入源の見込みとして公的年金を挙げる割合が低いことから、仕事による収入への依存が正規従業員に比べて高い。（図表50, 51, 52）

施策の現状

○ 公的年金制度

「公的年金制度」の下、原則強制加入である国民年金と、現役時代の収入に比例する厚生年金によって、高齢者の安心・自立した生活の保障が図られている。

「公的年金制度」については、平成16年に実施された制度改正において、女性と年金をめぐる問題を含め、多様な生き方・働き方に対応するための改正事項が盛り込まれた。主な改正事項は以下のとおりである。

- ① 育児休業中の保険料免除等の次世代育成支援の拡充
- ② 高齢期（65歳以上）の遺族年金配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併

給の見直しや若齢期の妻の遺族厚生年金の見直し

③ 離婚時の厚生年金の分割

④ 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

また、同制度改正においては、未納・未加入者対策³や制度の安定化のために、負担能力に応じたきめ細かな免除制度の導入、国庫負担2分の1への引上げ（平成21年度までに実施）が盛り込まれた。

平成16年の制度改正により、離婚時の年金分割、育児休業期間中の保険料免除の拡大、遺族年金の見直しなど、女性の年金権の向上に向けた改正が行われた。しかし、残された課題として以下の点が指摘される。

- ・平成16年の制度改正においては、パートタイム労働者への厚生年金適用の拡大は検討規定に留まった。その後の検討の結果、「働き方が正社員に近いパート労働者に適用を拡大する」という考え方の下、パート労働者に対する社会保険の適用拡大を図るべく、被用者年金一元化等法案を国会に提出し、現在継続審議とされているところである。
- ・第三号被保険者制度等の世帯に配慮した仕組みについては、女性の就業調整や短時間労働者の賃金抑制に結びつきやすくなっている（図表53, 54）。
- ・現行の年金制度においては「夫が就業、妻が専業主婦」の世帯がモデル世帯とされているが、共働き世帯数が過半数になったことを踏まえ、今後はモデル世帯の在り方についても検討が必要とされる。

○ 資産形成への支援にかかわる施策

国民の計画的な資産形成等による老後の準備を支援するため、日本郵政公社は「介護貯金」、「財産形成年金定額貯金」、簡易生命保険契約の保険サービスを提供していた。なお、日本郵政公社は、平成19年10月に民営化されたが、民営化前の利用者の契約については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が権利義務を承継し、サービス提供を行っている。

○ 農業・漁業従事者の老後生活の安定にかかわる施策

農業者・漁業者に対しては、それぞれ国民年金の給付と相まって老後の生活の安定及び福祉の向上を目的とする制度として「農業者年金制度」、「漁業者年金制度」がある。

農業者年金制度のうち、認定農業者等で青色申告である者や、その者（夫）と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者（妻）等の場合には、保険料の一部国庫負担を受けることも可能となっている。女性加入者については、近年上昇傾向にあるものの、その割合は8%と低く、一層の周知と加入促進が求められる（図表47）。

³ 平成16年公的年金加入状況調査報告（社会保険庁）によると、公的年金（恩給を含む）の受給権なしの者は65歳以上人口の2.5%であり、夫婦としては年金をもらっている者を除くと1.8%（44万4千人）である。

漁業者年金制度は、女性の加入割合が 39%となっているが、一層の周知と加入促進が今後の課題である。

また、上記に掲げる施策の推進と併せて、収益の分配を明確にした家族経営協定の締結促進や女性の経済的地位の向上に向けた起業活動への支援等に取り組むことにより、農山漁村女性の高齢期における所得保障の一層の充実が期待される。

（３）高齢期における生活自立

状況分析

○ 一人暮らしの孤立と日常生活の不自由

一人暮らしについては家族やそれ以外の地域ネットワークが弱く、そのため周囲から日常生活に必要な手助けを得にくい、病気・災害時など緊急時の支援を期待できないといった問題が生じやすい。その傾向は特に単身男性で顕著であり、地域における孤立が深刻化している。

高齢者の家事等の実施状況をみると、男性は女性に比べて家事や買い物などの実施率が格段に低く、一人暮らしになった場合等の生活自立の困難が危惧される。実際に日常生活の不自由を感じる割合は単身男性で高くなっている。

また、晩年一人暮らしになる確率が高い高齢女性において、消費者被害相談や認知症等により自立した生活を送ることが困難な状況になった場合に対応する成年後見制度の利用が多い傾向がみられている。

- ・ 男性単身世帯は、子どもがいないなど家族のネットワークが弱いことに加え、家族以外との交流が少ないため人的ネットワークが希薄。話し相手や相談相手がいないとする割合も高い。（図表 55, 56, 57）
- ・ 男性は女性に比べて家事や買い物の実施率が格段に低い。（図表 58）
- ・ 単身世帯は、日常生活で不自由を感じることも多く、その割合は男性で高い。また、病気や災害時に助けてくれる人が「いない」とする割合も高い。（図表 59, 60）
- ・ 判断能力に問題がある人の消費者被害相談状況を年代別にみると、70 歳代、80 歳代の高齢女性の相談件数が多い。（図表 61）
- ・ 成年後見制度の利用状況を年代別にみると、男性では 30～50 歳代が多いが、女性では 80 歳以上が最も多く全体の約 34%を占め、65 歳以上の高齢者が約 55%を占める。（図表 62）

○ 高齢者の住まいをめぐる状況

高齢者の持ち家率は高いが、単身世帯においては約 4 割が借家である。そのため、単身世帯においては家賃の支払いの負担が家計において重くなっている。

また、高齢者の住まいの状況は地域によって異なり、大都市圏において持ち家以外の

割合が高く、家賃・ローンの額も高い傾向にある。

- ・高齢者の持ち家率は高い。しかし、単身世帯では持ち家率が約6割と下がり、大都市圏では持ち家以外の割合が高くなる。（図表 63, 64）
- ・単身世帯は、その他の世帯と比べて、家賃・ローンの支払いがある割合が他世帯より高い。また、持ち家以外の単身世帯において、年収120万円未満の人も3人に1人は月に3万円以上の家賃を支払っている。（図表 65, 66）
- ・家賃・ローンの額は、大都市圏において高い。（図表 67）

○ 高齢者のICT⁴利用をめぐる状況

ICT利用について、今の高齢者はまだ利用が少ないものの、今後10年の間に高齢期に入ってくる層については利用率が格段に高まる傾向にある。また、ICT利用に関する男女間格差もみられるが、それは就業経験との関係も深いと考えられる。

ICTの利用度が高い方が人間関係の広がりをもたらし可能性もあり高齢期における利用の広がりが期待されるが、操作のしづらさが利用の障壁になっていると考えられる。

- ・ICTの利用は、年齢が若いほど利用率は高まる。携帯メールの場合、利用している割合は70～74歳は13%程度だが、55～59歳は男性62.6%、女性50.6%。ICTの利用状況には男女で違いがみられる。パソコンや携帯電話は男性、携帯メールは女性の方がより多く利用している。（図表 68）
- ・就業経験のある人の方が、また収入が高い人の方がICT利用度は高い。（図表 69, 70）
- ・交友関係の広さと、ICTの利用度は比例関係にある。（図表 71）
- ・インターネットを利用しない理由及び利用していて感じる不満としては、「必要がない」「操作がしづらい」等が挙げられる。（図表 72）

○ 被害者の多くが女性である高齢者虐待の問題

高齢者虐待の被害者の4人に3人が高齢女性であり、虐待者は息子である場合が多い。高齢者虐待の問題は、主に高齢女性にとって尊厳ある日常生活を送ることを阻害する深刻な問題であり、家族の在り方や子どもの自立の状況にも関連している可能性がある。

- ・高齢者虐待の実態をみると、被虐待者の多くは高齢女性であり、虐待者は息子であ

⁴ ICTとはInformation and Communication Technologyの略であり、インターネットや携帯電話等の情報通信技術を指す。豊かなコミュニケーションの実現の重要性を明確化する用語として、総務省は「IT」に替えて使用している。

る場合が多い。また東京都の調査によると、「子どもによる虐待がある世帯」のうち世帯類型が「本人と単身の子ども」の世帯が約 45%を占める。（図表 73, 74, 75, 76）

施策の現状

○ 日常生活の支援にかかわる施策

高齢者の日常生活を支援する施策としては、判断能力が不十分な高齢者・障害者等に福祉サービス等の利用援助等を行う「日常生活自立支援事業」があるほか、「シルバーハウジング・プロジェクト」として生活援助員（LSA：ライフサポートアドバイザー）が在宅生活を支援する仕組みもある。また、高齢者の日常生活における自立をサポートする手段として、福祉用具の開発・普及が進められている。

これら在宅生活を支援する施策は、これから高齢の単身世帯・夫婦世帯が一層増えていく中において重要性が高まるとともに、日常生活に密着した施策であるため、男女別ニーズへの配慮を含め、利用者のニーズに応じたきめ細かな施策の展開が求められる。

認知症等の理由で自立した生活を送ることが困難な人々については、「成年後見制度」に基づき、本人の判断能力に応じて契約行為や財産管理等に関する支援を成年後見人等により行う仕組みがある。成年後見制度に関しては、申立て件数を男女別に把握して分析を行っており、高齢女性に利用が多い等の状況把握がなされている。本施策については、今後の一人暮らし高齢者の増加を見据え重要性が増す施策と考えられるため、利用しやすい制度となるよう後見人の育成や制度の周知等に引き続き取り組んでいくことが重要である。また、同制度の利用者には高齢女性が多いことから、女性後見人の積極的な育成や高齢女性を対象とした制度の効果的な周知の在り方についても検討が求められる。

被害者に高齢者が多い消費者被害問題については、「消費者問題出前講座」や「メールマガジン『見守り新鮮情報』」⁵の発行による消費者被害に関する情報の周知、各関係府省と関係団体の情報交換を行う「高齢・障害消費者見守りネットワーク協議会」⁶の開催などが実施されている。全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談情報については、男女別や年齢別の分析が行われ、消費者問題には男女差が大きく出ている等の把握がある。消費者問題については、引き続き男女別の状況についてきめ細かな分析

⁵ 「メールマガジン『見守り新鮮情報』」とは、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を高齢者・障害者本人とその家族、並びに日頃から高齢者・障害者に接している周りの人々にメールマガジンで定期的に発信し、注意喚起を促すサービス。平成 20 年度から（独）国民生活センターが実施予定。

⁶ 「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会」とは、高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等のための関係団体による連絡協議会であり、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関する情報共有とともに、高齢者及び障害者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築することを目的としている。

を行うとともに、女性の被害が顕著であることを踏まえた効果的な情報発信等の施策推進上の工夫が望まれる。

○ 高齢者の住まいにかかわる施策

高齢者が安心して暮らすことができる住居を整備するため、国土交通省は、「高齢者専用賃貸住宅制度」の整備に加え、厚生労働省と連携し、生活援助員による日常生活支援サービスの機能を併せ持つ公営住宅を提供する「シルバーハウジング・プロジェクト」の推進等による住環境の整備を進めている。

また、ケア付生活施設として、有料老人ホーム、ケアハウス等で一定の人員配置等を行って入居者に介護を提供する施設については、都道府県知事から「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた事業所が介護保険給付の対象となるサービスを提供する仕組みがある。平成 18 年 4 月の介護保険法の改正（特定施設入居者生活介護の改正）により、特定施設の対象が、有料老人ホーム、ケアハウスだけではなく、養護老人ホームや一定の条件を満たす高齢者専用賃貸住宅（国土交通省）まで拡大された。

安心できる住まいの整備については、高齢者が増える中においてハードとしての住宅の整備のみならず、住宅費負担の軽減や、安否確認・生活支援など住まいを支えるサービスや支援体制の充実など、多様な方策により高齢者の安心の住まいを確保しているが、今後ともこれらの施策を推進していくことが望まれる。

○ 高齢者の I C T 利用促進にかかわる施策

総務省では、平成 16 年 12 月に「u-Japan 政策」を策定し、近い将来到来する本格的な少子高齢化等、社会的な課題を解決するために、「ユビキタスネットワーク⁷社会」を平成 22 年までに実現することを目標に据えている。「ユビキタスネットワーク社会」の理念に、年齢や身体的な条件による I C T 利用機会の格差（デジタル・ディバイド）を是正し、高齢者・障害者を含め誰もが I C T の恩恵を享受できるような社会の実現を掲げ、各種施策を推進している。

高齢者・障害者が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者・障害者向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行ってきている。

また、高齢者等の情報通信技術を用いた社会参画を促進するため「高齢者・障害者の I C T 利活用の評価及び普及に関する調査研究」を実施した。

今後も高齢者等でも利用しやすい I C T 機器の研究開発の促進や高齢者等の社会参画を促進するための取組の充実などが望まれる。

⁷ 「ユビキタスネットワーク」とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」アクセスが可能なネットワーク環境。なお、ユビキタスとは「いたるところに遍在する」という意味のラテン語に由来した言葉（平成 19 年版情報通信白書、総務省）

○ 高齢者虐待防止対策

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 18 年 4 月 1 日から施行された。同法に基づく各自治体における対応状況等については平成 19 年度に調査が実施され、同調査結果等も踏まえて高齢者虐待の発生予防・早期発見のための取組等が進められている。

（４）介護予防や医療・健康づくり

状況分析

○ 健康に関する不安

老後の生活に関する不安として大きいのが自分や配偶者の病気や介護に関する不安である。健康上の問題を持つ割合は年齢が上がるほど増えるが、特に単身世帯は高齢期以前から健康上の問題を抱える割合が高い。また、単身男性については日常生活における健康への配慮が欠ける傾向がある。

- ・ 70 歳以上になると、約 7 割の人が健康に不安を感じている。（図表 77）
- ・ 老後の生活に関する不安としては、自分や配偶者の病気や介護、それに伴う医療や介護の費用負担に関する不安が大きい。（図表 78）
- ・ 55～74 歳の健康状態をみると、全体的に男性の方が健康上の問題があるとする割合が高い。また、男女共に単身世帯の 55～64 歳で「日常生活に影響する健康上の問題を抱えている」とする割合が他の世帯類型に比べて高い。（図表 79）
- ・ 健康の維持・増進のための心がけについては、特に一人暮らし世帯の男性で健康に配慮した行動を心がけている割合が低い。（図表 80）

○ 要介護になった原因や疾病構造の男女差

要介護になった原因は男女間で明らかに異なる。また、性差医療（性差に基づいた医療）⁸に関する研究が進むにつれ、男女で罹患率や死亡率に明らかな差異がみられる疾患があることが明らかになりつつある。

- ・ 要介護になった主な原因は、男性は「脳血管疾患（脳卒中など）」が多いのに対し、女性は「関節疾患（リウマチ等）」、「認知症」、「骨折・転倒」、「高齢による

⁸ 「性差に基づいた医療」（Gender-specific Medicine）とは、「男女比が圧倒的に男性または女性に傾いている病態、発症率はほぼ同じでも、男女間で臨床的に差をみるもの、未だ生理的、生物学的説明が遅れている病態（ことに女性で多い）、社会的な男性・女性の地位と健康の関連などに関する研究を進め、その結果を疾病の診断、治療法、予防措置へ反映することを目的とした医療改革である」と定義されている。

（平成 14 年度厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業「日本における女性医療の課題に関する医療社会学的研究ならびに性差を加味した健康度及び生活習慣の測定手法の評価に関する研究」主任研究者：天野恵子（千葉県衛生研究所所長）、平成 15 年 3 月）

衰弱」も多い。（図表 81）

- ・女性には甲状腺の病気、認知症、自律神経失調症、関節リウマチ、骨粗しょう症などによる通院が多いが、男性は痛風、前立腺肥大症による通院が多い。死亡率でみると、男性は肝疾患、婦人科系を除く悪性新生物が高く、女性には認知症や慢性リウマチ性心疾患などが高い。（図表 82，83）

施策の現状

○ 介護予防・健康づくりにかかわる施策

介護予防に関する具体的施策の実施主体は市町村であり、国としては制度枠組みの構築、財源負担、市町村の取組に対する助言・指導等の支援等を行っている。その中核的な施策である「地域支援事業」は、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに地域の中で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としており、具体的には介護予防事業、総合相談支援、権利擁護事業、家族介護支援事業等を実施している。

若年期からの健康づくり対策としては、「メタボリックシンドローム予防戦略事業」があり、都道府県、保健所設置市及び特別区において、肥満予防の観点から生活習慣改善を支援する取組が推進されている。加えて平成 20 年度からは、医療保険者に 40 歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする「特定健康診査・特定保健指導」の実施が義務付けられた。「特定健康診査・特定保健指導」については、健診・保健指導の個人別データの蓄積が医療保険者に義務付けられ、データに基づく評価が求められていることから、その評価に当たっては男女別の視点も十分に組み込んでいくことが望まれる。

女性の健康支援にかかわる施策として「骨粗しょう症の予防」があり、検診受診率の向上に向けた若年層への教育、普及のための啓発事業を都道府県、検診については市町村が実施主体となって実施しており、今後一層の推進が求められる。

○ スポーツを通じた健康づくりにかかわる施策

スポーツを通じて健康づくりを図る施策として「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」、「地域スポーツ指導者育成推進事業」がある。

「総合型地域スポーツクラブの育成・支援」に関しては、地域によって子ども、女性、障害者、高齢者等の参加が促進されていない実態があることを踏まえ、これらの課題を解決するためのモデル事業が実施されている。このようなモデル事業の成果が他地域における取組にも波及されるように、国として積極的な情報収集と普及啓発に努めることが望まれる。

○ 性差医療にかかわる施策

疾病統計によれば罹患状況に性差がある疾病は、いわゆる婦人科系疾患や骨粗しょう症等に限らず他にもあることから、性差に配慮した医療の推進に取り組んでいくことが

求められる。性差医療に関する研究や実施体制の整備が近年進みつつあるが、こうした動きを研究機関や医療機関、各種団体等と連携して推進していくことが重要である。

○ 高齢者の心身の特徴を考慮した医療の推進

豊かで活力ある長寿社会に向けた総合的戦略を推進するため、高齢者の心身の特徴を考慮した老化機構や疾病原因の解明、予防・診断・治療法の確立、診療体制の充実等を先導する研究施設として「国立長寿医療センター」を平成 16 年 3 月に設置し、研究を推進しており、男女別データに基づいた研究を含め高齢者の心身の特徴を考慮した研究の推進が求められる。

（５）介護基盤整備

状況分析

○ 一人暮らしの高齢女性の介護問題

要介護者は女性が男性の約 2.6 倍のボリュームを占め、要介護期間も長いという調査がある。女性は長寿ゆえに夫に先立たれて一人暮らしになる可能性が高く、一人暮らしの高齢女性の介護問題は深刻である。一人暮らしの場合には在宅サービスや施設入所への希望も高い。

- ・ 65 歳以上の介護保険サービスの受給者数をみると、女性が男性の約 2.6 倍（平成 20 年 3 月審査分）。要介護状態である期間も男性に比べて長い。（図表 84, 85）
- ・ 自分が介護が必要になる際の希望は、単身世帯は男女共に「在宅サービス事業者」、「施設入所」を希望する割合が高い。（図表 86）

○ 依然として大きい女性の介護負担

介護をめぐっては、介護保険制度の創設によって家族介護の負担は以前よりも減ってきたものの、家族内の主な介護者は依然として女性が多い。また、60 歳以上の介護者が 5 割を超えているという実態もある。

- ・ 家族内の主な介護者は 75%が女性である。また、主な介護者の半数以上が 60 歳以上である。（図表 87, 88）
- ・ 介護休業制度の取得率は非常に低率である。（図表 89）

○ 老親等の介護不安

現在の 60 歳前後の団塊世代等については、親の長寿化と核家族化の中で老親の介護に関する不安を抱える人が少なくない。

- ・ 55～64 歳の約 2 割が老親の介護不安を感じている。（図表 16）

○介護労働者の処遇の問題

介護労働者は約 8 割が女性である。雇用形態や勤続年数の影響もあり、一律に比較することは困難であるが、全労働者の平均と比較すると介護労働者の給与水準は低い。

- ・ 介護労働者は約 8 割が女性。女性の介護労働者は約 4 割が非正規雇用である。（図表 90, 91）
- ・ 一律に比較することは困難であるが、介護労働者の給与水準は低い。（図表 92）

施策の現状

○ 介護基盤体制の整備にかかわる施策

介護基盤の整備に関しては、都道府県や関係団体が主体となって実施する介護支援専門員、社会福祉士及び介護福祉士等の人材養成にかかわる各種施策が実施されているほか、福祉人材の確保に係る職業相談や職業紹介等の機能を持つ施策として、福祉重点ハローワークを中心とした公共職業安定所における「福祉人材確保対策事業」、都道府県が設置する福祉人材センターが主体となって行う「福祉人材確保重点事業」が実施されている。

高齢化の進展の下で介護人材に対する需要は増え続けており、それに対応した人材養成並びに職業相談・職業紹介等について都道府県並びに関係団体との連携の下に一層推進していくことが重要である。介護労働者の約 8 割が女性であるという現状も踏まえつつ、介護職場の現状及び介護分野での就業を希望する求職者特有のニーズを把握し、それに配慮した取組が求められる。

○ 家族介護を行う労働者への支援にかかわる施策

家族の介護を行う労働者に関する支援としては、介護休業制度等の普及・定着、相談への対応、両立支援レベルアップ助成金の支給等を行う「介護休業を取得しやすい環境の整備」が行われている。また、農業分野における家族介護の負担軽減も目的として農協の行う介護保険サービス事業に必要な人材育成を支援する「JA食料・農業・農村サポート機能活性化促進事業（うち農村地域維持・活性化支援事業）」が実施されている。

しかし、いまだ介護休業取得率は非常に低率であり、介護休業制度の規定がある事業所割合も半数を若干超えたにすぎない。男女共に希望する人が介護休業制度を利用しやすい環境整備に向けて、事業主や労働者に対する啓発普及や助成金の支給等による利用促進に係る取組を進めていくことが望まれる。

○ 介護労働者の雇用管理改善にかかわる施策

介護労働者の雇用管理改善にかかわる施策として、「介護基盤人材確保助成金」並びに「介護労働者の雇用管理改善施策」が実施されている。他方、介護サービスの質の確保を図るための施策として、「介護サービス情報の公表制度支援事業」も推進され、介護事業者については運営情報の公表が義務付けられている。

介護労働者の雇用管理の実態については（財）介護労働安定センターが実施する実態調査等により男女別の分析も含めて把握が試みられている。引き続き調査分析を行うとともに、その実態を踏まえた効果的な雇用管理改善の促進が求められる。

2. 施策の全体的な傾向

高齢者の自立した生活を支援するための施策を効果的に進めるためには、男女別にニーズを把握して施策に反映すること、関係主体や関連する施策と効果的に連携を図ること、施策の進捗を評価し見直しを行うこと、といった取組が求められる。

以下に、それらの取組状況について関係府省ヒアリングの対象とした全 49 施策の傾向を概括する。

(1) 男女別のニーズの把握と施策への反映

施策に関する男女別のニーズについて具体的にデータの把握・分析等を行っているのは 49 施策中 17 施策、うち男女別の観点を施策に反映しているのは次に示す 6 施策であった。高齢者の自立支援にかかわる施策における男女共同参画の視点の反映は十分とは言えない。

男女でどのようにニーズや利用状況が異なるのかなど、男女別に実態を把握し、それを施策に反映させることが重要である。データを取るだけでなく、男女の老後の生活様式の違いなどに着目した運用が大切であり、そのためには男女共同参画の視点を各府省が主体的に持っていくことが必要とされる。

施策の利用実績等をみると、中には対象者や利用の要件等は男女に中立的になっていても、男女の生活実態の違いなどから、結果として施策の恩恵を受けるのが男性に偏っている施策が一部にみられている。その背景について分析し、施策の仕組みの見直しや女性のニーズの掘り起こし等を行う必要がある。

男女別の観点を施策に反映した取組

施策名〔所管府省〕	男女別の観点を施策に反映した取組
公的年金制度の安定的な運営 〔厚生労働省〕	平成 16 年年金制度改正においては、女性と年金をめぐる問題を含め、多様な生き方・働き方に対応するための改正事項が盛り込まれた。 ○育児休業中の保険料免除制度の拡充等、次世代育成支援の拡充 ○遺族年金の見直し ○離婚時の厚生年金の分割 ○第 3 号被保険者期間についての厚生年金の分割 また、「働き方が正社員に近いパート労働者に適用を拡大する」との考え方の下、パート労働者に対する被用者保険の適用拡大を図るべく、被用者年金一元化法案を国会に提出中である。
農業者年金制度 〔農林水産省〕	制度のメリットの 1 つである政策支援（保険料の国庫補助）について、家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者等も対象となっている。また、その周知を図るため女性を対象としたパンフレットも作成・配布している。

施策名〔所管府省〕	男女別の観点を施策に反映した取組
国民に対する啓発 〔内閣府〕	エイジレスライフ実践者の選考に関し、女性選考委員の数の増加により、女性の視点を反映するための体制を整備。さらに、平成 20 年度から、推薦要綱に「積極的に女性の発掘に努めること」と明記するとともに、推薦依頼先の高齢者関連団体に女性団体を1団体追加している。
総合型地域スポーツクラブの育成・支援〔文部科学省〕	平成 19 年度より「総合型クラブを核とした活力ある地域づくり推進事業」として、子どもや女性のスポーツへの参加機会の確保等地域が有する様々な課題を、総合型クラブが中心となって解決するためのモデル事業を実施している。平成 19 年度においては「子どものスポーツ活動の充実」「女性のスポーツへの参加機会の確保」「障害者のスポーツへの参加機会の確保」の計3つの課題を対象としている。
国立長寿医療センターにおける研究 〔厚生労働省〕	病院としては男女別に認知症や骨粗しょう症等の高齢者に発生しやすい疾患に対して、適切な診療を実施している。研究所としても男女別データに基づいた研究を実施している。
メタボリックシンドローム予防戦略事業 〔厚生労働省〕	男女のライフスタイル等の違いを考慮して策定したガイド等を活用し、生活習慣改善のための情報提供を実施している。

（２）関係主体や施策との連携

49 施策中 32 施策において、関係主体・関係施策との連携が行われている。連携の形態は、関係主体間の連携が中心である。

連携している関係主体は地方公共団体が最も多い。この他、他府省や最高裁判所・地方労働局等の国の機関、独立行政法人等の外郭団体、日本弁護士連合会等の民間団体、各地域の商工会議所や農協、その他ボランティア団体や民間企業などとの連携がみられる。

連携の方法は、広報・周知において協力を得ることが多く行われている。また、連絡協議会を開催し、地方公共団体・警察・関係民間団体等が年に数度一堂に会して意見交換・情報交換を行うという形態も多い。

高齢者施策の推進の多くは地方自治体が担っていることや、高齢者自身の地域活動への参加及び地域住民による高齢者への支援の一層の強化を目指していくことを考えると、地方自治体や関係主体等との連携の視点が非常に重要であり、今後引き続き取り組むべき課題である。

他方、関係する施策との連携については具体的な取組があまりみられない。目的が類似する、あるいは対象者が重複するなど関連性が高い施策については連携し、効果的な推進を図っていくことが求められる。

（３）施策の評価と見直し

49 施策中 40 施策で施策の評価を実施している。

評価の方法としては、講座等の開催数・人材登録制度の登録者数等の実績評価が多く、効果等までを把握して施策の分析を行っているものはほとんどない。

評価に際したデータ把握に当たり、男女別に数値を把握している施策は 18 施策にすぎず、今後の改善が望まれる。

第3章 男女共同参画の観点からみた高齢者の自立支援をめぐる課題と取組

1. 高齢者の自立支援における男女共同参画の視点の重要性

平均寿命が延伸し、国民の5人に1人が65歳以上の高齢者である社会となった今、男女が共に高齢期において自立した生活を送ることがより一層重要な課題である。

女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高い。高齢社会の在り方は高齢女性の生き方や暮らしぶりに大きく左右されると同時に、高齢者施策の影響は女性の方がより強く受ける。

また、特に男性に多くみられる長時間労働などにより仕事中心の生活をしてきた人々は、家庭や地域に回帰して第二の人生を歩み出す必要がある。

男女が共に高齢期において個人が持てる意欲・能力を最大限に発揮して活力ある日々を送り、安全で安心な質の高い暮らしを実現するためには、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな高齢者の自立支援施策の展開が求められる。

高齢期における生活状況は、若い時期からの働き方や家族の持ち方、能力開発、生活習慣等の蓄積に負うところが多い。言わば若年期・壮年期など人生の各段階における様々な分野での男女の置かれた状況の違いが複合的に蓄積された結果が、高齢期に至っても男女間の差の固定化として現れており、しかもその様相は世代によって異なる。したがって、若い時期からの生活の変化や節目など人生の各段階を通じた支援という観点を含めて、長期的かつ世代横断的な視点に立って施策の在り方について検討する必要がある。

以上を踏まえ、男女共同参画の観点からみた高齢者の自立支援をめぐる基本的な考え方、課題と取組について以下に示す。

2. 基本的な考え方

高齢者の自立支援の推進に当たっては、男女それぞれの状況の違いや高齢社会の動向を踏まえ、「自立と共生」の理念に基づいて進めていくことが重要である。それは、男女すべての高齢者が、周りの人々とかわり互いに助け合いながらも、個人が持てる意欲や能力を最大限に発揮して自らできることを行い、個人としての尊厳を持ち続けることができることを目指す考え方である。

したがって、今回、課題として取り上げた「高齢者の自立支援」の取組は、生活基盤の整備により高齢者が一人で独立して生きていけるための支援に矮小化されるものではなく、「自立と共生」の理念に基づいたものでなければならない。その際には、高齢者が安心して健康で文化的な生活を送る権利が保障されることが大前提であり、それに留意して取組がなされていくことが重要である。

横断的な取組としては、男女の置かれた状況に配慮しつつ、男女の個人としての尊厳を重んじる男女共同参画の基本的な考えが不可欠である。同時に、他者とのかわりを持ちながら自らの意思で物事を決めることができるよう高齢者が自己決定できる能力

を高めていくことや、高齢者の置かれた状況の地域差に配慮した取組も必要となる。

分野別取組としては、高齢者が男女共に経済的に自立し、自発的な社会貢献活動等も含めた幅広い領域において意欲ある者が豊かな経験や能力をいかすとともに、社会の支え合いの下で生活自立をより強化していく方向で現行の施策を見直していかなければならない。さらに、高齢者が心身共に健康であり続けるために、性差に配慮した医療・介護予防への取組等を同時に進めるべきである。

なお、こうした「自立と共生」の理念に基づく高齢者の自立を実現するためには、高齢期の状況には若い時期からの生活の影響が大きいことを踏まえ、学校教育段階も含めた社会全体で若年期から取り組む観点も重要である。

3. 施策横断的にみた課題と取組（全府省）

（1）男女共同参画の視点の主流化～男女別の分析及び施策への反映の強化

男女共同参画の視点の主流化とは、あらゆる分野における施策の企画立案、実施、評価に当たって、その施策の実施主体が、施策が男女にどのように異なる影響を与えるかについて検討し、男女の状況や意識の違いにきめ細かに対応する視点を持つことである。男女共同参画の視点の主流化は、男女双方の国民の目線に立って施策を効果的に推進するために非常に重要である。

監視・影響調査専門調査会としては、これまでもあらゆる施策の推進に当たって男女共同参画の視点を持つことの重要性について指摘してきたところである。

しかしながら、各府省における高齢者の自立支援施策の現状について確認した結果、施策にかかわる利用者の意識・実態や利用状況等の施策の実績について男女別に状況を把握・分析し、その結果を施策の立案や見直し等に反映させている施策は極めて少なかった。制度的には中立であっても、施策の仕組みや男女それぞれの生き方や置かれた状況の違い等から、結果として施策の恩恵を受けるのが男性に偏っている施策も見受けられた。また、そもそも効果まで含めて評価を行っている施策は極めて少なかった。

施策にかかわる意識や実態が男女でどのように異なるのか、また、施策の利用状況や効果が男女でどのように異なるのか等について男女別に具体的な数値や情報を確認し、施策の企画や運用に具体的にいかしていく取組があらゆる高齢者施策について必要である。また、高齢者の自立支援のための各種施策の企画立案等の方針決定過程において、女性の参画を拡大していくことが重要である。

各府省においては、今以上に男女共同参画への取組について政策的な優先度を高め、上に示すような取組のより一層の推進に努めることが求められる。

（2）高齢者の自己決定の尊重

高齢者の自立支援の推進に当たっては、高齢者が「社会の弱者」としてではなく、他者とかわり必要に応じて周囲の支援も得ながら自らの意思で物事を決め、その意向が日々の暮らしの様々な場面においていかされるように配慮することが重要である。また、

高齢期も含めて人生を豊かに過ごすためには、若年期・壮年期などの段階から長期的な視点で自らの人生を設計する力も求められる。

こうした高齢者自身の「自己決定できる力」は男女共に必要とされるが、高齢女性は、性別役割分担意識の影響や職業生活の経験が比較的少なかったことなどから、自己決定の経験が男性に比べて少ない状況もみられるため、自己決定を支援する視点も必要とされる。

また、高齢者等政策に意見を反映させることが困難な層については、その意見が集約されて地域の施策や取組の決定に反映されるような仕組みを組み込んでいくことが必要であり、国としては国内外の先進事例⁹の情報を収集し、情報発信していくことが望まれる。

（３）地域に根ざした取組の推進

高齢者の自立支援に関する取組に当たっては、地域に根ざした取組が必要である。特に高齢者施策の多くは、高齢者に身近な地域において展開されることから、施策の実施に当たっては地域資源を有効に活用するとともに、地方自治体や企業・ＮＰＯ・ボランティア等民間による取組と効果的に連携が図られるよう促進していくことが重要である。また、地域における高齢男女の活躍を支援するため、地域の男女共同参画センター等との連携も極めて重要である。

加えて、高齢者を取り巻く環境については地域差が大きいため、各地域の特性に応じて効果的に取組を進める必要がある。例えば、都市など一人暮らしが多い地域においては高齢者の孤立を防ぐための声かけ等を含めた地域のつながりの構築が、一方の過疎化が進む地方においては医療・介護等の基本的な生活基盤の整備が、それぞれに緊急性が高い課題と考えられる。

（４）関係施策との連携の推進

取組に当たっては、施策の効果的な実施という観点から、関係施策との連携を十分に図ることが重要である。目的が類似する、あるいは対象者が重複するなど関連性が高い施策については施策間の連携を図る他、高齢者が子育て支援を行うなど他分野と連携した施策の展開についても積極的に取り組んでいくことが求められる。

⁹ 高齢者の意見を政策に反映させる一例として、デンマークのムーネ（自治体）に置かれている「高齢者委員会」等が挙げられる。

4. 分野別にみた課題と取組

(1) 高齢男女の就業促進と社会参画に向けた取組

高齢期における経済的自立を実現するためには、就業意欲のある高齢者について自活を促すための就業支援等の対策に取り組むべきである。特に、女性の場合は就業中断等により一貫した職業能力の蓄積が困難な状況であった人が少なくなく、また、介護・看護や家族の事情などにより男性に比べて離職時期は早いことから、こうした女性特有の状況を踏まえた取組が求められる。

また、高齢者の中には自らの経験と能力をいかし、社会とのかかわりを持ち続けたいとする人も多い。高齢者が同世代あるいは他の世代と支え合うことのできる社会を構築するためには、意欲のある高齢男女の積極的な社会参画を促進する取組が重要である。

ア. 高齢男女が働きやすい柔軟かつ多様な働き方の環境整備

高齢期においては健康・体力面での個人差が拡大するとともに、就業ニーズが多様化することを踏まえ、高齢男女が働きやすい柔軟かつ多様な働き方ができる環境を整備する。

○ 高齢者が働きやすい柔軟かつ多様な働き方の環境整備(内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省)

政府の仕事と生活の調和施策の一環として、企業等との連携等のもとに、短時間勤務、在宅勤務など、高齢男女が働きやすい多様な働き方の環境を整備する。

イ. 相談窓口のワンストップ化と高齢女性を対象とした就業相談・能力開発等の充実

就業を希望する高齢者が効率的に必要な情報を得られるように、高齢者の就労支援施策の連携を図るとともに、就業相談、能力開発、職業紹介、起業支援等をワンストップで提供する仕組みの整備を進める。

特に、既存の施策では男性が主たる対象となる傾向があり、就業中断経験等から就業希望を有していても就業困難である高齢女性を対象とした就業相談・能力開発等を充実する。

○ 高齢男女の就業相談窓口のワンストップ化の推進(厚生労働省)

公共職業安定所、高齢期雇用就業支援コーナー¹⁰、シルバー人材センター等の各種就労支援施策について、相談情報や求職・求人情報の共有等の連携を図り、就業相談、能力開発、職業紹介、起業支援等をワンストップで提供する取組を推進する。

¹⁰ 「高齢期雇用就業支援コーナー」とは、就業を希望する高齢者等に再就職やキャリア設計等に関する相談・情報提供等を行う事業。独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が実施。

○ 高齢女性を対象とした就業相談・支援体制の充実(内閣府、厚生労働省)

公共職業安定所、高齢期雇用就業支援コーナー、シルバー人材センター等の相談・支援において、高齢女性の就業経歴や就業ニーズを踏まえた相談や情報提供を行うための相談員研修の実施等を通して相談員の知見を高め、高齢女性のニーズや状況を踏まえたきめ細かな対応を行う。特に生活に困難を抱える層については、福祉事務所とも必要に応じて連携し、ニーズに応じた対応を行う。

また、男女共同参画センター等と連携し、高齢女性向けに生活全般にわたる相談から、就労に関する相談、意識啓発、能力開発等についてワンストップで提供する取組を推進する。

○ 高齢者向けジョブ・カードによる再就職支援の推進(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

キャリアや学習歴・訓練歴、資格・免許、社会体験活動歴などをジョブ・カードに記載し、就業相談、能力開発等の就業支援を一貫して行う「ジョブ・カード制度」において、高齢者向けのジョブ・カード様式を策定することにより、再就職支援の円滑化を図る。

○ 高齢男女の能力の活用に関する検討の推進(内閣府、厚生労働省)

就業の他に地域活動や社会貢献活動など幅広いキャリアを持つ高齢者について、多様な経験・能力を整理し、再就職や地域活動等にかすための課題について検討する。

○ 高齢者就労支援施策の方針決定過程への女性の参画の拡大(内閣府、厚生労働省)

高齢者就労支援にかかわる各種事業の企画立案に当たって、女性の参画加速プログラムの趣旨に鑑み、その方針決定過程における女性の参画拡大を促進する。

○ 職業相談・求職情報等の男女別分析の実施(厚生労働省)

高齢者の就業に関する男女別の希望や就労経歴の違いを把握して施策の効果的な企画立案や実施にかすため、公共職業安定所、高齢期雇用就業支援コーナー、シルバー人材センター等、就労支援施策における職業相談や求職情報等の男女別分析を行う。

ウ. 高齢女性が活躍できる職業領域の開拓

高齢女性の就業ニーズに合った仕事のあっせんが十分にできていないことから、高齢女性の体力に対応し、就業を通じた経験・能力に限らず、家庭や地域等で培ってきた経験や能力等も含めて、高齢女性が持つ能力を積極的にいかすことができる

職業領域の開拓を推進する。

○ 高齢女性の就業ニーズや職業領域の開拓に関する調査研究(内閣府、厚生労働省)

高齢者、特に高齢女性の就業ニーズを明らかにし、その経験や能力をいかした職業領域の開拓に関する調査研究を実施する。

○ シルバー人材センターにおける高齢女性を対象とする仕事の開拓(厚生労働省)

シルバー人材センターにおいて、ファミリー・サポート・センター事業等の他事業との積極的な連携も図りながら、利用ニーズの掘り起こし、高齢女性のニーズや状況を踏まえた仕事のあっせんの強化など、高齢女性を対象とした仕事を開拓するための取組を推進する。例えば、シルバー人材センターにおいて高齢女性を対象とする仕事を開拓した好事例を収集し、広報周知する。

エ. 高齢男女の能力開発に向けた取組の推進

高齢男女の能力開発に向けて、地域の教育機関等と連携して就業や地域参画等を促すための高齢者の能力開発機会の充実を図る。

○ 地域の教育機関等と連携した高齢者向け能力開発講座の実施(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

高齢・障害者雇用支援機構やシルバー人材センターにおいて、地域の教育機関と連携した高齢者向けの能力開発講座を実施する。

また、教育機関等との連携の下に、高齢者の能力開発に資するような生涯学習の充実を促す。

特に高齢女性については、男女共同参画センター等との連携の下に、就業や地域活動を促す能力開発講座の開催等を一層推進する。

○ 高齢者のICT¹¹関連の能力開発の強化(総務省、文部科学省、厚生労働省)

能力開発の観点から高齢者等を対象としたICT講座の充実を促進する。その際、e-ラーニング等を活用した能力開発を促進する。

オ. 高齢男女の社会参画の促進

高齢男女の地域活動への参画を促進するための情報提供やマッチングの仕組みづ

¹¹ ICTとはInformation and Communication Technologyの略であり、インターネットや携帯電話等の情報通信技術を指す。豊かなコミュニケーションの実現の重要性を明確化する用語として、総務省は「IT」に替えて使用している。(再掲)

くりを進める。また、女性は就労に限らず家庭・地域等の様々な場面における経験・能力の蓄積があることから高齢女性の能力発揮を促進するための取組を進めるとともに、仕事中心の生活を送ってきた男性の家庭や地域での生活への円滑な移行を支援する取組を進める。

○ 高齢者の地域活動への参画を促進するために情報提供やマッチングを行う地域レベルでの仕組みづくりの促進(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

地方自治体やNPO等民間団体との連携の下に、地域活動の参画機会に関する情報提供、活動への参加希望者と活動団体とのマッチングなど、男女別のニーズを把握した上での高齢者の地域活動への参画を促進する地域レベルでの仕組みづくりを促進する。

高齢者主体の地域活動を行うNPOやボランティア等の活動について、参加希望者とのマッチングも含めて支援する中間支援組織¹²の育成・支援を行う。

○ 高齢女性の能力発揮を促進するための取組の推進(内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

国立女性教育会館、地域の男女共同参画センターや女性関連団体等との連携を強化して高齢女性の能力発揮に係る好事例を発掘し、その成功要因・効果等进行分析するとともに、その成果や取組に当たっての工夫について、イベント、広報誌、サイト等の多様な媒体を用いて普及啓発する。

高齢女性の様々な分野への参画を促進するための活動の充実に向けて、地方公共団体や女性関連団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザー（女性の参画促進アドバイザー（仮称））を派遣する事業について、国立女性教育会館等との連携も視野に入れながら人材の養成研修を行うとともに、派遣等の仕組みの構築を図る。

また、教育サポーター制度やシニア能力活用促進事業、企業等OB人材マッチング事業等の高齢者の能力発揮施策について、高齢女性の参画状況を定期的に把握し、高齢女性の参画促進に向けた広報啓発や、人材の発掘方法や活動領域の設定を工夫して女性が参加しやすい仕組みづくりを進める等の取組を促進する。

○ 高齢男性の家庭・地域への円滑な参画を支援する講座等の充実(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

退職時などのタイミングを捉えて、高齢男性向けに、家庭・地域への円滑な参

¹² 「中間支援組織」とは、「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」（平成14年6月28日、内閣府国民生活局）によると、「多元化社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの情報提供者とNPOの仲立ちをしたり、また広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義される。

画を支援する講座等の充実を促進する。具体的には、高齢期雇用就業支援コーナーにおける退職準備等に係る相談やセミナー等の充実を図る他、地方公共団体やNPO等で行っている「地域デビュー講座」や企業の退職者講座等の充実を促進する。プログラムでは、地域活動における男女共同参画に向けて、男女の共生・協働について学べるような内容とすることが望ましい。

また、男女共同参画センターや生涯学習施設等との連携の下に、男性向けの家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を促進する。

（２）高齢期の経済的自立につなげるための制度や環境の整備

高齢期の経済状況には、高齢期に達するまでの働き方を始めとしたライフスタイルの影響が大きく、特に様々な分野における男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化して現れる。女性は男性に比べて就業年数が短く、非正規雇用の割合も高いことが年金水準等の低さにつながり、高齢単身女性、特に離別女性に厳しい経済状況をもたらしている。このため、男女の高齢期における経済的自立に向けて、女性の自立を阻害せず、多様なライフスタイルに対して中立的な制度や、働き続けることを希望する女性が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できるための環境の整備を進めるとともに、我が国が既に批准しているILO第100号条約に規定されている同一価値労働・同一賃金の原則を踏まえつつ、就労における男女の均等な機会と公平な待遇の確保に積極的に取り組むことが求められている。

ア. 多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築

高齢期においても男女が共に経済的に自立した生活を送るために、男女共同参画の観点からみた税制・社会保障制度をめぐる課題を整理すると、大きく次の三点になる。

第一に、女性の経済的自立を阻害する可能性がある制度の見直しが必要である。配偶者控除や第3号被保険者制度などは、女性の就業調整や非労働力化を促し、女性自身の経済的自立を阻害してきた側面がある。その結果、被扶養の女性については、世帯に守られているうちは経済的に安定しているが、離婚等で世帯からいざ離れると再就職等も困難で経済的に厳しい状況になりやすい。就業を希望する女性が働きやすい就労環境を整備することが前提であるものの、これらの女性自身の経済的自立を阻害する可能性がある制度の見直しの検討を進めるべきである。

第二に、女性の働き方の変化への対応が必要である。近年、共働き世帯が雇用者世帯の過半数を占めるなど就労する女性が増えているが、その就業形態はパートタイム等の非正規雇用が多い。また、女性については育児等に伴う就業中断等が生じやすく、人生を通じた就業年数が短くなる傾向がある。これからの方向性としては、女性の多様なライフスタイルの選択を尊重し、制度が女性の就業等の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする方向で見直していくことが必要である。

第三に、家族形態の変化への対応が必要である。既に世帯類型の中で単身世帯が最も多くなっているが、将来にわたっても、離婚や未婚の増加により単身世帯の増加は続くと思われる。しかし、単身世帯の場合には、疾病、失業による収入減など個人に生じ得るリスクを家族の中で軽減・回避することができないため、こうしたリスクへの脆弱性が高い。今後は、このような単身世帯の主流化を踏まえ、単身世帯でも老後の安心が保障されるような仕組みが必要である。

以上の課題を踏まえ、女性の社会進出や働き方の多様化、家族形態の変化などの社会環境の変化を踏まえながら、性別や家族の持ち方、働き方など多様なライフスタイルに中立的な社会保障の仕組みを構築していかなければならない。具体的には、以下のような税制・社会保障制度の見直しを図るべきである。

これら論点に関する具体的な検討については、社会保障国民会議や社会保障審議会等の場において早急に進められることが期待される。検討に当たっては、これまでの社会保障制度改正が、年金、生活保護、医療・介護等の個別の分野での見直しにとどまり、社会保障制度全般について一体的に見直す観点が欠けているという批判を踏まえ、社会保障制度全体について総合的な視点から見直しを行うべきである。

また、社会保障制度における介護休業期間や第1号被保険者の育児期間についての保険料免除等の配慮についても、今後引き続き制度の基本設計を踏まえた上で議論されるべき論点であると認識している。

なお、年金、生活保護、医療・介護等の社会保障制度における給付と負担の在り方について検討する際には、高齢単身女性等の厳しい経済状況にある層の現状について把握・分析し、反映していくことが求められる。

① 女性の経済的自立を阻害しない制度への見直し

○ 第3号被保険者制度の在り方の検討(厚生労働省)

第3号被保険者制度については、希望する女性が働きやすい就業環境整備の加速化を前提としつつ、経済的自立を阻害しない方向で縮小・廃止を含めてその在り方について検討を進める。その際には、第3号被保険者と位置付けられていた女性の給付水準の単純な引き下げにならないよう、所得分割制度¹³の一層の徹底を含め、女性の現状を踏まえた上で、高齢期の所得保障の在り方の視点から検討する必要がある。

○ 配偶者控除の見直し(財務省)

国民に与える影響に配慮しつつ、縮小・廃止の方向で配偶者控除の見直しの検討を

¹³ 「所得分割制度」に関しては、平成16年年金制度改正において、「被扶養配偶者に対する年金たる給付に関しては、(中略)、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」ことを基本的認識とする旨が、厚生年金保険法の規定として明記されるとともに、これを踏まえて、離婚時等において、第3号被保険者の請求によって、第3号被保険者期間に係る配偶者の厚生年金についてその2分の1を分割する制度(いわゆる3号分割制度)が導入されている。(平成20年4月1日施行)

進める。配偶者控除は育児期世帯に対する支援という側面を有しているが、育児期世帯への配慮については、「控除」という形ではなく積極的な評価としての「手当」への変換の方向性も含めて検討する。

② 女性の働き方の変化を踏まえた制度への見直し

○ パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大(厚生労働省)

個人としての年金権を充実するとともに、年金の支え手を増やすため、パートタイム労働者にできるだけ厚生年金を適用するという方向を目指しつつ、対策を充実させることが基本である。このためにも、まずは現在国会において継続審議とされている「被用者年金一元化等法案」の早期成立を図る。

○ 遺族厚生年金の仕組みの在り方の検討(厚生労働省)

遺族厚生年金について、希望する女性が働きやすい就業環境整備の状況や遺族に対する所得保障の必要性等を踏まえながら、女性の就労・不就労の選択における中立性を確保する方向で給付と負担の関係について検討する。

③ 家族形態の変化に対応した制度への見直し

○ 年金制度におけるモデル世帯の在り方の検討(厚生労働省)

家族形態の変化を踏まえてモデル世帯の在り方を検討し、現在モデル世帯とされている片働き世帯だけでなく、単身世帯（男女別）や共働き世帯などの複数の世帯類型ごとの年金の給付水準についても、将来どの程度の水準にあるかなど更なる周知に努める。

○ 老齢年金の加入期間の在り方の検討(厚生労働省)

単身の非正規雇用者の増加等が未納を増やし、将来の無年金者を増やすのではないかとの指摘があることを踏まえ、老齢年金の最低加入期間（25 年）について、社会保障審議会年金部会等における議論も踏まえた上で、その在り方について検討する。

イ. 就労における男女の均等な機会と公正な待遇の確保

女性の就業継続・再就職のための環境整備が進められつつあるが、いまだ女性については就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境が整っていないこと、仕事と家庭の両立が困難であることなどから、出産前後の継続就業割合には変化がみられず、十分な成果が上がっていない。また、女性を中心に非正規雇用者が大幅に増加してきた中、正規・非正規雇用者間の賃金等待遇の格差が問題となっている。このうち、パートタイム労働者については、改正パートタイム労働法（平成 19 年法律第 72 号）が施行されたところであり、これに基づく正規・パートタイム労働者間の賃金等の均衡待遇の実現に取り組む。また、男女双方に対する募集・採用・昇進・昇格等の差別の禁止等

を定める男女雇用機会均等法に基づき、男女間の機会均等確保の実現に取り組む。

また、高齢女性の貧困を未然に防ぐという観点からも、母子世帯の自立支援を一層推進する。

○ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進(内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)

女性が育児や介護等と両立して継続して働き続けることができるように、男性を含めた働き方の見直しや男性の子育て参加の支援・促進等を含め、育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク等の柔軟な働き方の確保や子育て支援等を通じ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を推進する。

○ 女性の再就職や起業に対する支援体制の充実(内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省)

子育て等で仕事を中断した女性等の再就職について、マザーズハローワーク等において担当者制による職業相談・職業紹介を行うなどきめ細かな就職支援や能力開発の支援を行う。また、男性に比べて経験や人的ネットワークが少ない女性に対し、起業のための情報提供や経済的支援等を行う。

○ 女性の参画加速プログラムの推進(全府省)

女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月8日、男女共同参画推進本部決定)を推進し、様々な分野において女性の参画促進を戦略的に進めるための基盤整備、及び活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組を推進する。

○ 男女雇用機会均等の確保に向けた取組の推進(内閣府、厚生労働省)

男女雇用機会均等法の周知徹底、法に基づく行政指導、紛争解決の援助・相談体制の充実等を図り、実質的な男女雇用機会均等の確保に向けた取組を一層推進する。

○ ポジティブ・アクションの推進(厚生労働省)

男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組(ポジティブ・アクション)を講ずる事業主に対し、その具体的取組方法についての相談、情報提供を通じ、取組の促進を図る。

○ 非正規雇用者に対する公正な処遇の促進(厚生労働省)

就業形態にかかわらず公正な処遇が行われ、非正規雇用者についても本人が望むのであれば正規雇用へ移行しうる社会づくりを進める。具体的には、企業との連携の下で、改正パートタイム労働法等関係法令の周知、法令遵守のための指導等を進める。

○ 母子世帯の自立支援施策の推進(厚生労働省)

安定した就業に向けた支援を始めとする母子世帯の自立支援施策を一層推進する。
特に、職業能力開発が実際の就業に結びつくような支援を重点的に推進する。

ウ. 自営業・農林漁業における家族従業者の経済的地位の向上

女性が大きな割合を占める自営業・農林漁業の家族従業者は、その貢献が貨幣評価されにくい状況に加え、遺族厚生年金の適用外の場合も多いため、配偶者亡き後の経済状況が厳しくなりがちである。自営業・農林漁業における家族従業者の経済的地位の向上に向けた一層の取組を進める。

○ 農業者・漁業者向けの年金制度の普及促進(農林水産省)

農業者年金制度、漁業者年金制度の一層の普及促進、特に女性の積極的な加入促進を進める。

○ 家族経営協定等の締結促進(農林水産省)

家族従業者が正当な対価を得て、経済的地位の向上が図られるように、収益の分配を明確化した家族経営協定の締結や女性の経済的地位の向上に向けた起業活動への支援等を一層促進する。

○ 家族従業者の実態把握等(経済産業省)

商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。また、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、自営業における経営と家計の分離等、関係者の理解が得られるように努める。

(3) 家庭・地域における支え合いの下での生活自立に向けた取組

「自立と共生」の理念の下、地域の中で高齢者同士、あるいは高齢者とそれ以外の世代とが互いに支え合う関係をつくっていくことが重要である。

地域における支え合いの状況をみると、人的つながりが希薄化している中、単身高齢者の孤立が深刻化しており、特に、単身の高齢男性にその問題が顕著に現れている。こうした状況は、精神的な孤立に加え、病気・災害時など緊急時の支援を期待しにくい。また、相談相手がいなかったために消費者被害を受けやすいといった生活不安の問題とも関連している。他方、ICT技術の活用は、高齢者の地域活動等の参加機会の拡大などによる地域のネットワーク構築への貢献が期待される場所であるが、高齢者による活動は十分に進んでおらず、また、女性の方が男性に比べてパソコンの利用率が低いなど、年代や男女間で情報格差がみられる。

高齢者の日常生活の基盤となる住まいについては、高齢単身世帯の増加に伴い、一人でも身体機能が衰えてきても安心して暮らせる住まいに対するニーズが高まりつつある。一方、借家住まいが多い高齢単身世帯においては、家計に占める住宅費用の負担が大き

いといった問題を抱えている人もいる。

さらに、高齢者虐待は、高齢者が尊厳ある日常生活を送ることを阻害する深刻な問題であるが、高齢者虐待の被害者の4人に3人が高齢女性であるという事実がある。

以上の状況を踏まえ、高齢男女が家庭・地域で安心して暮らせるための生活自立に向けた各種の取組が求められる。

ア. 単身高齢者の自宅生活をサポートする生活支援体制の整備

自宅に住み続けることへの高齢者の希望は高いが、現行の生活支援の仕組みの下では、単身高齢者は病気や怪我などをきっかけに、自宅での日常生活を送ることが途端に困難に陥りやすい。そのため、身体機能が衰えてきた単身高齢者が、自宅で安心して暮らせるような生活支援の体制として、高齢者の日常生活を見守り必要な援助を行う仕組みの構築や、孤立防止のための公的支援体制の整備に取り組む。

また、消費者被害等がより深刻な高齢女性に対して、その被害を防止するための成年後見制度や消費者被害防止施策の活用余地が十分にあることから、これら制度・施策について効果的な普及促進や利用しやすい体制の整備を進める。

○ 高齢者の日常生活支援施策の推進(厚生労働省)

地域包括支援センターや民生委員等とも連携し、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業に係る生活支援員等の高齢者の日常生活を支援する施策について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて一層の推進を図る。

○ 高齢者生活支援サポーター（仮称）の仕組みの構築(厚生労働省)

単身高齢者を地域で見守り必要な日常生活の援助を行う住民による「高齢者生活支援サポーター（仮称）」の仕組みの構築に向けて、地方公共団体やシルバー人材センター、NPO、ボランティア等との連携の下に検討を進める。仕組みの構築に当たっては、日常生活支援員等の既存の施策の拡充という方法も含めて検討する。

○ 地域福祉を活性化する体制の整備(厚生労働省)

身近な地域において、住民相互の支え合い活動を促進し、地域において支援を必要とする人々に対し、見守り・声かけを始めとする福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する役割を担う者を配置するとともに、拠点づくり・見守り活動等の事業を実施する市町村を支援する。

○ 高齢女性に対する成年後見制度や消費者被害防止施策の効果的な普及啓発と利用しやすい体制の整備(内閣府、法務省、厚生労働省)

男女共同参画センターや女性関係団体等との協力の下に、高齢女性に対する成年後見制度や消費者被害防止施策の普及啓発を一層強化する。具体的には、「高齢消費者・

障害消費者見守りネットワーク協議会」¹⁴への女性関係団体の参加促進、国民生活センターが実施する「メールマガジン『見守り新鮮情報』」¹⁵における男女共同参画センターや女性関係団体の登録促進などを進める。

また、成年後見制度における女性後見人の育成や、消費者被害防止相談窓口における女性相談員の配置の充実等、高齢女性が利用しやすい体制の整備を図る。

イ. 高齢者の状況に配慮したICTの普及・活用

高齢者によるICTの活用の遅れ、また、年代や男女間での情報格差に配慮しながら、ICT機器利用を支援する体制の整備、ICT関連の能力開発の強化、高齢女性における情報格差の解消に向けた取組等、高齢者の生活におけるICTの普及・活用に向けた取組を推進する。

○ 高齢者のICT機器利用を支援する取組の充実・促進(総務省、文部科学省)

高齢者が使いやすいICT機器（例えばタッチパネル式）の開発推進を進める。

また、地方自治体や教育機関、NPO等における講座開催など、高齢者等のICT機器利用を支援する取組の充実・促進を図る。

○ 高齢者の生活におけるICTの有効活用の推進(総務省、厚生労働省、経済産業省)

遠隔医療、見守り等、高齢者の安心・安全な暮らしを確保するためのICTを活用した仕組みの研究開発を進める。

○ 高齢者のICT関連の能力開発の強化(総務省、文部科学省、厚生労働省) ※再掲

能力開発の観点から高齢者を対象としたICT講座の充実を促進する。その際、eラーニング等を活用した能力開発を促進する。

○ 高齢女性における情報格差解消のための取組(内閣府、総務省、文部科学省)

地方自治体や教育機関、NPO等と連携したICT関連の講座開催等において、高齢女性を多く呼び込めるように男女共同参画センターや地域の女性団体等と連携するなど、高齢女性の情報格差解消にも配慮した取組を促す。

高齢女性における携帯メール利用度の高さを踏まえ、国民生活センターが実施する「メールマガジン『見守り新鮮情報』」等の高齢者に対する様々な情報周知等において携帯メールを有効活用する。

¹⁴ 「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク協議会」とは、高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等のための関係団体による連絡協議会であり、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関する情報共有とともに、高齢者及び障害者の周りの方々に対して悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を行う仕組みを構築することを目的としている。（再掲）

¹⁵ 「メールマガジン『見守り新鮮情報』」とは、消費生活相談の現場でキャッチした警戒を要すると思われる悪質商法についての情報を高齢者・障害者本人とその家族、並びに日頃から高齢者・障害者に接している周りの人々にメールマガジンで定期的に発信し、注意喚起を促すサービス。平成20年度から（独）国民生活センターが実施予定。（再掲）

ウ. 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

高齢単身世帯が急速に増加する中、高齢者が一人暮らしで身体機能や判断能力が衰えてきても安心して暮らせる住まいへのニーズが一層高まると予想されることから、生活支援サービス付き住居や介護を受けられる高齢者向け住宅等の整備に引き続き取り組む。また、住宅費負担が重い低所得の単身高齢者向けの賃貸住宅施策を始め、持ち家に住む高齢者に対しても配偶者との死別等に応じた住み替えや持ち家資産の有効活用を支援する施策を推進する。

なお、将来的な課題として、生活保護は受給しなくとも住居費のみ支援があれば自活できる層を対象とした低所得高齢者向け住宅手当の創設についても、その是非を含め議論されるべき論点である。

○ 生活支援サービス付き住居の整備(厚生労働省、国土交通省)

生活援助員（ライフサポートアドバイザー：L S A）付の高齢者向け住宅など、男女別も含めた高齢者の様々なニーズを把握しつつ、見守りや緊急時の対応などを行う生活支援サービス付き住居の整備を図る。

○ 介護を受けられる高齢者向け住宅等の整備(厚生労働省、国土交通省)

一定の人員配置等を行って入居者に介護を提供する「特定施設入居者生活介護」の指定を受ける事業所の対象として、平成 18 年 4 月介護保険法改正で新たに加えられた高齢者専用賃貸住宅等について普及拡大を図る。

○ 低所得者向けの住宅施策の充実(厚生労働省、国土交通省)

シルバーハウジング・プロジェクトの推進、民間の住宅市場を活用した高齢者向け優良賃貸住宅において低所得者に対し低家賃で住宅を供給する。

○ 住み替えに対する支援体制の整備(国土交通省)

高齢者が、自立状態から要介護状態の重度化の過程、また配偶者との離死別や配偶者の介護等の家族の事情の中で、住み替えを希望する場合に情報提供等を行う支援体制の整備を一層進めるため、地方自治体や民間機関等と連携した取組を進める。

○ 住宅資産の有効活用に対する支援の充実(厚生労働省、国土交通省)

民間市場とも連携したリバース・モーゲージや持ち家賃貸等、住宅資産の有効活用に対する支援を一層推進する。

エ. 高齢者虐待の問題への対応

高齢者虐待の被害者の 4 人に 3 人が高齢女性であることに鑑み、高齢者虐待の防止と早期対応に向けた対策を一層推進する。

○ 高齢者虐待の防止と早期対応に向けた対策の推進(厚生労働省)

高齢者虐待相談等窓口の設置・周知、高齢者虐待に関する知識・理解の啓発、高齢

者虐待防止ネットワークの構築等の取組を推進する。

（４）性差に配慮した医療・介護予防への取組

健康面において自立した高齢期を過ごすためには、性差に配慮したきめ細かな介護予防や早期の疾病予防が重要である。

疾患の罹患状況は男女で異なり、男性については肝疾患や悪性新生物などの罹患率が高く、女性については認知症や関節性疾患等が高い。要介護状態になった原因についても、女性は「骨折・転倒」や「高齢による衰弱」等が多く、男性については「脳血管疾患（脳卒中）」が多いなど男女差がみられる。

このような男女の違いに配慮した医療・介護予防への取組を進めることは、費用対効果並びに個人のニーズへの対応という観点からも効果的であることから、積極的な推進が求められる。

ア．性差医療の推進

疾患の罹患状況における男女の違いを踏まえた上でよりきめ細かに的確な医療を提供するためには性差医療（性差に基づいた医療）¹⁶への取組が重要であるが、現状ではまだ性差医療についての普及啓発や体制整備が十分でない。性差医療に関する研究や知識の普及啓発をより一層推進し、予防や治療に積極的にいかしていくための体制整備に取り組む。

○ 性差医療に関する研究の推進（厚生労働省）

学会や研究機関等との連携の下に、性差医療に関する研究を一層推進する。

○ 性差医療に関する知識の普及（内閣府、厚生労働省）

生涯を通じた健康の保持のため、性差に応じた的確な医療が受けられるように、医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図る。

○ 女性のニーズに合った医療の推進（内閣府、厚生労働省）

国立成育医療センターを中核とした女性のニーズに合った医療に関する情報提供を行うことにより、医療機関等における取組を促進する。

医療機関等における性差医療に関する取組の実態について把握するとともに、好事例を収集して情報提供することにより、取組の普及促進を図る。

¹⁶ 「性差に基づいた医療」（Gender-specific Medicine）とは、「男女比が圧倒的に男性または女性に傾いている病態、発症率はほぼ同じでも、男女間で臨床的に差をみるもの、未だ生理的、生物学的解明が遅れている病態（ことに女性が多い）、社会的な男性・女性の地位と健康の関連などに関する研究を進め、その結果を疾病の診断、治療法、予防措置へ反映することを目的とした医療改革である」と定義されている。（平成14年度厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業「日本における女性医療の課題に関する医療社会学的研究ならびに性差を加味した健康度及び生活習慣の測定手法の評価に関する研究」主任研究者：天野恵子（千葉県衛生研究所所長）、平成15年3月）（再掲）

女性のニーズに対応した医療の推進に当たっては、女性医師等の女性の医療専門職が働きやすい環境の整備も重要な課題である。「女性の参画加速プログラム」の推進を図り、女性医師の勤務状況等に関する実態把握、勤務体制の見直し、継続就業や復帰への支援等を進める。

イ. 男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防施策の推進

身体機能や生活習慣、要介護になった原因などについて男女間で違いがみられることを踏まえ、若年期からの生活習慣病対策及び介護予防施策について、施策間及び実施主体間の連携を図りながら、男女の違いに配慮したきめ細かな施策の展開を図る。具体的には、特定健康診査・特定保健指導における男女別評価の促進、男女の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラムを受けられる仕組みづくり等に取り組む。

また、男女共に健康づくりの実践を促進するための環境整備として、総合型地域スポーツクラブ等において高齢者や女性の参加を促進するための取組を推進する。

○ 特定健康診査・特定保健指導における男女別評価の促進(厚生労働省)

特定健康診査・特定保健指導について、事業の評価に当たってはニーズや効果に関する男女別の評価を行うことにより、きめ細かな施策の推進が図られるよう努める。

○ 男女の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラムを受けられる仕組みづくり

女性の健康問題のニーズに応じた個別の予防プログラム（運動・食事）を受けられる仕組みづくりに向けて、生活習慣病等の戦略的介入研究や介護予防プログラム（転倒骨折予防など）の開発研究を推進する。

男性に喫煙、飲酒の習慣が多いことを踏まえつつ、生活習慣改善を図るため、禁煙やアルコール依存の解消に関する健康相談・健康教室等の機会の一層の充実を行う。

○ 骨粗しょう症の予防対策の推進(厚生労働省)

高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた若年期からの普及啓発を一層推進する。

○ 高齢者や女性が参加できる地域の健康づくり環境の整備(文部科学省)

身近な地域で健康づくりを図るための環境整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおいて高齢者や女性の参加が促進されるようにモデル事業を推進するとともに、好事例を収集し発信する等、普及啓発に向けた取組を推進する。

（５）良質な医療・介護基盤の構築

介護保険制度の創設等によって女性の介護負担は一定程度軽減されてきたといえるが、未だに家族介護の負担の多くは女性に偏っている。50 歳代の離職理由をみても、家族の介護・看護を理由とする割合が女性において高い。また、高齢者がその老親を介護する、あるいは高齢者を高齢の配偶者が介護するといった老老介護の負担の深刻さも指摘されている。他方、介護基盤の現状に目を転ずると、介護労働者の８割近くは女性であり、全労働者の平均と比較すると、一律に比較することは困難ではあるがその給与水準は低い。

医療基盤については、医師における女性の割合は 17.2%（平成 18 年）と比較的高くなってきているものの仕事と生活の両立が困難な勤務環境の問題があり、また、地域によって医師の確保が困難な状況がみられる。

このような状況を踏まえ、女性の介護負担の軽減に向けて介護支援の充実と良質な介護基盤の構築に取り組むとともに、安定的な医療提供体制の整備に向けた取組を一層推進することが重要である。

ア．女性の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実と良質な介護基盤の構築

家族における介護負担が依然として女性に大きい現状を改善するために、女性の介護負担の軽減という観点を改めて重視した上で介護施策の効果に関する継続的な分析を進めながら、男女ともに介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり、介護サービス基盤の整備等の取組を引き続き推進する。

また、介護労働者の多くは女性であるが、その雇用管理の改善は必ずしも進んでおらず離職率も高い。平成 20 年 5 月に成立した介護従事者処遇改善法も踏まえ、良質な介護基盤の確保に向けて介護労働者が安心して働き続けることができる環境づくりを進める。

○ 男女共に介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり(厚生労働省)

家族の介護を行う労働者が仕事と介護を両立し、雇用の継続が図れるように、事業主への介護休業制度の普及や労働者からの相談への対応、両立支援に取り組む事業主への助成金の支給等を行い、男女共に介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりを進める。

○ 介護サービス基盤の整備(厚生労働省)

介護保険制度の円滑な運営に資するため、都道府県等との連携の下に介護支援専門員や訪問介護員等の介護人材の育成を一層推進する。

福祉重点ハローワークを中心とした公共職業安定所や福祉人材センター等における福祉人材の求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を一層推進する。これに当たっては、介護労働者のニーズについて男女別の分析も含めきめ細やかに把握し、これを踏まえた情報提供内容の工夫や担当者研修の充実等に取り組む。

また、介護サービス基盤整備の効果について、女性の介護負担の軽減が実現されているかという観点も含めて、定期的に調査分析を行い、施策の改善につなげる。

○ 介護労働者の雇用管理改善に向けた取組の推進(厚生労働省)

介護分野における良好な雇用機会の創出と労働力確保を図るため、介護事業所における労働基準法、男女雇用機会均等法、改正パートタイム労働法等の関係法令の遵守のための指導を行い、雇用管理改善を支援する。また、介護労働者の就業の実態とニーズに関する男女別の把握を継続的に行い、キャリアや能力に見合った適切な給与水準の確保、勤務体制の工夫等、介護労働者が男女共に意欲を持って働きやすい職場環境整備の促進を図る。

イ. 安定的な医療提供体制の整備

医師不足や女性医師の就業継続困難等の問題を踏まえ、医師不足地域の解消や女性医師の職場環境整備に向けた対策等を進めることで安定的な医療提供体制を整備する。

○ 地域で必要な医療が受けられるための医師確保対策の推進(内閣府、厚生労働省)

誰もが地域で必要な医療を受けられるように、医師不足地域の解消や女性医師等の働きやすい職場環境整備を目指す「緊急医師確保対策」（平成 19 年 5 月 31 日）に基づく取組を推進する。

「女性の参画加速プログラム」の推進を図り、女性医師の勤務状況等に関する実態把握、勤務体制の見直し、継続就業や復帰への支援等について進める。 ※再掲

資料 1 関係府省ヒアリングについて

政府が実施する高齢者の自立支援施策の現状を踏まえ、今後の施策の方向性の検討にいかすために関係府省ヒアリングを行った。

施策の現状について男女共同参画の視点から分析を行い、施策が男女別のニーズを踏まえて適切に実施されているか、男女のうち片方の便益に偏らず中立に行われているか、また、男女別の視点を持つことでより有効に機能する施策はないか等を検討することを目的として実施した。

関係府省施策の取りまとめ結果は資料 2 のとおりである。

(1) 方法

関係府省に対して事前にヒアリング項目を提示の上、回答を書面で提出してもらった。その書面に基づいて各府省が監視・影響調査専門調査会で施策の実施状況等について説明し、専門調査会において専門調査会委員による質疑・意見の提示を行った。

(2) 関係府省ヒアリングの項目

ア. 施策の概要

- 高齢者の自立した生活に対する支援に関連する施策として、具体的にどのような取組を行っているか。

イ. 男女別ニーズの把握・施策への反映

- 施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況をデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。
- 施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実際の状況(ライフスタイル等)の違いをどのように考慮しているか。

ウ. 関係主体・施策との連携

- 施策の実施に当たって、どのような主体(自治体、関係団体等)と連携して取り組んでいるか。また、関係主体に対する働きかけはどのように行っているか。
- 他の関連する施策(他府省の施策を含む)とどのように連携して取り組んでいるか。

エ. 施策の評価・見直し

- 施策の評価を行っているか。評価に際して実績(アウトプット)や効果(アウトカム)、影響(インパクト)を男女別にデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。
- 施策の見直しをどのように行っているか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきたか。

（３）実施時期等

平成 19 年 9 月 19 日 第 22 回 専門調査会

内閣府(政策統括官(共生社会政策担当))、文部科学省、農林水産省、総務省

平成 19 年 10 月 9 日 第 23 回 専門調査会

経済産業省、内閣府(国民生活局)、法務省、厚生労働省

平成 20 年 2 月 5 日 第 25 回 専門調査会

総務省、国土交通省

（４）分析対象とした施策

今回の監視・影響調査で分析対象とした施策は、政府が実施する高齢者の自立支援に係る施策であり、男女共同参画基本計画（第 2 次）との関係では、主に次の分野に位置付けられる施策である。

＜男女共同参画基本計画（第 2 次）の主な関連部分＞

「第 2 部 施策の基本的方向と具体的施策」

第 4 分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

（５）高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

第 6 分野 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

（１）高齢者の社会参画に対する支援

（２）高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

（３）高齢期の所得保障

第 8 分野 生涯を通じた女性の健康支援

（１）生涯を通じた女性の健康の保持増進

のうち、高齢者の自立支援に資する施策

最終的に分析対象とした施策は 49 施策である。これらの施策について、施策の目的別に次の 5 つの領域に整理し、分析を行った。

- ① 高齢者の就業・能力発揮
- ② 高齢期における経済的自立
- ③ 高齢期における生活自立
- ④ 介護予防や医療・健康づくり
- ⑤ 介護基盤整備

資料2 監視・影響調査専門調査会「高齢者の自立した生活に対する支援」 各府省施策一覧

施策の 種類	施策名	所管府省 名	実施主体等	施策の概要と実施状況			男女別のニーズ把握		男女別の観点を施策に反映		関連主体・施策との連携		施策の評価と見直しについて			
				施策の概要	平成19年度 予算額	平成20年度 予算内示額	把握している	ニーズ把握の方法等	男女別の観点を 反映した取組を行って いる	具体的な取組内容	関連主体・施策 との連携をしているか	具体的な連携内容	実績等を把握 している	把握内容 (指標、実績、参考データ等)	男女別に 実績等を把握して いる	数値目標で 達成度を評価している
1:高齢者の就業・能力発揮																
1	国民に対する啓発	内閣府 (共生社会)	内閣府(共生社会)	高齢者の社会参加や世代間交流の必要性について啓発を図り、高齢社会に関する国民の認識を深めるため、以下の事業を実施している。 ・エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介 ・心豊かな長寿社会を考える国民の集い ・高齢社会研究セミナー 等	23,188千円	20,241千円	×	－	○	平成19年度の取組として、エイジレスライフ実践者の選考を行う選考委員会(外部の有識者で構成)において女性選考委員の数を増やすなど、女性の視点も重視して選考が行える体制を整えた。 更なる女性推薦者向上のため、来年度は、推薦要領に「積極的に女性の発掘に努めること」と明記するとともに、推薦依頼先の高齢者関連団体に女性団体を1団体追加することとする。	○	各自治体(都道府県、市町村)及び関係団体と連携し「対象者の募集」、「広報啓発」、「実施」等に取り組んでいる。 毎年1回程度、全国の中核市以上の高齢社会対策担当者を参集し、全国会議を実施、関係省庁とも連携し、国の施策内容等を伝達するとともに、自治体の職員や民間団体から、自治体の参考となるよう、活動内容を紹介してもらっている。 エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の紹介事業においては、推薦段階から、高齢者関連団体に広く推薦依頼を行い、直接国に推薦してもらうなどの工夫を行っている。	○	エイジレス・ライフ実践者	○	×
1	団塊世代等社会参加促進のための調査研究	文部科学省	文部科学省	高齢者や団塊世代が、これまで職業や学習を通じて培った経験を活かして、学校や地域社会で活躍(再チャレンジ)できるような仕組み(「教育サポーター」制度)の創設に向けて、全国的な実態調査及び検討を行い、標準的な教育サポーター制度の在り方について整理し、平成20年度は、国が示す標準的なモデルを踏まえ、地域において試行的に導入し、より実効性の高いモデルを構築する。また、団塊世代等が、生きがいを持って社会参加できるよう、広報啓発を行う。	35,327千円	40,327千円	○	実態・事例調査の調査項目(人材バンクの登録者数)に、男女別のデータを把握できるようにしている。	－	今後、教育サポーター制度の在り方等について検討する検討委員会を設置し、その中で、男女それぞれのニーズや実際の状況について、実態調査等の結果、登録している男女の割合に大きな差があれば、当該委員会で議論することも考えられる。	－	・事業化にあたっての連携機関・・・施策の具体化のため、地方公共団体、学校や社会教育施設、福祉団体等と連携を図ることが考えられる。今後、調査結果もふまえながら、検討委員会で連携機関について検討予定。 ・他施策との連携・・・制度の在り方について検討を行っている段階であり、必要に応じて連携を図っていく。	－	文部科学省政策評価実施計画に基づき、平成20年度概算要求に当たって、平成20年度事業評価(事前評価)を実施した。	－	－
1	公共職業安定所における高齢者等に係る職業紹介	厚生労働省	公共職業安定所	窓口におけるきめ細かな職業相談や職業紹介により、高齢者の再就職等の援助・促進を図る。	－	－	×		×		○	市区町村の庁舎施設等に公共職業安定所と市区町村が共同して高齢者職業相談室を設置し、市区町村の地域住民対策と一体的に高齢者に係る職業相談サービスを実施している。	○	平成19年度 就職率 31.8%	○	○
1	高齢者雇用確保措置の導入促進	厚生労働省	公共職業安定所	平成18年度より、高齢者雇用安定法に基づく65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高齢者雇用確保措置を講ずることを事業主に対して義務化。 公共職業安定所による高齢者雇用確保措置を講じていない企業に対する個別指導等の実施。 高齢者雇用確保措置の導入等に係る相談・援助を行うアドバイザーの派遣、好事例の蓄積・周知等による高齢者雇用確保措置の導入等を図る。	32,085千円 高齢者雇用アドバイザーについては、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の行う措置	26,101千円 (65歳継続雇用等推進費) 高齢者雇用アドバイザーについては、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の行う措置	×		×		○	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構と連携。 (広報啓発時の連携や、高齢者雇用アドバイザーの活用)	○	平成19年6月1日現在、51人以上規模企業のうち92.7%の企業が高齢者雇用確保措置を実施済	×	×
1	高齢期雇用就業支援コーナーにおける相談・援助	厚生労働省	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	高齢者等を雇用する事業主・離職予定高齢者等に対して、高齢期の雇用就業に関する相談・援助を実施する。	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託業務として措置	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の委託業務として措置	×		×		○	広報啓発時や実施時に、各都道府県の雇用開発協会等及び公共職業安定所と連携。	○	平成18年度 在職者を中心とした中高年齢者に対する個別相談等 56,609件 セミナー・講習会の開催 4,196回	×	○
1	シルバー人材センター事業の推進	厚生労働省	社団法人全国シルバー人材センター事業協会	定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、もって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与する。	13,967,168千円	13,826,917千円	×		×		○	施策の立案時から実施まで、地方公共団体、シルバー人材センター連合会と連携。 事業の実施に当たっては、事業関係者である労働局、都道府県、シルバー人材センター連合の連携を図るため、各都道府県にシルバー人材センター事業推進会議を設置し、地方公共団体と連携して事業の推進を図っている。 シルバー人材センター事業の一環として実施されている小学校や放課後児童クラブからの児童の迎え、預かり等について、ファミリーサポートセンターなどと連携し、児童の安全確保等積極的に取り組んでいる。	○	加入会員数 (男:509,697人、女:255,771人) (平成17年度末まで把握)	○	×
1	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	厚生労働省	市町村	地域社会において、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用し、スポーツ交流や奉仕活動など各種活動を行う市町村に対し、地域支援事業交付金の任意事業として支援を行う。	地域支援事業交付金 57,347,684千円の内数	地域支援事業交付金 74,128,708千円の内数	×		×		×		○	平成18年度 278市町村で実施。	×	○
1	高齢者地域福祉推進事業	厚生労働省	都道府県・市町村	老人クラブの活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。	介護サービス適正実施指導事業費 745,684千円の内数	3,040,000千円	×		×		×		○	【平成19年3月末現在】老人クラブ数約124千 会員数約781万人(60歳以上人口(3,474万人)の22%が加入)	×	○
1	シニア能力活用促進事業	農林水産省	民間団体	高齢者が自らの経験や技術をいかして行う、担い手への支援や集落営農への参画等の活動を促進するため、高齢者向けセミナーの開催、高齢者を活用した地域の問題解決の実証調査、高齢者による活動の優良事例の収集・提供及び普及啓発等を実施している。	7,168千円	5,534千円	×		×		○	民間団体に事業実施に必要な費用を助成。民間団体は、高齢者活用の実証調査や事例の収集・提供等を行う際、適宜自治体や農協等と連携している。	○	【参考データ】 農山漁村高齢者活動グループ数 平成18年 6,066 担い手等支援活動を行った高齢者活動グループ数 平成18年 264	×	×

施策の 種類	施策名	所管府省 名	実施主体等	施策の概要と実施状況			男女別のニーズ把握		男女別の観点を施策に反映		関連主体・施策との連携		施策の評価と見直しについて			
				施策の概要	平成19年度 予算額	平成20年度 予算内示 額	把握している	ニーズ把握の方法等	男女別の観点を 反映した取 組を行っている	具体的な取組内容	関連主 体・施策 との連携 をしている か	具体的な連携内容	実績等 を把握 してい る	把握内容 (指標、実績、参考データ等)	男女別に 実績等を 把握して いる	数値目標で 達成度を評 価している
1	担い手アクションサ ポート事業のうち新 たな人材の育成・確 保活動 (高齢者による担い 手育成・確保支援)	農林水産 省	担い手育成総合 支援協議会 (行政、農協、 農業委員会等 地域内の関係 機関が連携)	高齢者による担い手への支援や集落営農への参画等の活動を促進するため、シンポジウムの開催等の普及啓発活動や、地場農産物の加工技術や体験交流活動等に係る研修等を実施している。	3,500,000千 円の内数	2,250,000千 円の内数	×		×		○	国は、担い手育成総合支援協議会に事業実施に必要な費用を助成。担い手育成総合支援協議会は、シンポジウム等の普及啓発活動、加工技術等研修を行う際、適宜関係機関（行政、農協、普及センター等）と連携している。	○	【参考データ】 農山漁村高齢者活動グループ数 平成18年 6,066 担い手等支援活動を行った高齢者活動グループ数 平成18年 264	×	×
1	企業等OB人材マッ チング事業	経済産業 省	日本商工会議 所	中小企業は、経営革新や新事業展開に取り組もうとしても、それらの経験やノウハウに富んだ人材が身近にいない場合が多い。このような中小企業にとっては、大企業や研究機関などを退職したOBが有する優れた経営管理、財務管理、技術開発等のノウハウが有用な場合が多いと考えられる。 このため、こうした企業等OB（OB人材）と、これらの者を外部人材（アドバイザー）として活用することを欲する中小企業とのマッチングを推進する事業を「企業等OB人材マッチング事業」として、平成15年度より実施してきている。具体的には、日本商工会議所に事業を委託し、各都道府県に相談窓口を設置して、中小企業に対してニーズに沿ったOB人材の紹介・マッチングを実施している。	518百万円	2,120百万円 (新現役チャ レンジプラン として)	×	・ニーズの施策への反映は適宜実施。 ・改善点等尋ねるアンケートを、企業・OB双方に実施している ・男女別の分析はない。	×		○	各都道府県の商工会議所が持つ、中小企業とのネットワークを活用すべく、それぞれに地域協議会を設置、マッチング事業を実施する。国からの直接的な委託先は日本商工会議所としており、各商工会議所との調整等を実施。	○	・47都道府県に設置 ・平成18年度登録者 7,400名(男性98.9% 女性0.9%)	○	○
2:高齢期における経済的自立																
2	介護貯金	総務省	日本郵政公社 (平成19年10 月より民営化)	寝たきりや認知症の方など介護が必要な方に対し、金融面から支援を行う。	—	—	×		×		×		○	平成18年度 預入件数1,896件 預入金額36.4億円	×	×
2	財産形成年金定額 貯金	総務省	日本郵政公社 (平成19年10 月より民営化)	勤労者(満55歳未満)の方が毎月の給料またはボーナスからの天引きによって自動的に積み立てることができる定額貯金により、勤労者の老後の計画的な資産形成を支援を支援する。	—	—	×		×		×		○	平成18年度 預入件数466件 預入金額1,696万円	×	×
2	簡易生命保険契約 の保険サービス	総務省	日本郵政公社 (平成19年10 月より民営化)	ゆとりある老後生活に資するため、生活の安定のための自助努力を支援。	—	—	○	男女の死亡率・り病率等を考慮して保険料を設定	×		×		○	新契約男女加入状況 平成18年2,381千件(男性1,048千件:44.0%、女性1,333千件:56.0%)	○	×
2	公的年金制度の安 定的な運営	厚生労働 省	厚生労働省	社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」として、公的年金制度は、安心・自立して老後を暮らせるための社会的な仕組みである。 ○国民年金(基礎年金)(保険料は定額) ・20歳以上60歳未満の日本に居住する国民は原則強制加入 ・資格期間が25年以上ある人が65歳時に老齢基礎年金が支給 ○厚生年金(保険料は収入の一定割合) ・現役時代の収入に比例した年金を支給する ・老齢基礎年金に加えて老齢厚生年金が支給 このほか、個人や企業の選択で企業年金や国民年金基金に加入することができる。また、障害者になった場合には障害年金が、死亡した場合には遺族年金が支給される。	—	—	○	「公的年金制度に関する世論調査」(平成15年・内閣府)	○	平成16年年金制度改革は、女性と年金をめぐる問題を含め、多様な生き方・働き方に対応するための改正事項が盛り込まれた。 ○次世代育成支援の拡充 ・育児休業中の保険料免除制度を拡充及び 勤務時間の短縮などの措置を受け就業を継続する者に、育児を始める前の賃金で給付算定する措置を創設 ○遺族年金の見直し ・高齢期(65歳以上)の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給の見直し ・若齢期の妻の遺族厚生年金の見直し ○離婚時の厚生年金の分割 ○第3号被保険者期間についての厚生年金の分割 また、「働き方が正社員に近いパート労働者に適用を拡大する」との考え方の下、パート労働者に対する被用者保険の適用拡大を図るべく、被用者年金一元化法案を国会に提出中。	×		○	育児休業に係る厚生年金保険料免除者数 女子:55,923人(平成12年) →93,167人(平成17年) 男子:76人(平成12年) →254人(平成17年) 離婚分割の請求件数(平成19年4月～7月 社会保険庁) 女子・・1826件 男子・・609件	○	×
2	漁業の担い手確保・ 育成対策総合推進 事業のうち福祉対 策事業	農林水産 省	全国共済水産 業協同組合連 合会	全国共済水産業協同組合連合会が行う漁業者老齢福祉共済事業(漁業者年金)にかかる事務費に対し助成している。	224,301千円	224,301千円	×		×		○	事業実施主体である全国共済水産業協同組合連合会が一部の事務を漁業協同組合に委任して事業を行っている。また、年金加入促進等を漁業協同組合、漁業協同組合連合会と協力し行っている。	○	【実績】 平成18年度末漁業者年金加入者累計数 88,653人(男54,264人、女34,389人)	○	×
2	農業者年金制度	農林水産 省	独立行政法人 農業者年金基金	農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として実施している。	157,214,706 千円	129,344,694 千円	×		○	農業者年金のメリットの1つである政策支援(保険料の国庫補助)は、認定農業者等で青色申告者(夫)と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者等も受けられるようになっている。また、農村女性対象のパンフレットを作成する等、周知を図っている。	○	毎年、年度初めに全国の農業者年金の担当者(都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会の担当者)を集め、会議を開催し、加入推進等の業務の重点事項を説明するなど、全国統一的な働きかけを行うことにより業務受託機関と一体的な取組を行っている。	○	【実績】 平成18年度農業者年金加入者累計数 83,972人(男性77,122人、女性6,850人) (近年、新規加入者で女性が増える傾向)	○	×
3:高齢期における生活自立																
3	消費者問題出前講 座	内閣府国民 生活局	内閣府国民生 活局	消費者トラブルの防止には、消費者自身が消費者問題の知識・理解を深めることが重要であることから、本事業では消費者問題の専門家を全国各地の公民館等の施設や集会所等へ派遣し、各種の消費者問題等をわかりやすく説明することを通じて、高齢者を中心とする消費者自身が悪質商法など様々な消費者問題の現状を理解し、併せて、それら問題に対処する方法を身につけてもらうことにより、悪質商法等による消費者被害を可能な限り防止することを目的とする。	71,608千円	平成20年度 から(独)国民 生活センタ ーに本事業 を移管する ため、要 求額は0円。	○	全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談情報の分析を、男女別・年齢別に行っている。	×		○	・都道府県・政令指定都市に周知を依頼。 ・内閣府で開催している「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」の構成員を中心とした関係団体に対し、文書による周知を依頼。 ・「多重債務問題改善プログラム」と連携し、金融庁が作成した啓発用のリーフレットを全講座で配布し、多重債務発生予防の話を講座内容に盛り込む。	○	平成18年度 開催数 2,086回 参加者数 男性17,539人 女性39,676人	○	×

[illegible]

[illegible]

施策 の 種類	施策名	所管府省 名	実施主体等	施策の概要と実施状況			男女別のニーズ把握		男女別の観点を施策に反映		関連主体・施策との連携		施策の評価と見直しについて				
				施策の概要	平成19年 度予算額	平成20年 度予算内示 額	把握している	ニーズ把握の方法等	男女別の観点 を反映した取 組を行っている	具体的な取組内容	関連主 体・施策 との連携 をしている か	具体的な連携内容	実績等 を把握 してい る	把握内容 (指標、実績、参考データ等)		男女別に 実績等を 把握して いる	数値目標で 達成度を評 価している
7	高齢社会に関する 調査研究	内閣府 (共生社 会)	内閣府(共生 社会)	高齢社会対策大綱において基本的施策の分野とされている「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」等について、高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」を実施している。また、大綱において基本的施策の分野別の枠を越えて横断的に取り組むと設定された各課題への取り組みを推進するために、「高齢社会対策政策研究」を実施している。	40,583千円	38,389千円	○	基本属性として男女の別のデータを把握している。調査・研究等において、基本属性として男女の別を把握しており、そこに顕著な違いがみられた場合については、公表時等に配慮している。	—	—	—		○	男女別に調査データを把握	○	—	

高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査
報告書

＜参考図表＞

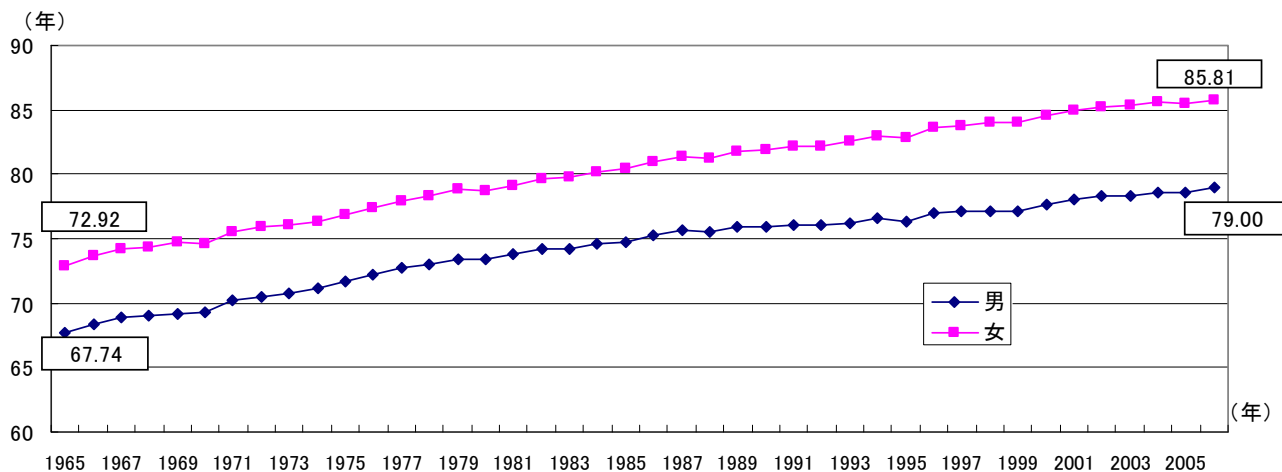
男女別にみた高齢者の自立をめぐる現状

◎ 高齢社会の認識

○ 男女それぞれにとっての高齢期の重要性

- ・ 女性の方が男性よりも平均的にみて長寿であることから、高齢者人口に占める女性の割合は高く、年齢が高くなるほど女性割合は更に高まる。

図表1 平均寿命の推移(男女別)

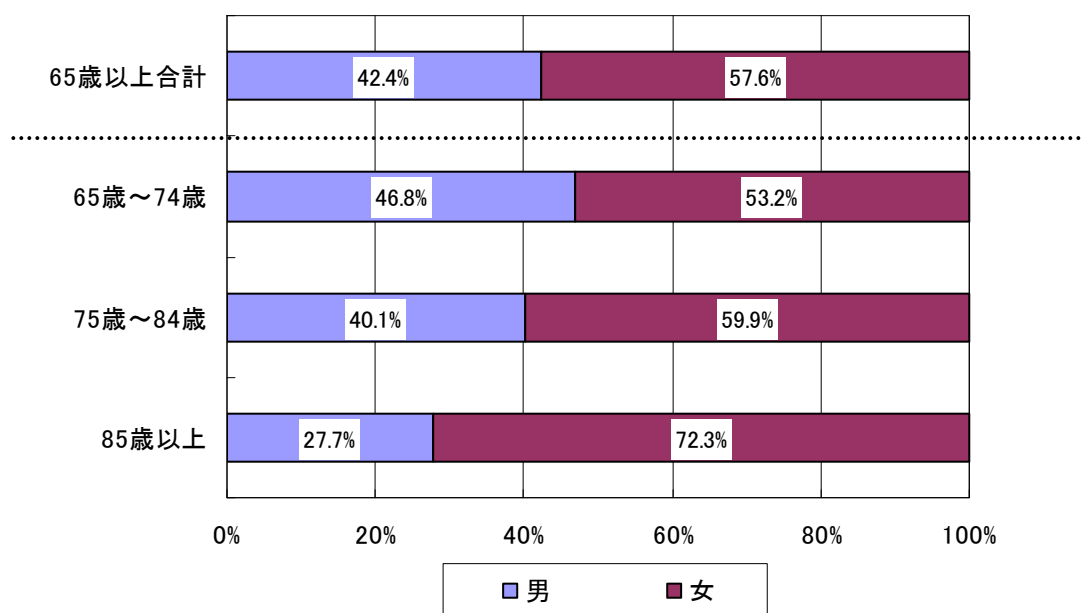


資料:厚生労働省「日本人の平均余命(平成18年簡易生命表)」

注:1) 1965、70、75、80、85、90、95、2000、05年は「完全生命表」、その他は「簡易生命表」による。

2) 1971年以前は、沖縄県を除く値である。

図表2 高齢者人口における男女の状況

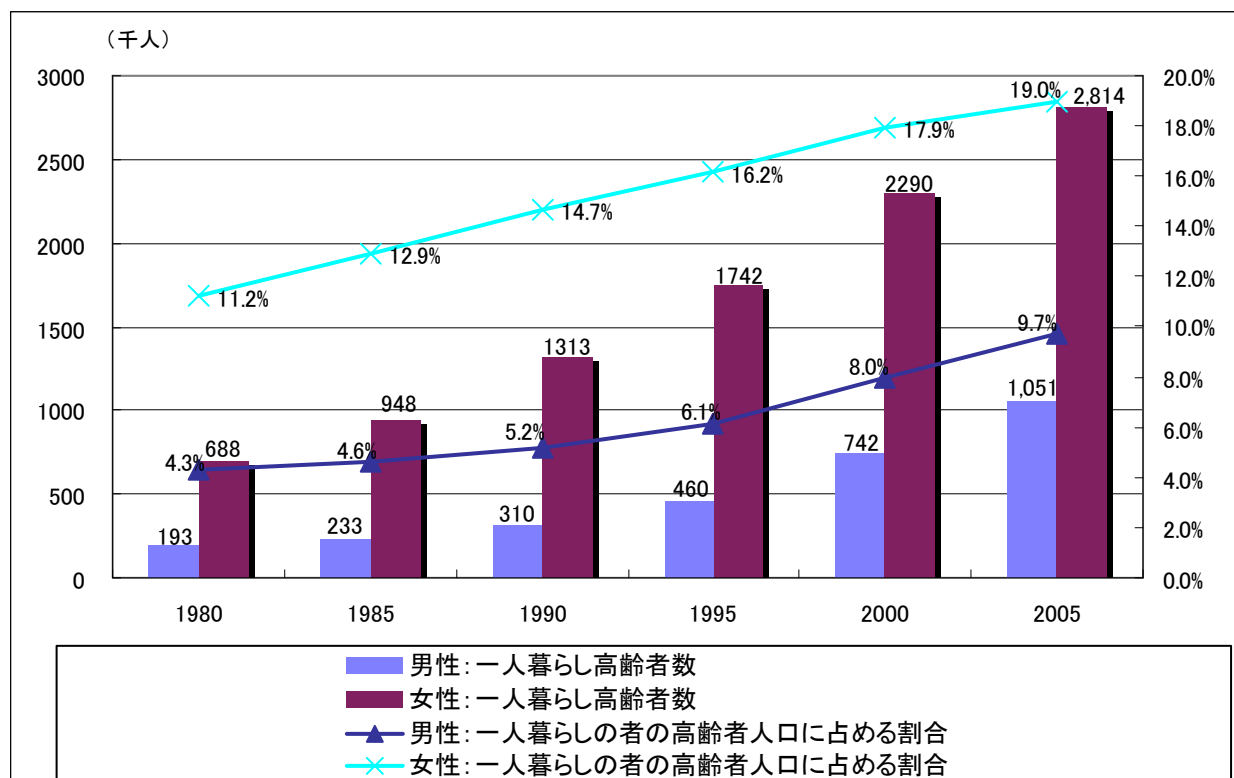


資料:総務省「国勢調査」(平成17年)

○ 家族形態の変化～急増する高齢一人暮らし

- ・ 一人暮らしが急増。高齢女性の一人暮らしが多く、75 歳以上の高齢女性では約4～5人に1人が一人暮らし。

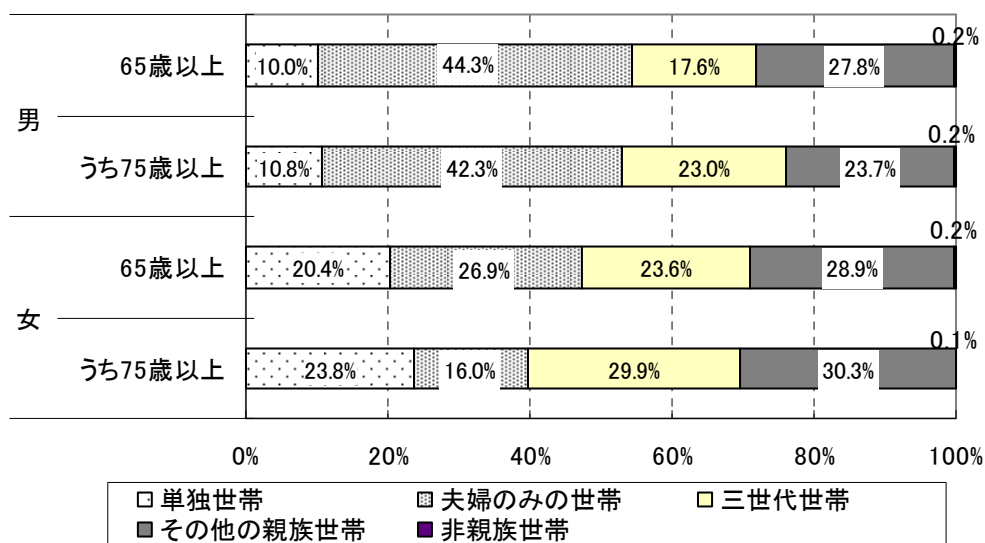
図表3 一人暮らしの高齢者の動向



資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

注：「一人暮らし」とは、「単独世帯」のことを指す。

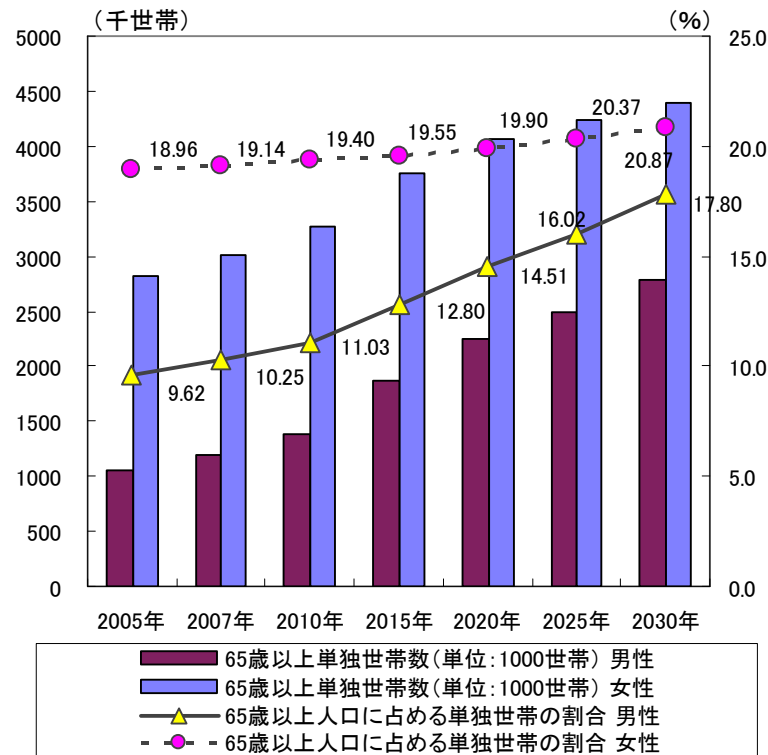
図表4 高齢者の世帯構成(男女別・一般世帯人員数)



資料：総務省「国勢調査」(平成17年)

- ・ 65 歳以上単独世帯数は将来にわたって急増。特に男性の単独世帯の割合が急上昇する。
- ・ 2020 年には、世帯主 65 歳以上の世帯の最多を単独世帯が占める。

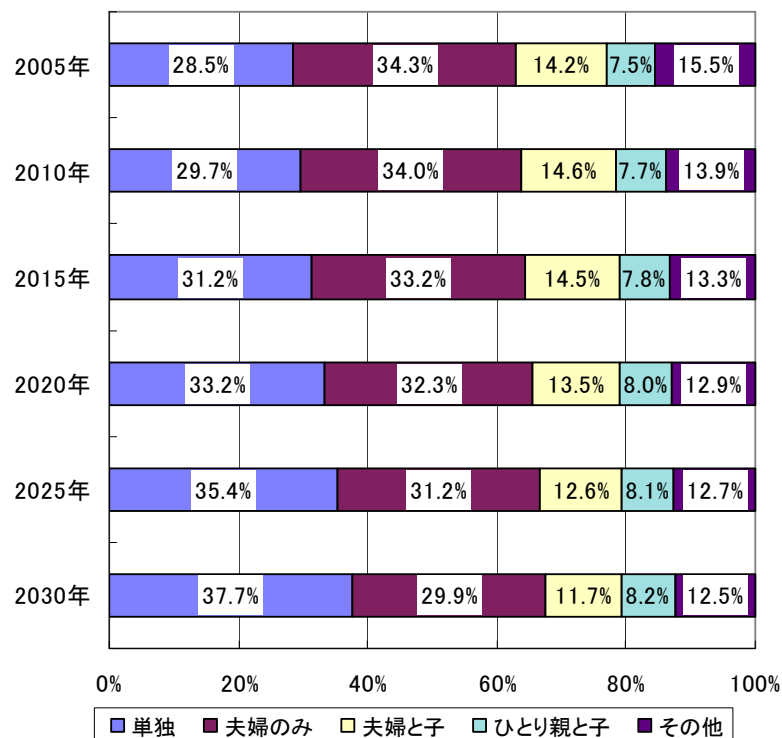
図表 5 65 歳以上単独世帯数の将来推計



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成 20 年 3 月推計)

注: 単独世帯数及び割合は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 18 年 12 月推計)の出生中位・死亡中位推計人口より算出

図表 6 世帯主 65 歳以上の世帯の家族類型別世帯数割合

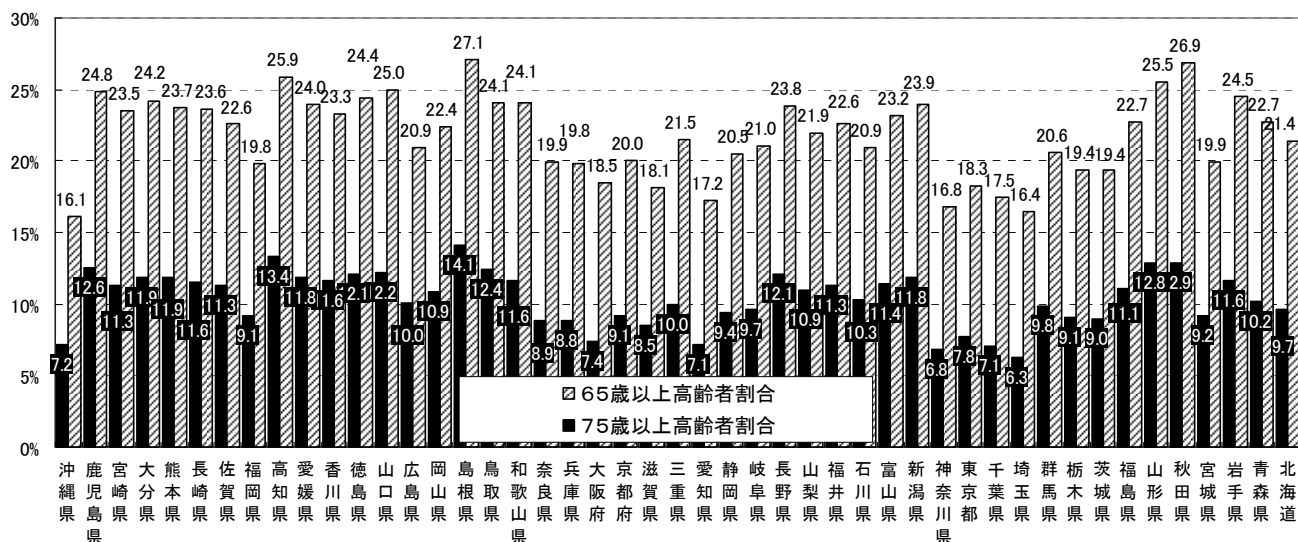


資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成 20 年 3 月推計)

○ 高齢者をめぐる状況の地域差

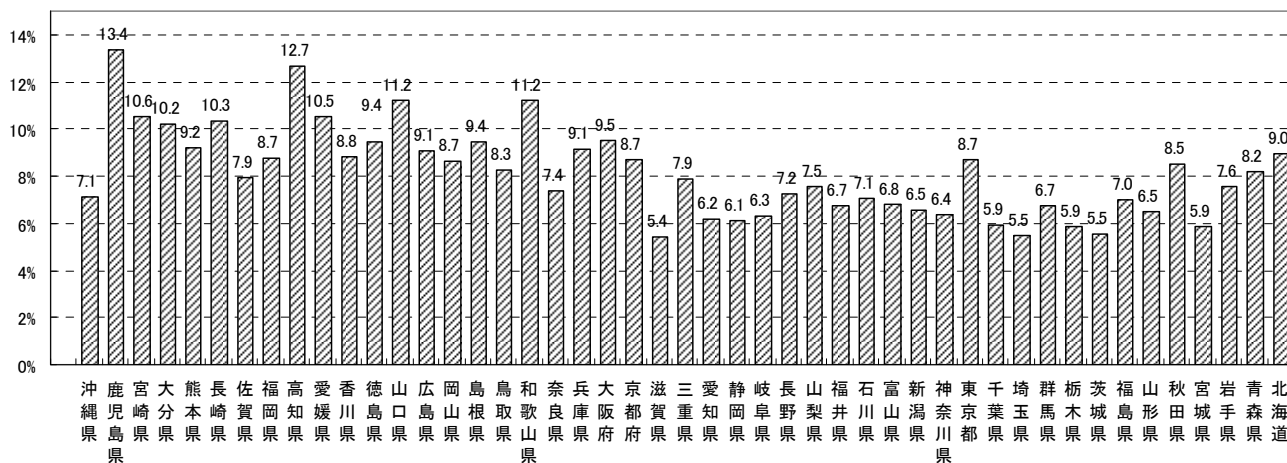
- 都道府県別にみると、高齢者の単身世帯割合は総じて西日本で高い傾向にある。東京都、大阪府など大都市圏においては、高齢化率は低いものの、高齢者の単身世帯割合はやや高い。

図表7 都道府県別高齢化率



資料：総務省「国勢調査」(平成 17 年)

図表8 都道府県別高齢単身世帯割合(65歳以上)



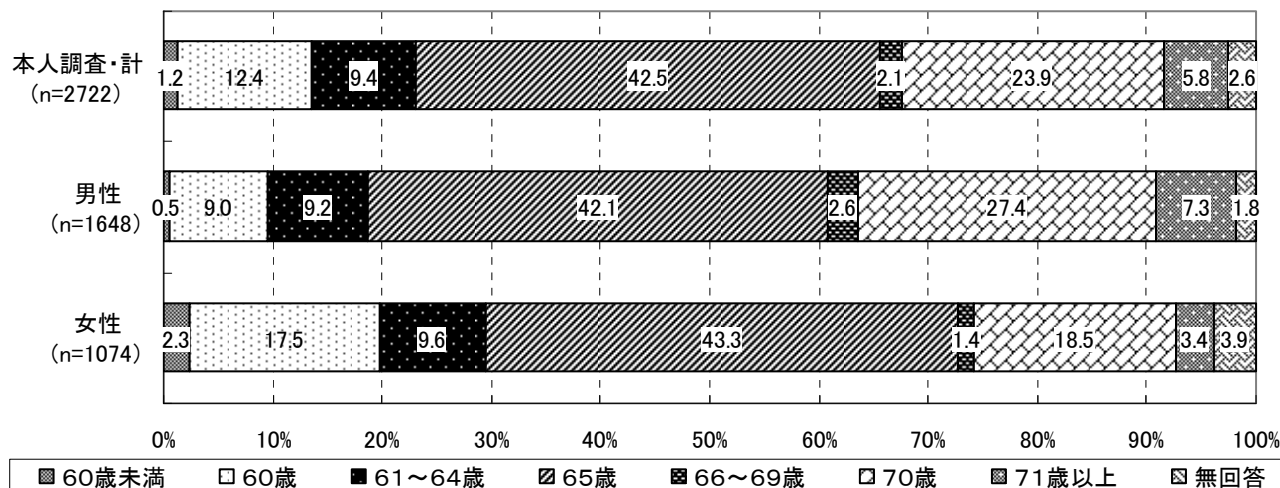
資料：総務省「国勢調査」(平成 17 年)

◎これからの高齢社会に影響を与える新たな変化

○ 団塊の世代等の高齢期への移行

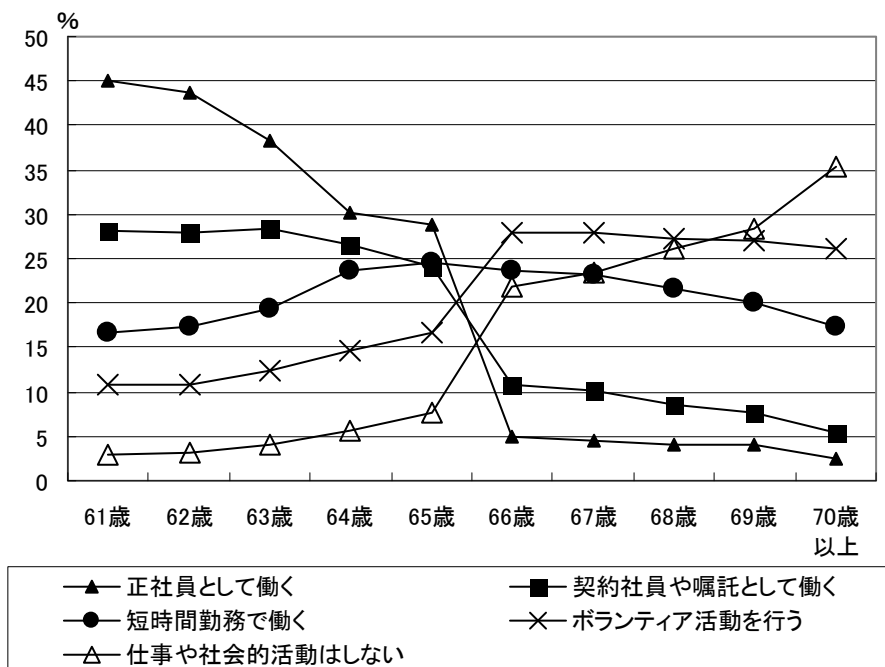
- ・ 団塊の世代等の多くは高齢期においても就業意欲を持っているが、65 歳を境として、仕事ではなくボランティア活動への参加意欲を持つ割合が増え、働く場合は短時間勤務等の形態での就業を希望する傾向がみられる。

図表9 団塊の世代等:所得を伴う就業をしたい上限年齢



資料:独立行政法人 労働政策研究・研修機構『『団塊の世代』の就業と生活ビジョン調査結果¹』（平成 18 年）

図表 10 団塊の世代等:現在正社員である人の60歳以降における希望雇用・就業形態(男女計)



資料:独立行政法人 労働政策研究・研修機構『『団塊の世代』の就業と生活ビジョン調査結果』（平成 18 年）

¹図表 9～10 は独立行政法人 労働政策研究・研修機構『『団塊の世代』の就業と生活ビジョン調査結果』（平成 18 年）より。

以下の①への「本人調査」と②への「妻調査」の2種の調査票による郵送調査

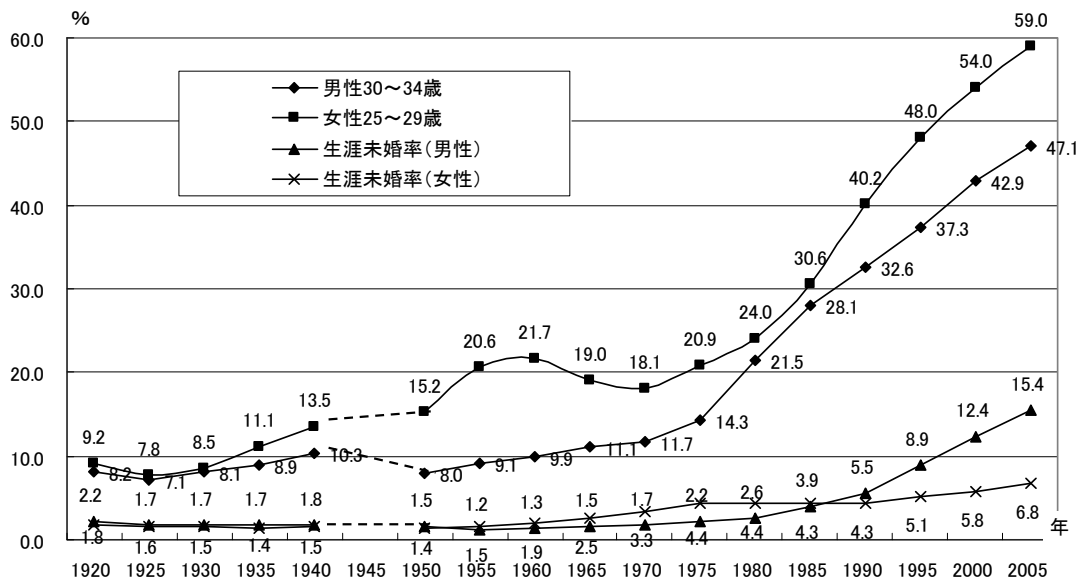
①就業している広義の「団塊の世代」（昭和 22 年～26 年生まれ）の男女 3,000 人（有効回答 2,722 人/回収率 90.7%）

②就業している広義の「団塊の世代」の男性を配偶者に持つ女性 2,000 人（有効回答者 1,782 人/回収率 89.1%）（ただし、①の調査対象者自身の配偶者ではない者）

○ 未婚や離婚の急増～高齢者の家族ネットワークの弱化

- 生涯未婚率は男女とも年々上昇しており、将来的には更に上昇する可能性がある。

図表 11 未婚率・生涯未婚率の推移(男女別)

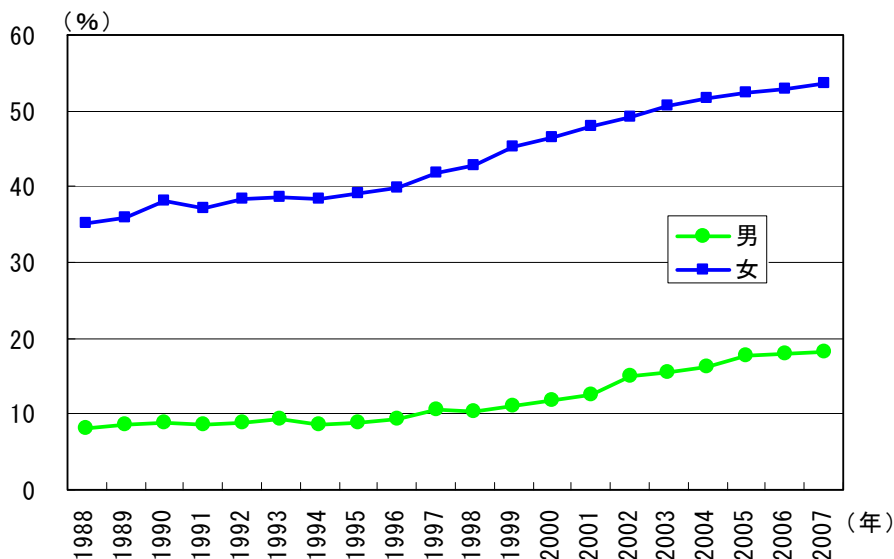


資料:総務省「国勢調査」

○ 非正規雇用の増加

- 非正規雇用の割合が男女共に増加。特に女性は非正規雇用の割合が半数を超えて高く、かつ上昇傾向にある。また、20 歳代など若年層においても非正規雇用が一定割合みられる。

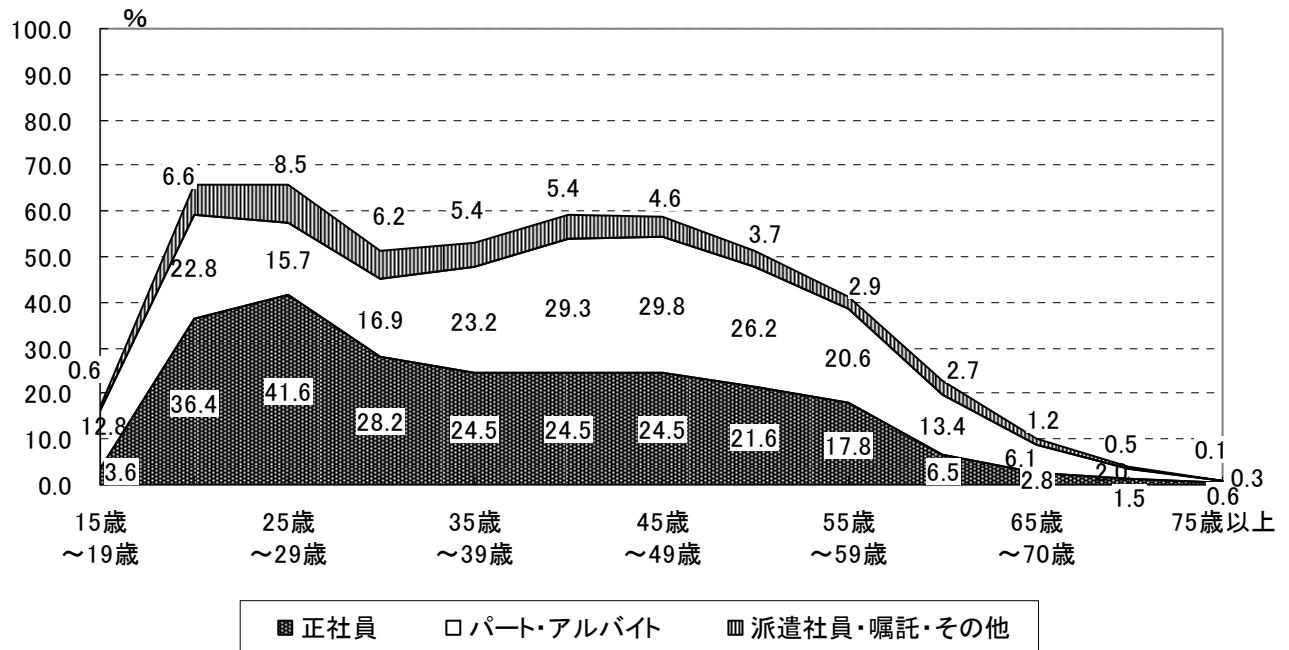
図表 12 非正規職員・従業員比率(男女別)



資料:2001 年以前は総務庁「労働力調査特別調査」、2002 年以降は総務省「労働力調査詳細集計」により作成。

注:「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

図表 13 女性の雇用形態の内訳別年齢階級別雇用者割合



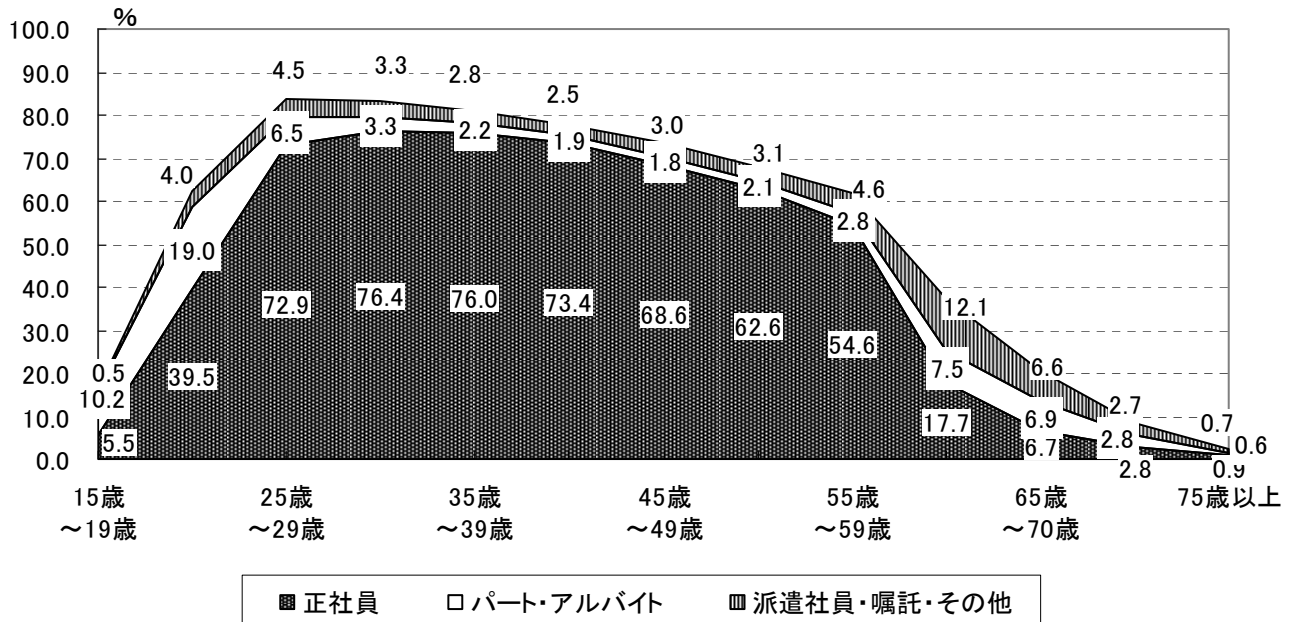
資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 14 年)

注1:会社役員を除く雇用者。

注2:「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・嘱託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他。

注3:母数は各歳年齢人口総数。

図表 14 男性の雇用形態の内訳別年齢階級別雇用者割合



資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 14 年)

注1:会社役員を除く雇用者。

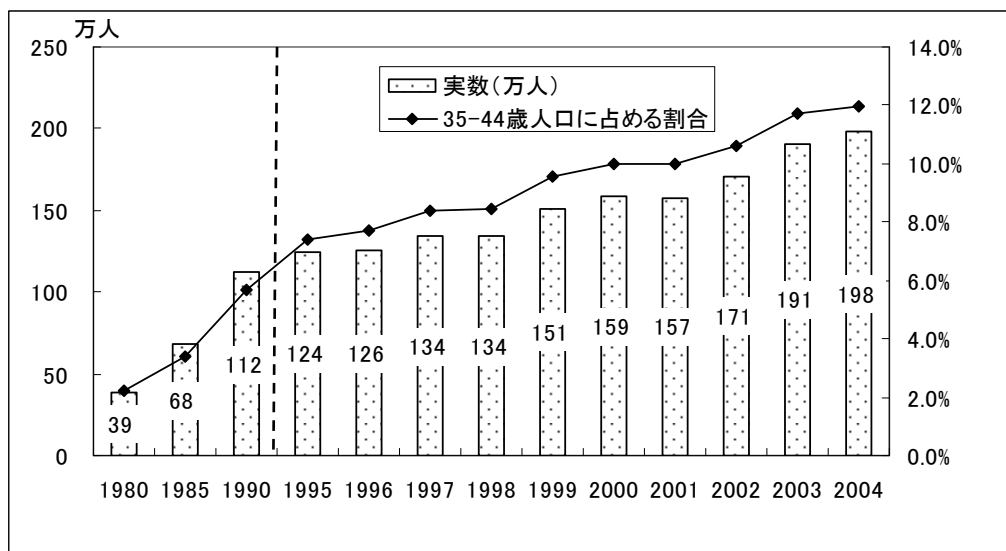
注2:「正社員」とは、正規の職員・従業員。「派遣社員・嘱託・その他」とは、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他。

注3:母数は各歳年齢人口総数。

○ 老親の介護と未婚子の自立困難

- ・ 親と同居の壮年未婚者（35～44 歳）が増加している。

図表 15 親と同居の壮年未婚者（35～44 歳）数の推移-全国

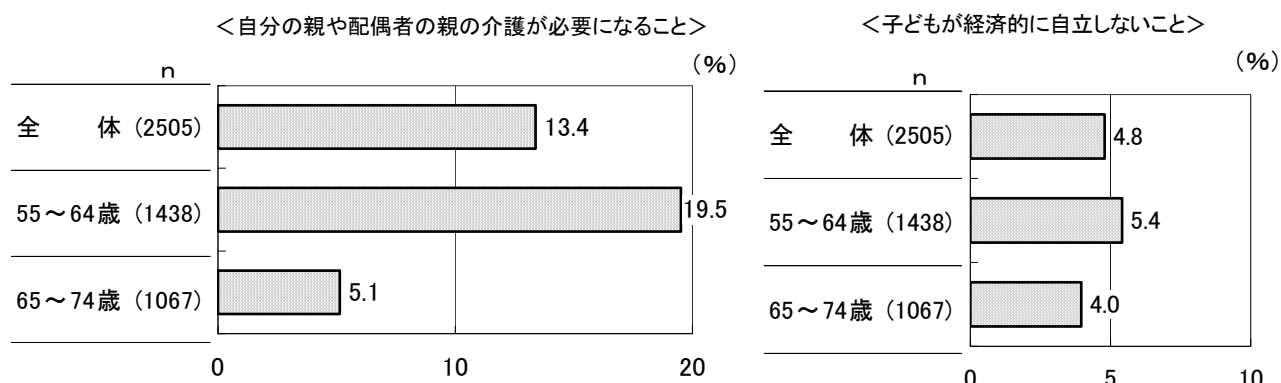


資料:総務省統計研究所「親と同居の若年未婚者の最近の状況」(平成 18 年)

注:上図は各年とも9月の数値である。

- ・ 55～74 歳のうち、親の介護や子どもの経済的自立に不安を感じる割合を推計すると、「自分の親や配偶者の親の介護が必要になること」は 13.4%、「子どもが経済的に自立しないこと」は 4.8%である。老親の介護に関する不安は、55～64 歳で5人に1人が抱いている。

図表 16 老後の生活不安（55～74 歳男女）～親の介護、子どもの自立



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:老後の生活に不安を感じているかという質問に、「とても不安を感じる」「やや不安を感じる」と回答した人への該当質問である。「あまり不安を感じない」「まったく不安を感じない」と回答した人については、『不安がない』として、世帯類型を加重平均して 55～74 歳全体に占める割合を推計したもの。

- ・ 55～74 歳と同居する未婚の子どものうち、30 歳代の息子、30 歳以上の娘で 1 割以上が無職である。非正規雇用も 15%を超える。

図表 17 同居の未婚の子どもの職業（55～74 歳男女の子ども）

(%)										
同居の 未婚の子ども	n	正社員・ 正規・ 正職 雇用者 な	託児所・ 契約・ 社員 などの 非正規 雇用者	パート・ アルバイト の非正規 雇用者	派遣社員・ 請負社員 などの非 正規雇用 者	自営業（家 族従業員 を含む）	学生	無職	その他	無 回答
全体	857	58.6	13.7	3.0	5.3	9.9	8.8	0.4	0.5	
息子（計）	469	59.5	11.3	2.8	7.7	10.4	7.9	－	0.4	
20歳未満	29	3.4	3.4	－	－	93.1	－	－	－	
20歳代	147	54.4	14.3	2.0	7.5	15.0	6.1	－	0.7	
30歳代	233	67.8	10.7	3.4	7.3	－	10.3	－	0.4	
40歳以上	60	66.7	10.0	3.3	13.3	－	6.7	－	－	
娘（計）	381	57.7	16.8	3.1	1.6	9.4	10.0	0.8	0.5	
20歳未満	26	－	－	－	－	92.3	3.8	－	3.8	
20歳代	153	61.4	16.3	5.2	2.0	6.5	7.8	0.7	－	
30歳代	163	60.7	20.2	2.5	1.8	1.2	11.7	1.2	0.6	
40歳以上	39	69.2	15.4	－	－	－	15.4	－	－	

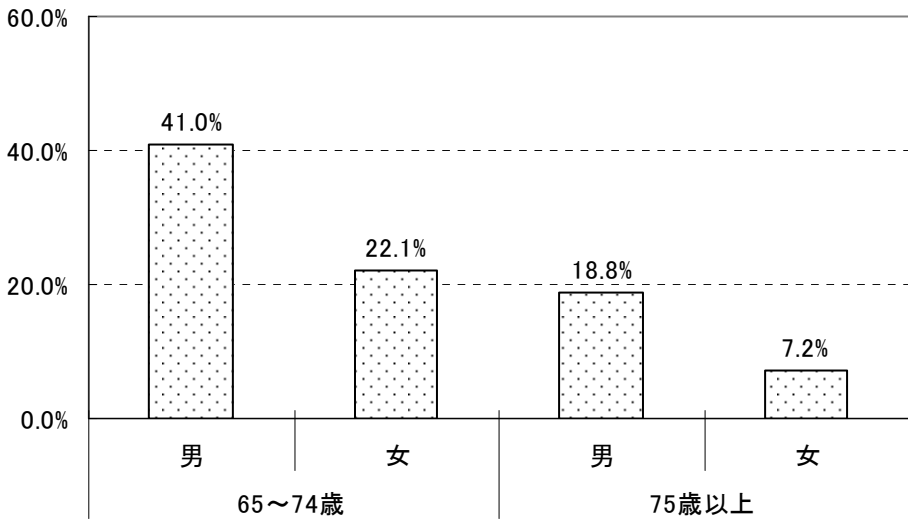
資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

◎ 高齢男女をめぐる状況

○ 40歳代後半をピークに低下する女性の労働力率と高齢男女の就業希望

- ・ 前期高齢者(65～74 歳)のうち就業している割合は、平成 18 年では、男性で約4割、女性で約2割である。

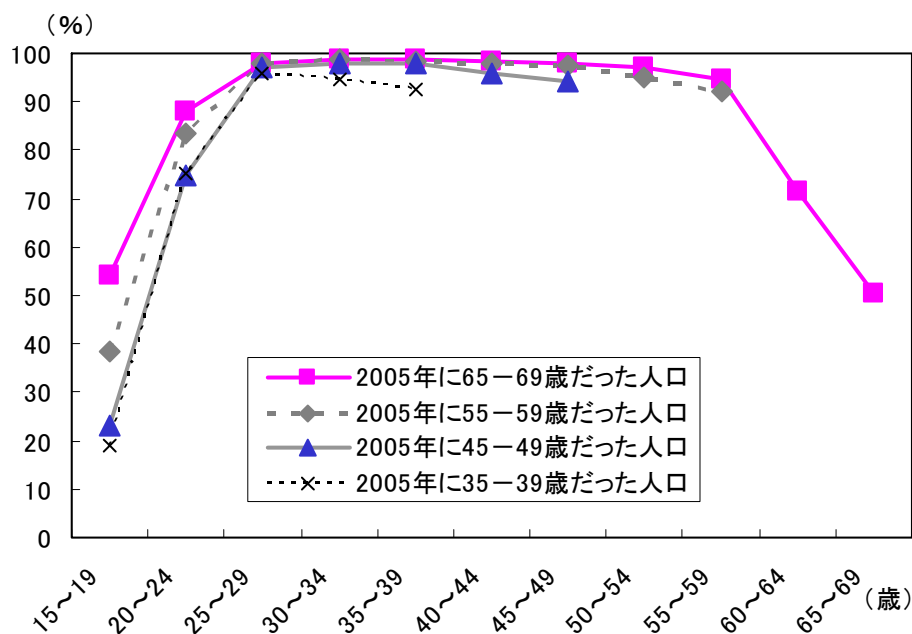
図表 18 高齢者の就業率(年齢別・男女別)



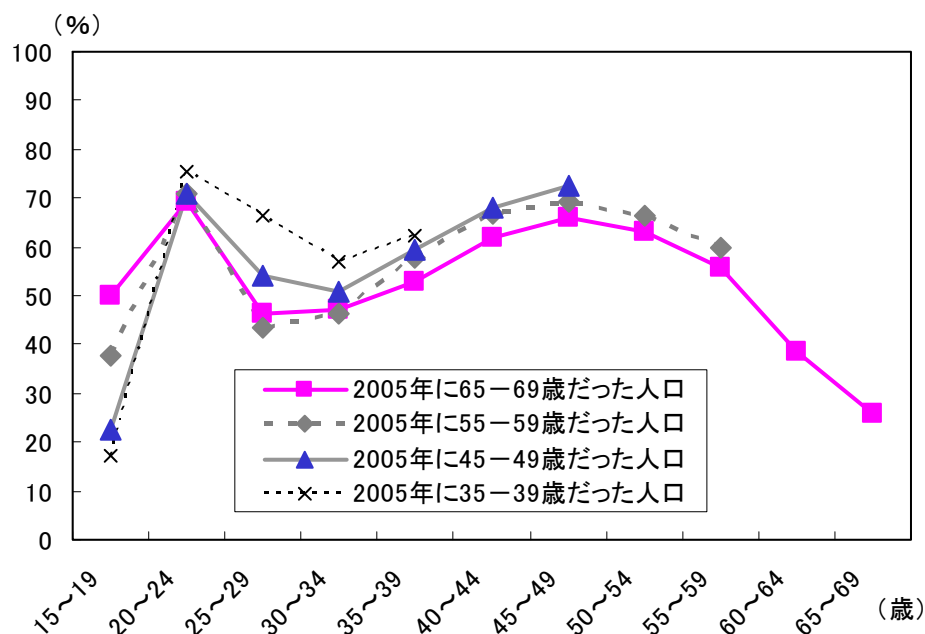
資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成18年)

- ・ 女性の労働力率は45～49歳をピークに低下しており、男性と比べて女性の離職時期は早い。

図表 19 各世代の各年齢時における労働力率
(男性)



(女性)



資料:大林千一氏(帝京大学)論文「統計でみる団塊世代」(AGING2007 夏号)より
(原典)総務省「国勢調査」

注:労働力率=「労働力人口」÷「15歳以上人口(労働力状態不詳を含む)」×100

- ・ 女性の離職理由をみると、病気・高齢、人員整理・勧奨退職による離職の割合が高い他、男性と比べて「家族の介護・看護のため」を挙げる割合が高い。

図表 20 平成9年 10 月以降に前職を辞めた離職無業者の年齢階級別離職理由

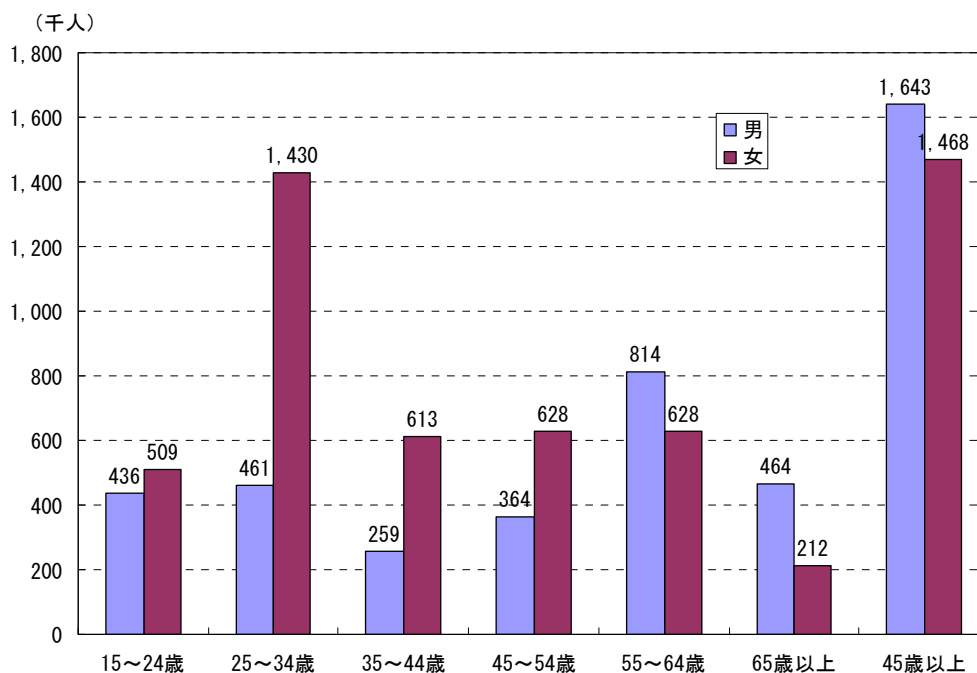
	45～54 歳		55～64 歳	
	男	女	男	女
人員整理・勧奨退職のため	28.3%	11.6%	15.5%	10.9%
会社倒産・事業所閉鎖のため	14.2%	11.5%	5.7%	9.3%
事業不振や先行き不安	8.5%	3.2%	2.8%	2.5%
一時的についた仕事だから	2.1%	4.8%	0.9%	2.3%
収入が少なかった	2.3%	2.5%	0.6%	0.8%
労働条件が悪かった	5.4%	5.3%	1.2%	2.4%
自分に向かない仕事だった	3.6%	3.4%	0.7%	1.3%
家族の転職・転勤又は事業所の移転のため	0.2%	2.8%	0.2%	1.4%
定年又は雇用契約の満了のため	1.4%	2.8%	49.7%	26.0%
病気・高齢のため	17.2%	16.8%	13.4%	17.2%
結婚のため	0.1%	1.4%	0.0%	0.3%
育児のため	0.0%	1.5%	0.0%	0.9%
家族の介護・看護のため	2.0%	11.6%	1.1%	8.3%
その他	14.6%	20.6%	7.8%	16.0%
離職無業者計（人）	402,600	884,600	1,363,400	1,343,500

資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 14 年）

注：離職無業者計には理由不詳の者を含む。

- ・ 45 歳以上の離職無業者における就業希望者数は、男女別にみるとおおむね同数程度であるが、45～54 歳については、女性の方が男性よりも多い。

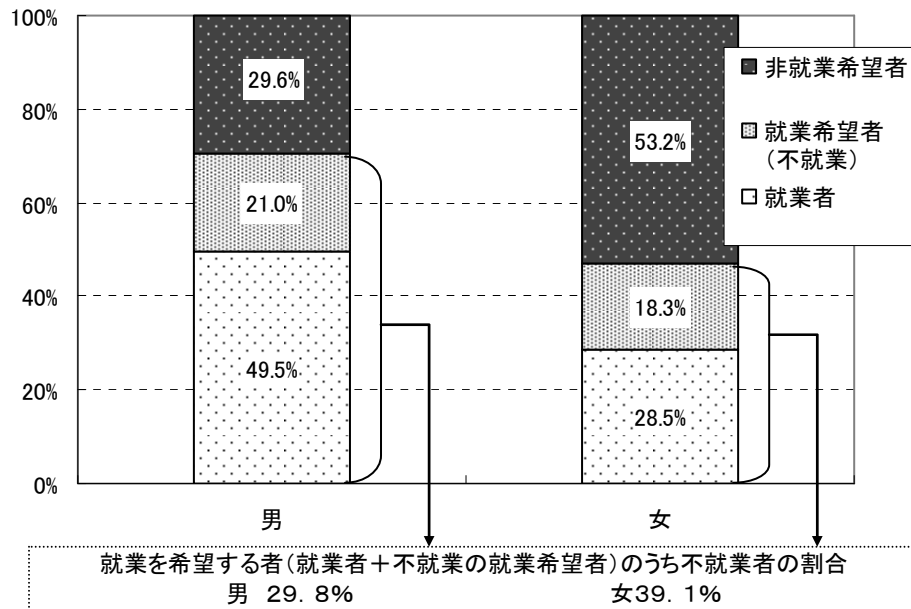
図表 21 平成9年 10 月以降に前職を辞めた離職無業者における就業希望者数



資料：総務省「就業構造基本調査」（平成 14 年）

- 65～69 歳の就業希望は高い。就業希望があるものの就業できていない割合は男性 29.8%、女性 39.1%で、女性の方が高い。

図表 22 高齢者(65～69 歳)の就業状況・就業希望(男女別)



資料:厚生労働省「高齢者就業実態調査」(平成 16 年)より算出

注1:就業者は、平成 16 年 9 月中に収入になる仕事をした者。

注2:就業希望者は、仕事をしたいと思いながら仕事に就けなかった者。非就業希望者は、仕事をしたいと思わなかった者。

注3:四捨五入により、男は合計が 100%にならない。

- 高齢者が就業を希望する理由は、男女共に「健康を維持したい」が多いが、男女を比較すると女性は「収入を得る必要が生じた」がより多く、男性は「知識や技能を生かしたい」が多い。

図表 23 高齢就業希望者の就業希望理由別割合(男女別)

(単位:%)

		失業して いる	収入を 得る必要 が生じた	知識や 技能を生 かしたい	社会に 出たい	時間に 余裕が できた	健康を 維持 したい	その他
男	65 歳以上	8.1	13.3	15.1	4.2	8.6	36.1	14.2
	65～74 歳	9.0	13.7	14.6	4.5	9.2	35.2	13.6
	75 歳以上	3.2	10.9	17.9	2.6	5.3	41.5	18.1
女	65 歳以上	3.4	20.1	6.9	4.6	11.4	32.7	20.1
	65～74 歳	3.7	20.6	6.7	4.7	11.9	32.1	19.8
	75 歳以上	1.9	17.4	8.3	4.4	8.6	36.3	22.0

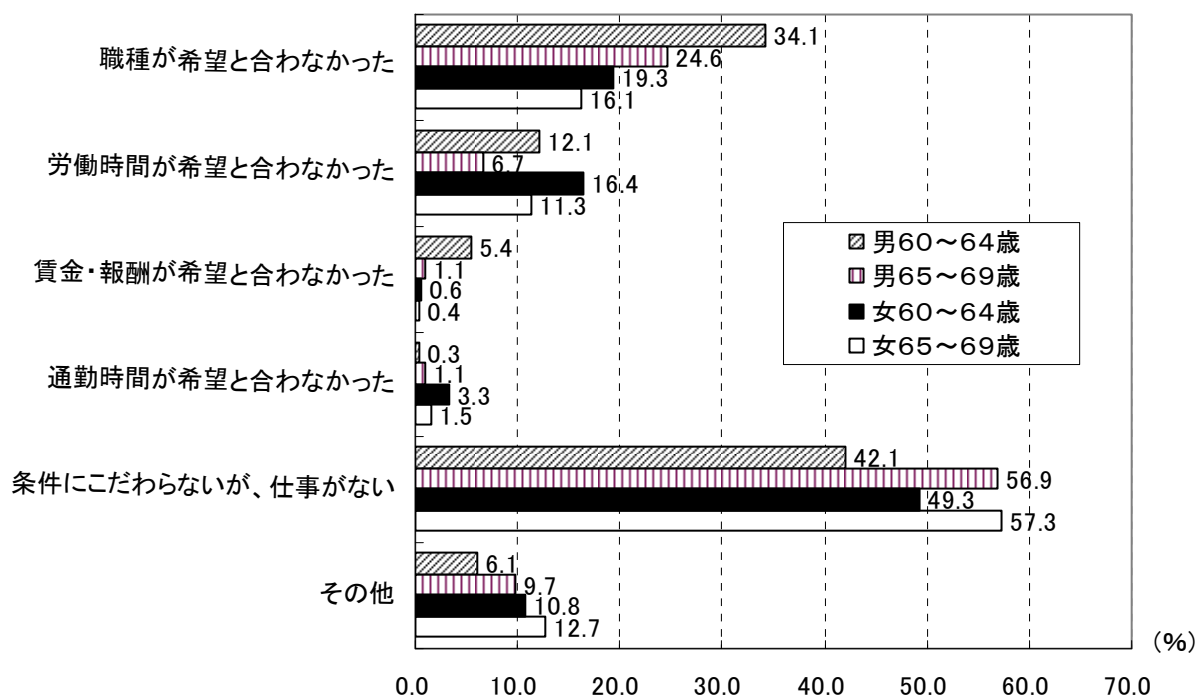
資料:総務省「就業構造基本調査」(平成 14 年)

注:就業希望者とは、無業者のうち「何か収入になる仕事をしたいと思っている者」を指す。

○ 高齢者の就業・能力発揮を阻む要因

- ・ 高年齢者(60～69 歳)が適当な仕事が見つからなかった理由としては、男女とも「条件にこだわらないが、仕事がない」が多いが、「労働時間が希望と合わなかった」を挙げる割合は女性の方が高い。

図表 24 適当な仕事が見つからなかった理由

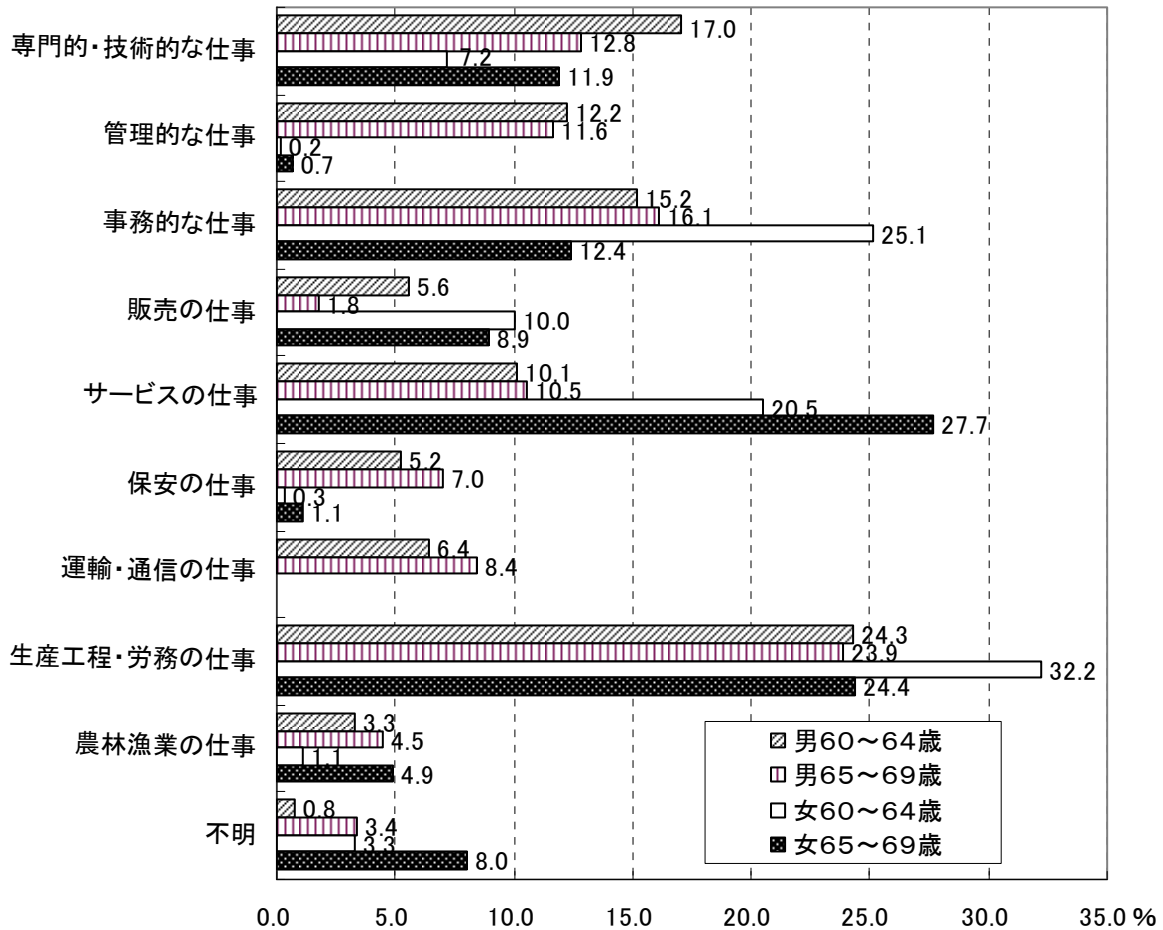


資料:厚生労働省「高年齢者就業実態調査」(平成16年)

注:仕事に就けなかった理由として「適当な仕事が見つからなかった」と回答した人における理由別割合

- ・ 高年齢者(60～69 歳)の希望する職種は、男女とも「生産工程・労務の仕事」が多いが、女性は「事務的な仕事」「サービスの仕事」を希望する率が男性より高い。

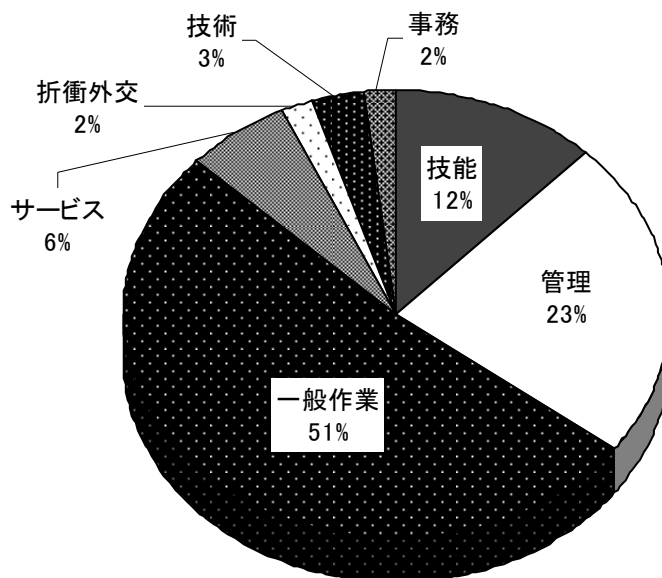
図表 25 希望する職種別高年齢就業希望者割合



資料:厚生労働省「高年齢者就業実態調査」(平成16年)

- ・ シルバー人材センターの実績では、一般作業（公園清掃・樹木消毒等）が過半数を占める。

図表 26 シルバー人材センター職群別実績（平成 17 年度契約金）



資料：社団法人全国シルバー人材センター事業協会調べ

注：管理分野…公民館管理 駐車場管理 指定管理者制度に基づく施設の管理など

折衝・外交分野…広報などの配布 検針・集金など

専門技術分野…補習教室講師 翻訳・通訳 家庭教師 経理事務 パソコンなど

技術を必要とする分野…植木剪定 ふすま・障子張り 大工仕事 ペンキ塗り 和洋裁など

事務分野…文書管理事務 毛筆筆耕 宛名書き 受付事務など

屋内外の一般作業…公園清掃 樹木消毒 除草・草刈り 包装など

サービス分野…家事援助 子育て支援 介護サービス 観光ガイドなど

図表 27 公共職業安定所の新規求職申込件数、有効求職者数、就職件数（パートタイムを含む）
（人）

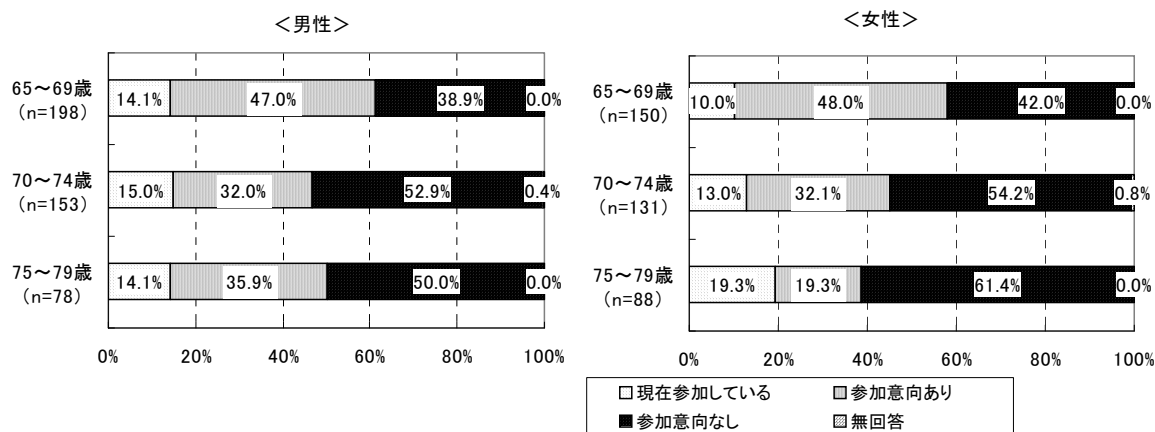
	計	44歳以下	45歳以上		
				55歳以上	65歳以上
1, 新規求職申込件数					
男女計	6,551,342	4,293,388	2,257,954	1,269,209	234,130
男	3,164,318	1,904,568	1,259,750	781,779	162,621
女	3,352,301	2,372,031	980,270	474,949	68,172
2, 有効求職者数					
男女計	25,765,851	16,000,143	9,765,708	5,582,737	703,240
男	12,542,233	7,065,692	5,476,541	3,384,496	494,167
女	13,113,364	8,882,204	4,231,160	2,158,618	200,105
3, 就職件数					
男女計	2,125,371	1,439,070	686,301	341,468	41,734
男	1,091,079	698,171	392,908	221,932	30,136
女	1,024,270	735,773	288,497	116,314	10,967

資料：厚生労働省「職業安定業務統計」（平成 18 年度）

○ 高齢者の地域参加に関する意識と実態

- ・ 高齢者の1～2割が地域活動に参加しており、参加したいという意向を持つ者も65～69歳では半数弱に上る。

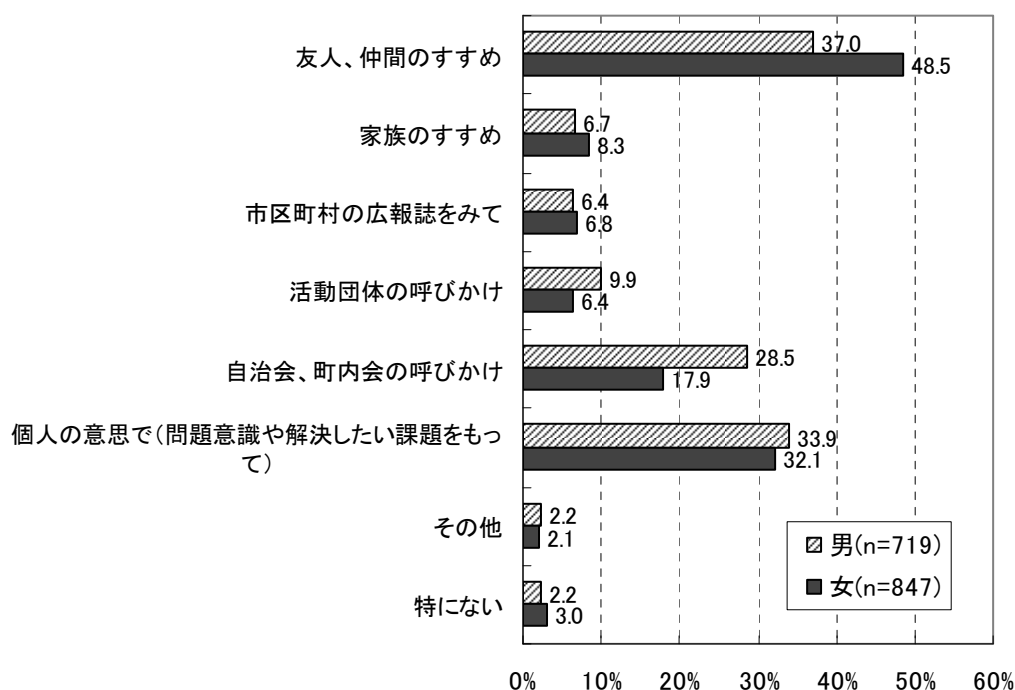
図表 28 NPO やボランティア、地域の活動などへの参加状況と参加意向



資料:内閣府「国民生活選好度調査」(平成 15 年度)

- ・ 地域活動に参加したきっかけは、女性では「友人、仲間のすすめ」、男性は「自治会、町内会の呼びかけ」がそれぞれ比較的多い。

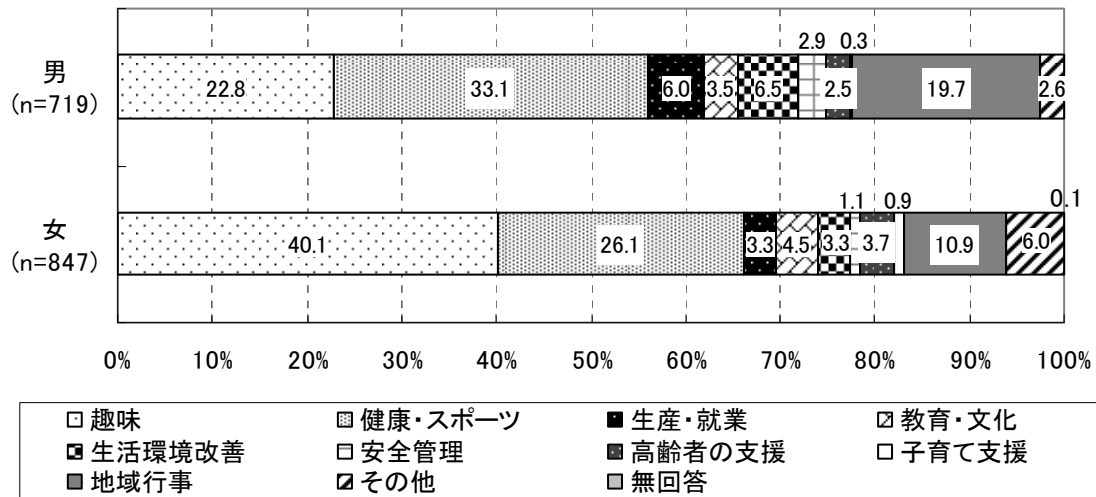
図表 29 最も力を入れた活動に参加したきっかけ(複数回答・60歳以上・男女別)



資料:内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成 15 年度)

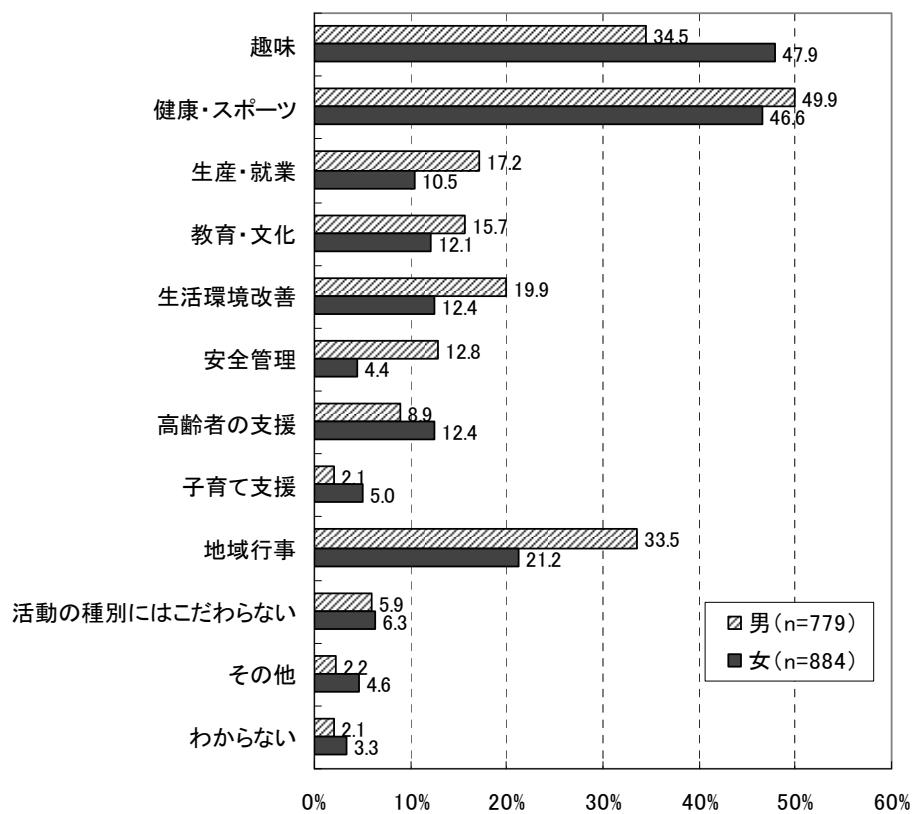
- ・ 地域活動の内容について、女性は「趣味」、男性は「地域行事」等に対する関心がそれぞれ比較的高い。

図表 30 1年間に最も力を入れた活動(60歳以上・男女別)



資料:内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成 15 年度)

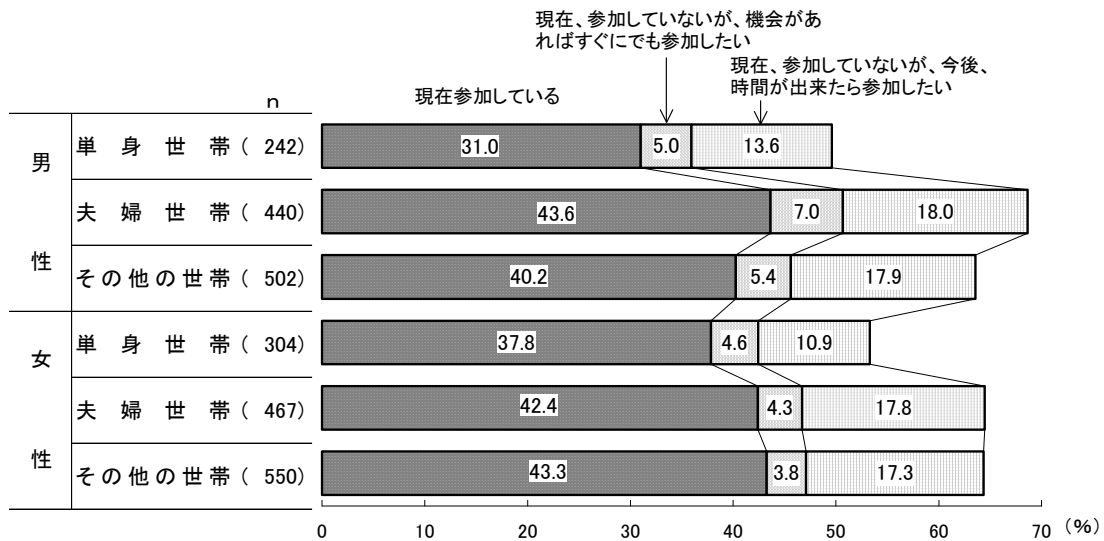
図表 31 今後参加したい活動(複数回答・60歳以上・男女別)



資料:内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(平成 15 年度)

- ・ 55～74歳の地域活動に関する参加状況・参加意向を世帯類型別にみたところ、特に参加率が低いのが単身男性である。

図表 32 地域活動への参加状況・参加意向(55～74 歳)

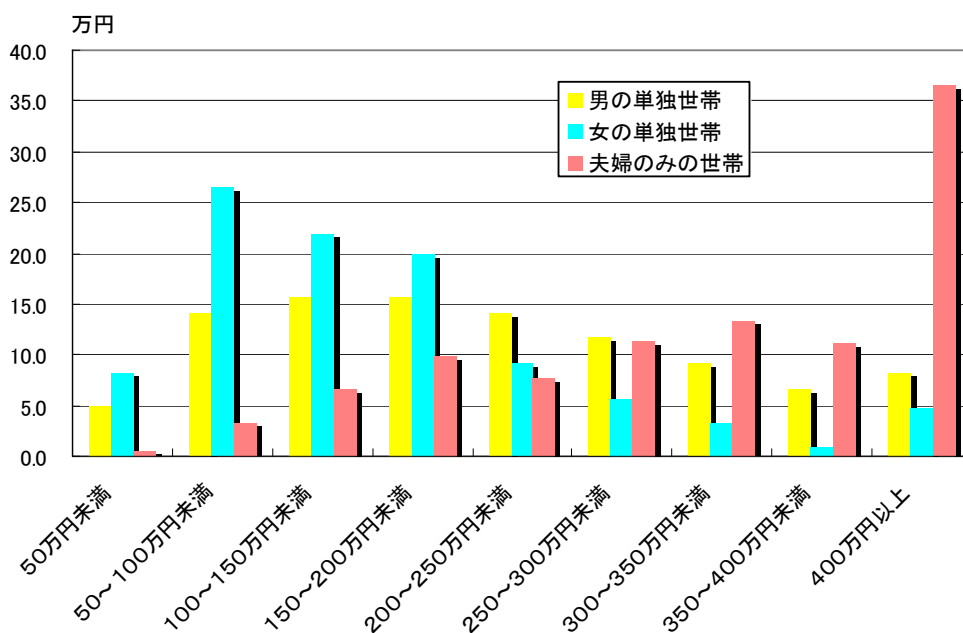


資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

- 高齢単身女性の貧困～特に離別女性で厳しい経済状況
- 高齢単身男性の貧困リスク～今後対策の重要性が高まる可能性

- ・ 女性の単独世帯は、3 割超が年間所得 100 万円未満であるなど低所得層に集中している。
- ・ 男性の中でも単独世帯は、低所得層に一定程度の分布がみられる。

図表 33 65 歳以上の者のいる世帯の世帯構造別・所得階級別構成割合



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 18 年)

注1:世帯構造ごとの総計を 100%とした構成割合。

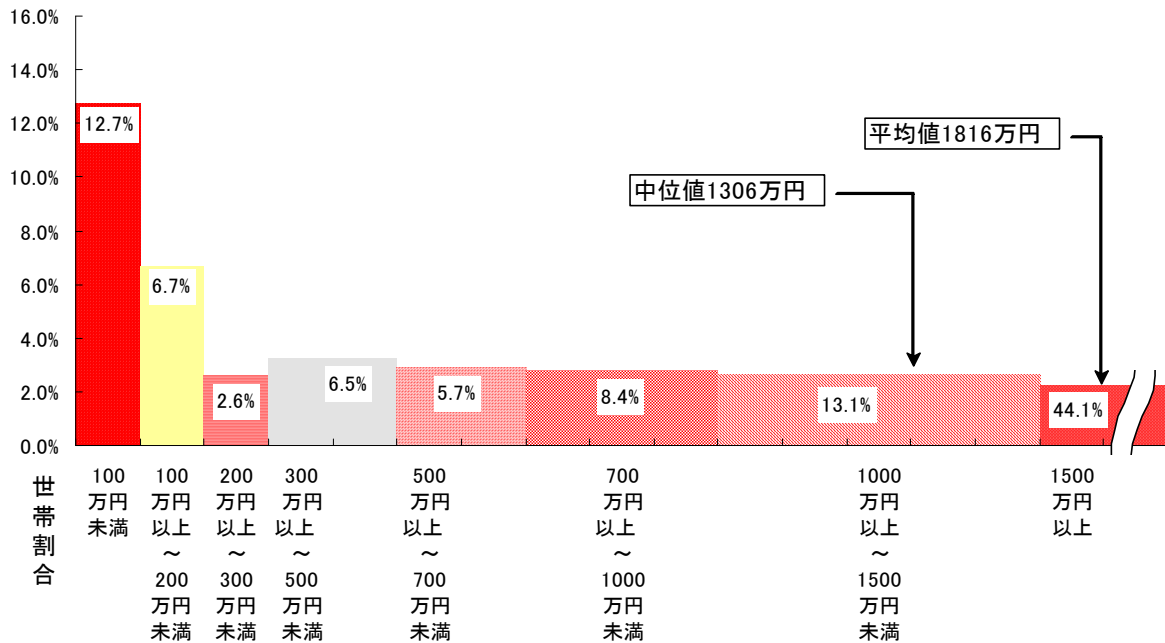
注2:単独世帯は本人の年齢が65歳以上、夫婦のみの世帯は、夫又は妻の年齢が65歳以上の世帯。

注3:同調査における平成17年1年間の所得

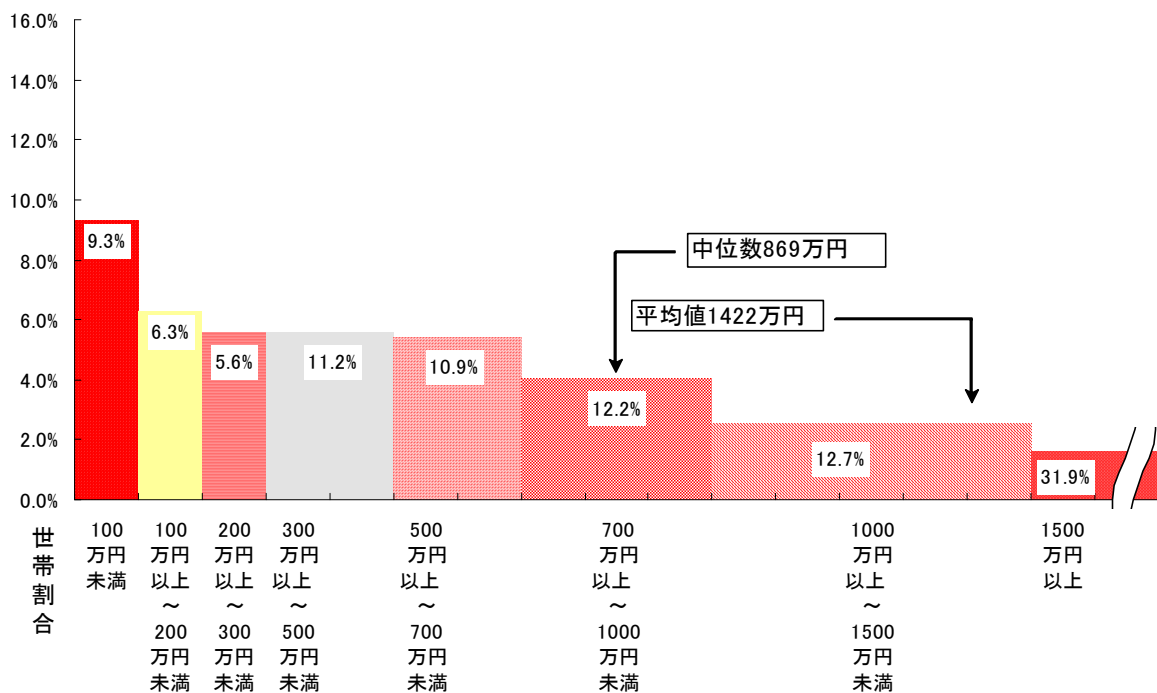
- ・ 高齢単身女性の貯蓄水準は、100 万円未満が約 1 割、300 万円未満が約 2 割である。
- ・ 高齢単身男性は、1500 万円以上など貯蓄額が高い層が 44.1%と多い反面、100 万円未満が 12.7%と高齢単身女性よりも高い割合になっている。

図表 34 高齢単身世帯の貯蓄の状況

<男・高齢単身世帯>



<女・高齢単身世帯>



資料:総務省「全国消費実態調査」(平成 16 年)

- 平成 17 年の生活保護の被保護人員数における高齢者の割合は約4割であり、そのうち単身女性が4割強を占める。そして、その数は年々増加傾向にある。
- 高齢単身男性のうち生活保護の被保護者の割合は 15.12%と高い。被保護人員総数に占める高齢単身男性の割合、高齢単身男性の保護率共に上昇している。

図表 35 生活保護の被保護人員数と発生率

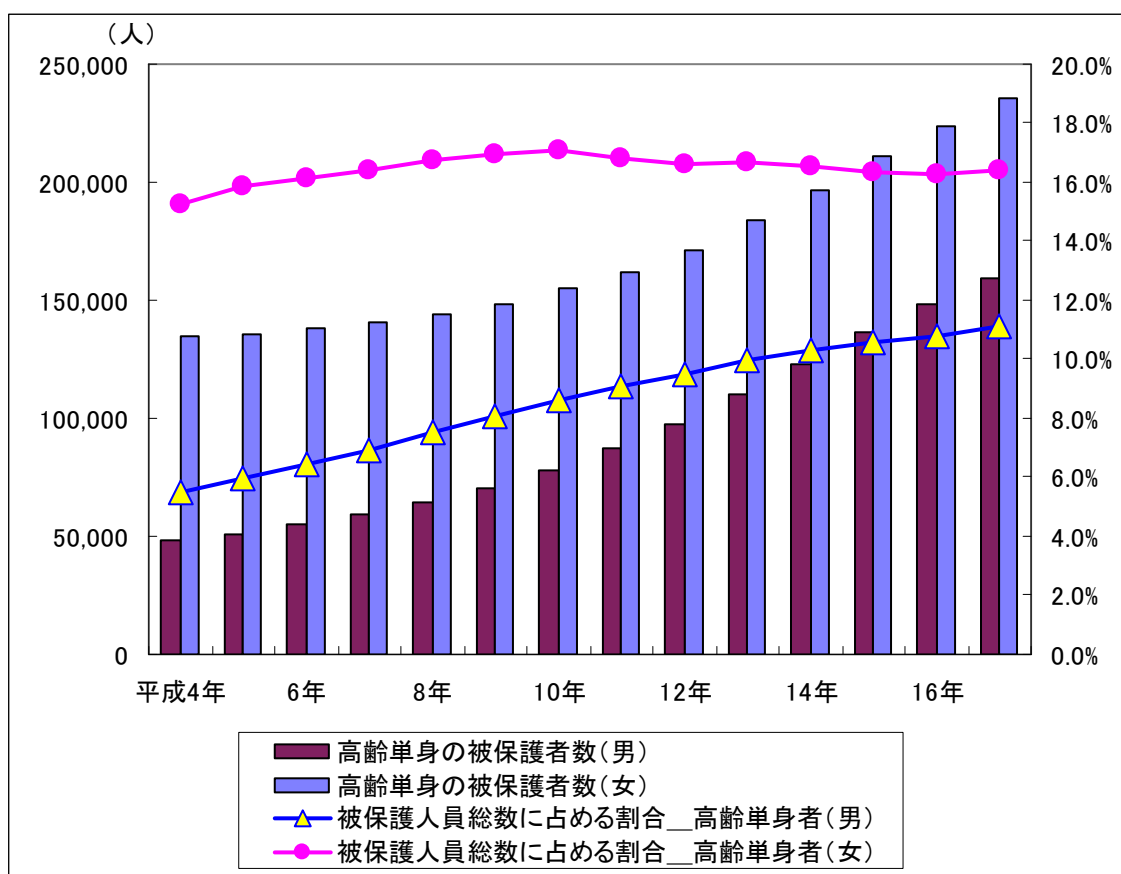
	総数	うち 65 歳以上	うち 65 歳以上		うち 65 歳以上	
			うち女性	うち男性	うち女性 単身世帯	うち男性 単身世帯
被保護人員数(人)	1,433,227	555,096	324,556	230,540	235,574	158,939
構成比	100.0%	38.7%	22.6%	16.1%	16.4%	11.1%
人口(H17)(人)※	127,767,994	25,672,005	14,797,406	10,874,599	2,813,571	1,051,207
被保護人員の発生率	1.12%	2.16%	2.19%	2.12%	8.37%	15.12%

資料:厚生労働省「被保護者全国一斉調査(基礎調査)」(平成 17 年)より内閣府作成

注1. 高齢者数は国勢調査(平成 17 年)より

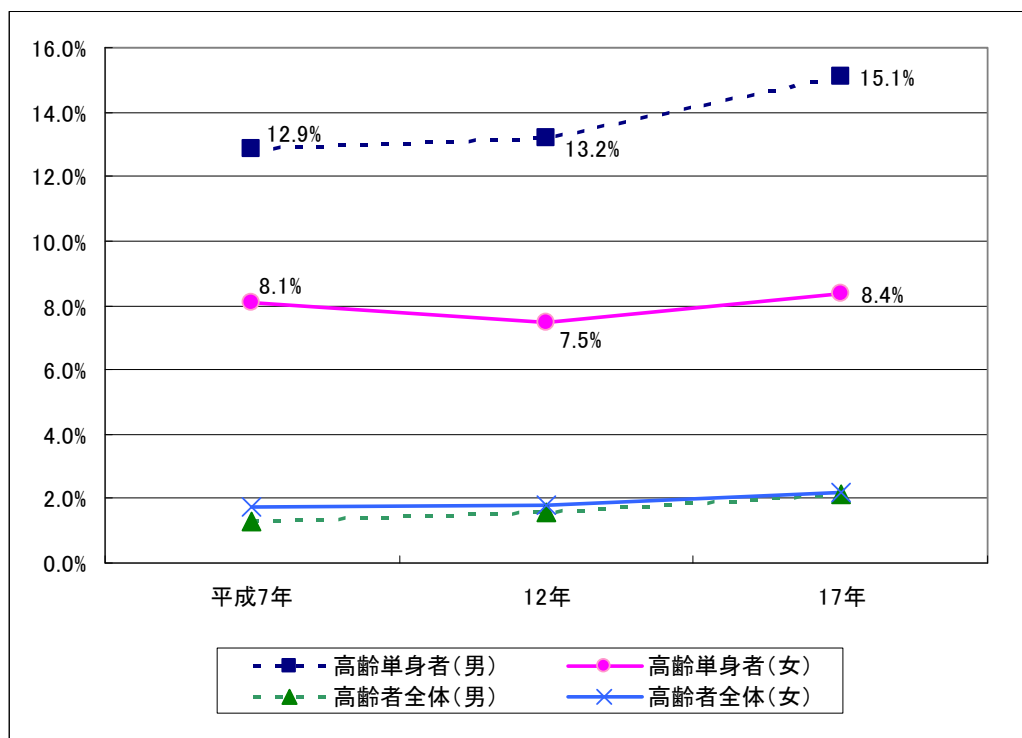
注2. 被保護人員の発生率を単身世帯(男女合計)としてみると 10.21%

図表 36 高齢単身男女の生活保護受給状況の推移



資料:厚生労働省「被保護者全国一斉調査(基礎調査)」(平成 17 年)

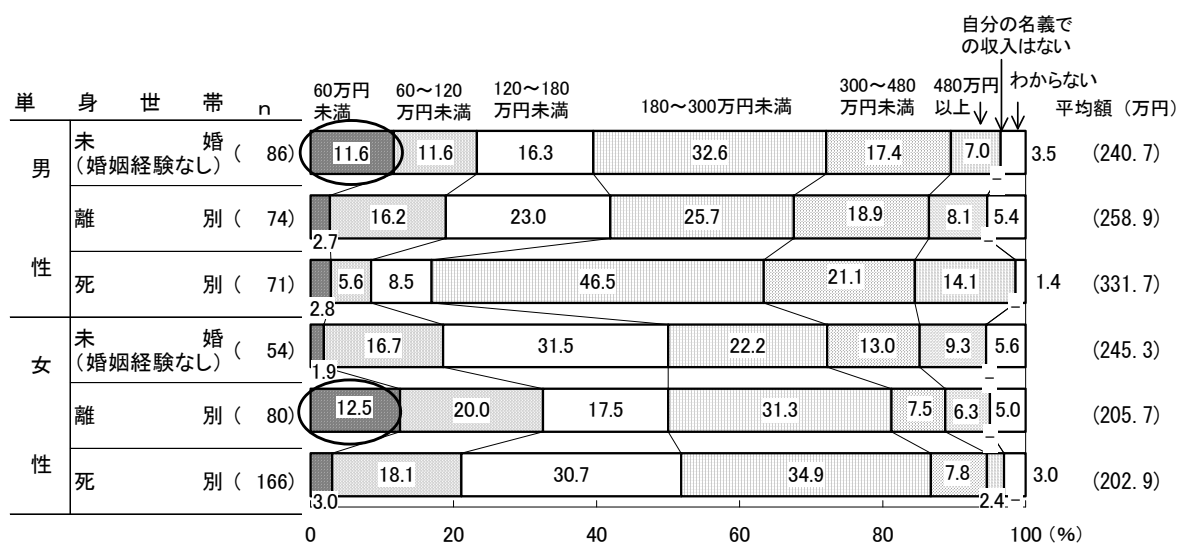
図表 37 高齢者と高齢単身者の保護率(人口対被保護人員の割合)



資料:厚生労働省「被保護者全国一斉調査(基礎調査)」(平成 17 年)
注. 発生率は国勢調査人口(国勢調査年以外は補間推計人口)より作成

- ・ 55～74 歳の単身女性の中でも、離別女性は年間収入 60 万円未満が 12.5%と厳しい経済状況にある割合が高い。
- ・ 55～74 歳の単身男性の中でも、未婚男性は年間収入 60 万円未満が 11.6%と厳しい経済状況にある割合が高い。

図表 38 本人自身の年間収入の分布 婚姻状況別 (55～74 歳単身世帯)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

- ・ 離別の一人暮らし女性と未婚の一人暮らし男性において相対的貧困率が高い。

図表 39 男女別、高齢期（65歳以上）の一人暮らし低所得率（相対的貧困率）

	高年男性一人暮らし		
	未婚	死別	離別
1986年	58.3%	50.0%	47.4%
1995年	58.6%	36.3%	28.6%
2001年	43.5%	24.7%	27.8%
	高年女性一人暮らし		
	未婚	死別	離別
1986年	58.3%	70.7%	64.2%
1995年	50.5%	55.9%	60.0%
2001年	41.9%	46.6%	55.1%

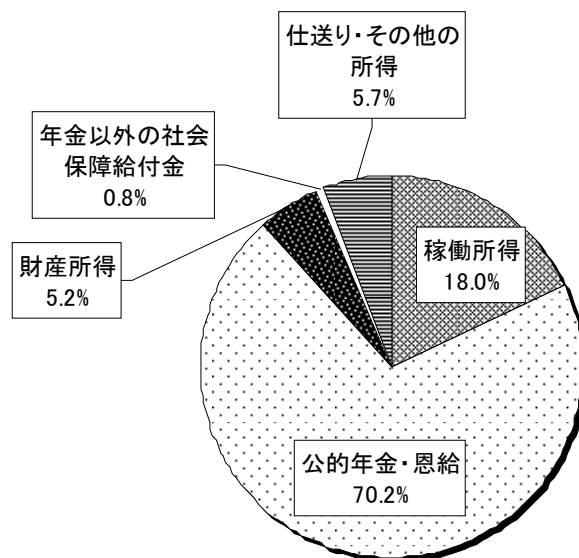
資料：白波瀬佐和子氏（東京大学）資料「ジェンダーからみた社会経済的格差」より
（原典）国民生活基礎調査（各年）

注：「相対的貧困率」は、OECD（経済協力開発機構）の定義に基づき白波瀬佐和子氏が国民生活基礎調査の個票データを用いて「世帯全体の等価可処分世帯所得の中央値より5割に満たない比率」として算出。（厚生労働科学研究「少子高齢社会における社会経済的格差に関する国際比較研究」（平成16年～18年）の分析の一環として実施）

○ 高齢期の経済状況に影響を与える就労経歴～大きい男女間格差、雇用形態間格差

- ・ 高齢者世帯の所得の約7割を「公的年金・恩給」が占める。

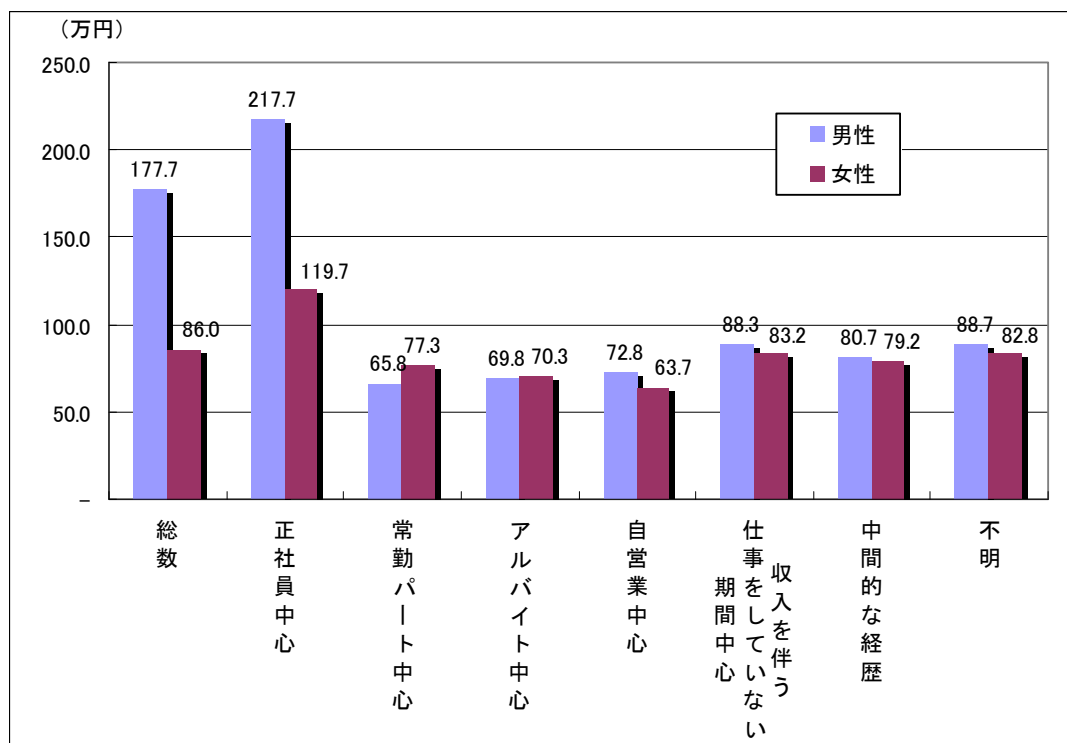
図表 40 高齢者世帯の所得構成



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成18年）

- ・ 公的年金の受給額は高齢期に至るまでの働き方との関係が大きい。同じ「正社員中心」でも、女性は男性よりも就業年数が平均して短く、厚生年金の被保険者期間が短いなどの理由から、受給額が低い傾向にある。

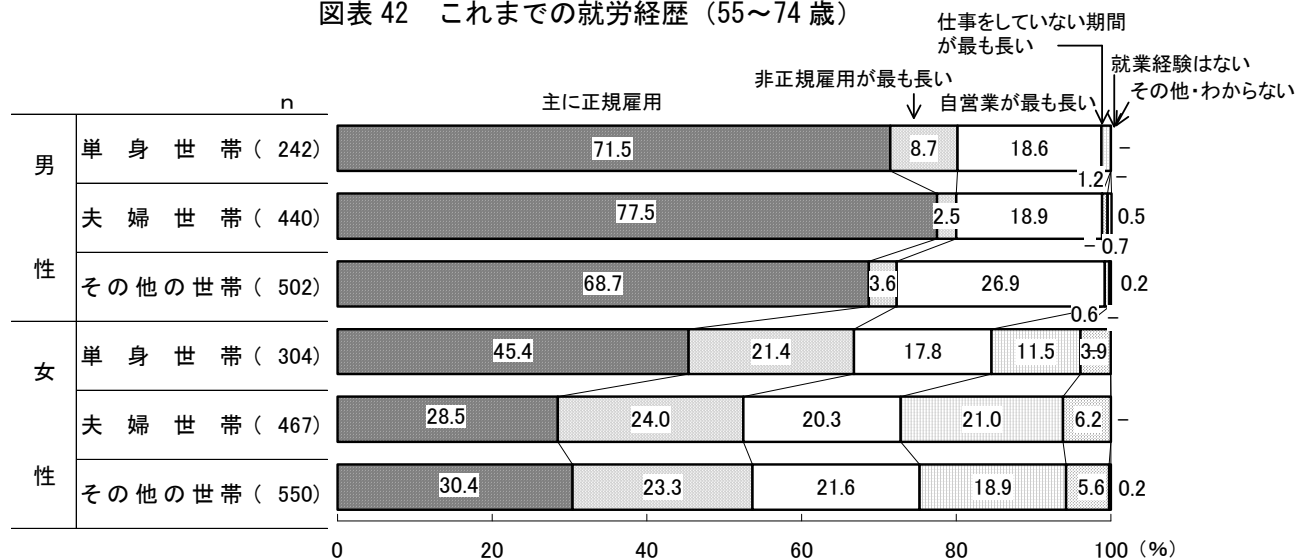
図表 41 本人の現役時代の経歴類型別・本人の公的年金平均年金額(男女別)



資料: 厚生労働省「年金制度基礎調査(老齢年金受給者実態調査)」(平成 18 年)

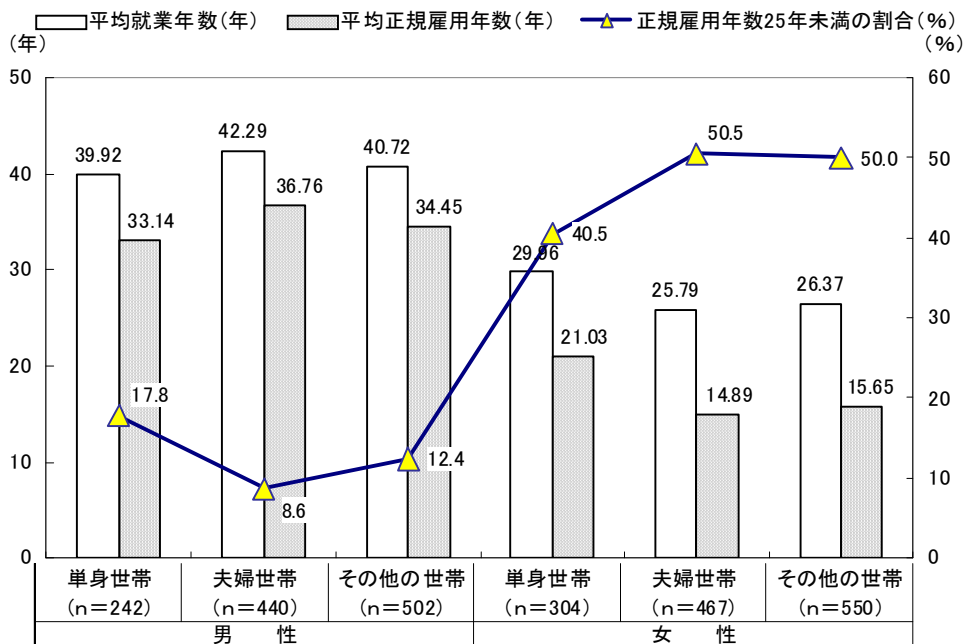
- ・ 女性は男性に比べて、「非正規雇用」あるいは「仕事をしていない」期間が中心の就労経歴が多い。特に正規雇用年数が短い傾向にある。
- ・ 男性は、単身世帯において非正規雇用が多くなり、2割近くが正規雇用年数 25 年未満。リストラや健康上の理由での就業中断経験も多い。
- ・ 単身女性は、女性の中では就業年数が長いが、男性と比較すると非正規雇用等が多く、就業年数・正規雇用年数共に短い。

図表 42 これまでの就労経歴（55～74 歳）



資料：内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成 20 年）

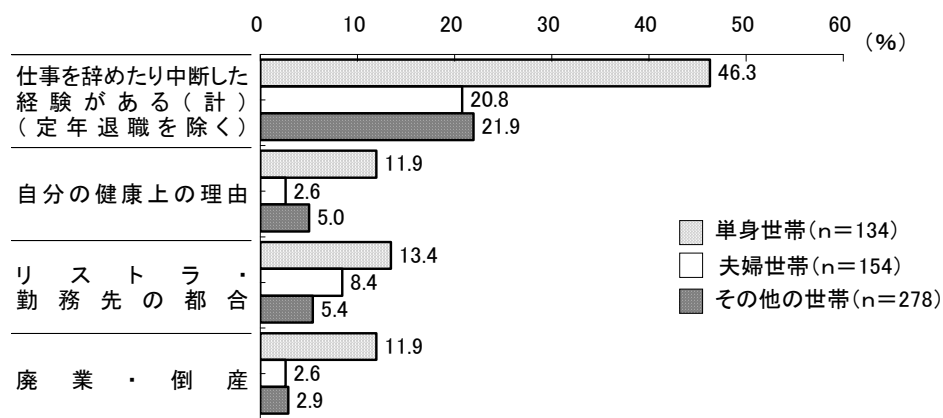
図表 43 就業年数・正規雇用年数（55～74 歳）



資料：内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成 20 年）

注：就業年数及び正規雇用年数の平均年数は、就業経験がある人、正規雇用就業経験がある人について算出している。

図表 44 仕事を辞めたり中断した理由（55～64 歳男性）

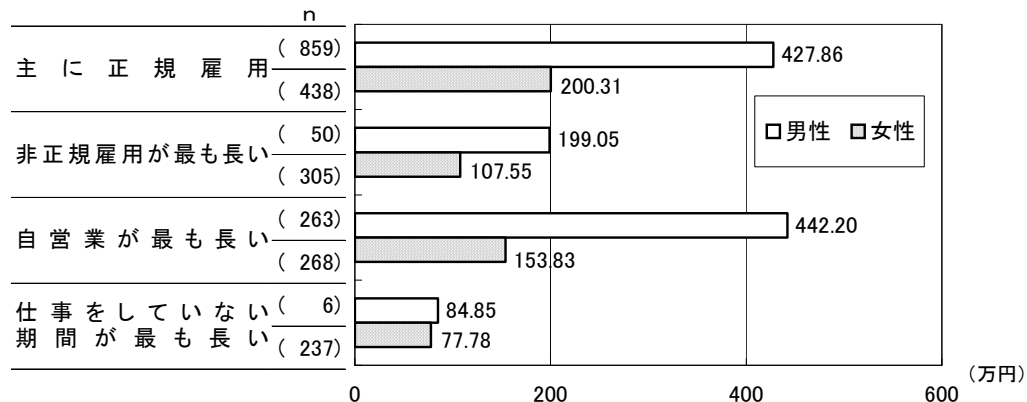


資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:「仕事を辞めたり中断したことがある(計)」は、仕事を辞めたり中断した理由が「定年退職」のみの人を除いて算出している。
「仕事を辞めたり中断した理由」として、上の3つの理由は抜粋であり、それ以外の理由についても回答がある。

- ・ 正規か非正規という雇用形態の違いによる収入格差が約2倍と大きい。同じ正規雇用中心の中でも、男性と女性では収入に大きな差がある。

図表 45 本人の就業パターンによる本人自身の年間収入（平均額）（55～74 歳）



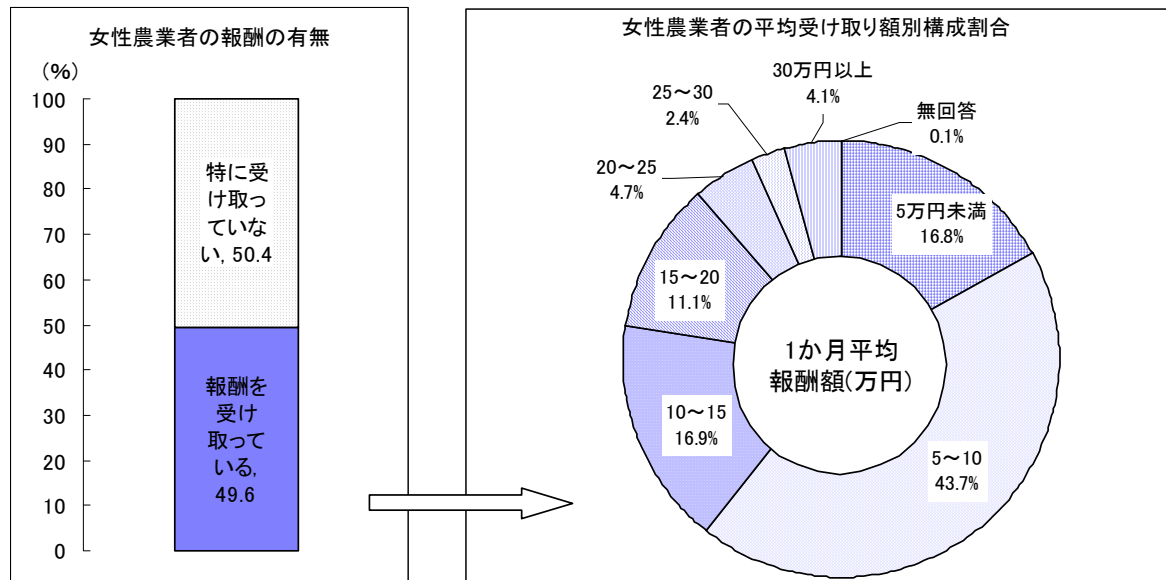
資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:回答数が少ない項目については、調査結果をみる際に留意が必要。

○ 農林漁業の家族従業者における高齢期の所得保障の問題

- ・ 女性農業者のうち報酬を受け取っているのは約半数で、1ヶ月平均の受け取り金額は 5～10 万円が約 4 割である。

図表 46 女性農業者の報酬受け取りの状況



資料：農林水産省「農業構造動態調査地域就業等構造調査結果－女性の就業構造・経営参画状況調査」(平成 15 年 7 月 1 日現在)

○ 農業者年金制度

- ・ 農業者年金制度への女性の加入者数は上昇傾向にあるものの、加入者総数に占める割合は 8.16% と低い。

図表 47 農業者年金制度への加入状況

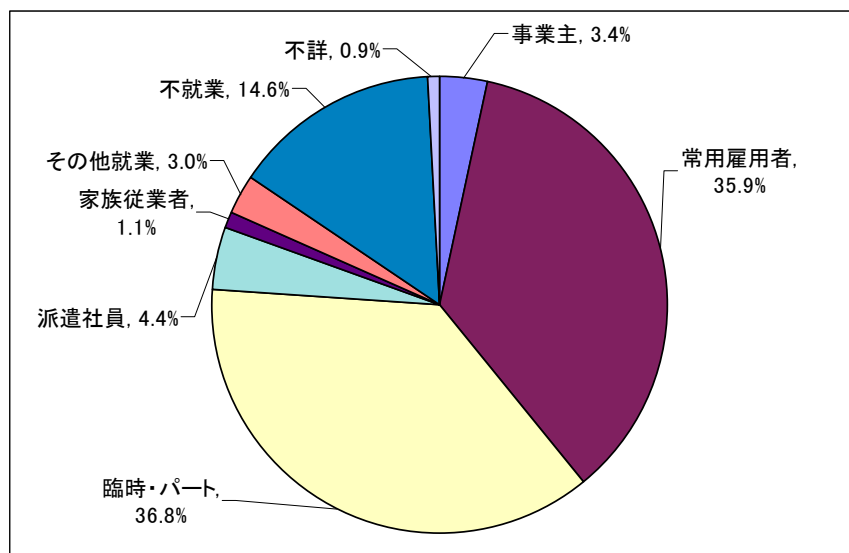
	加入者	男性		女性	
			構成比		構成比
平成15年	78262人	73247人	93.59%	5311人	6.79%
平成16年	80114人	74404人	92.87%	5710人	7.13%
平成17年	81713人	75536人	92.44%	6177人	7.56%
平成18年	83972人	77122人	91.84%	6850人	8.16%

資料：独立行政法人農業者年金基金調べ

○ 高齢期に経済困窮に陥りやすい潜在層～母子世帯、非正規雇用者など

- 母子世帯の 36.8%が「臨時・パート」である。平均年収も 213 万円と低い。

図表 48 母子世帯の就業状況と収入レベル

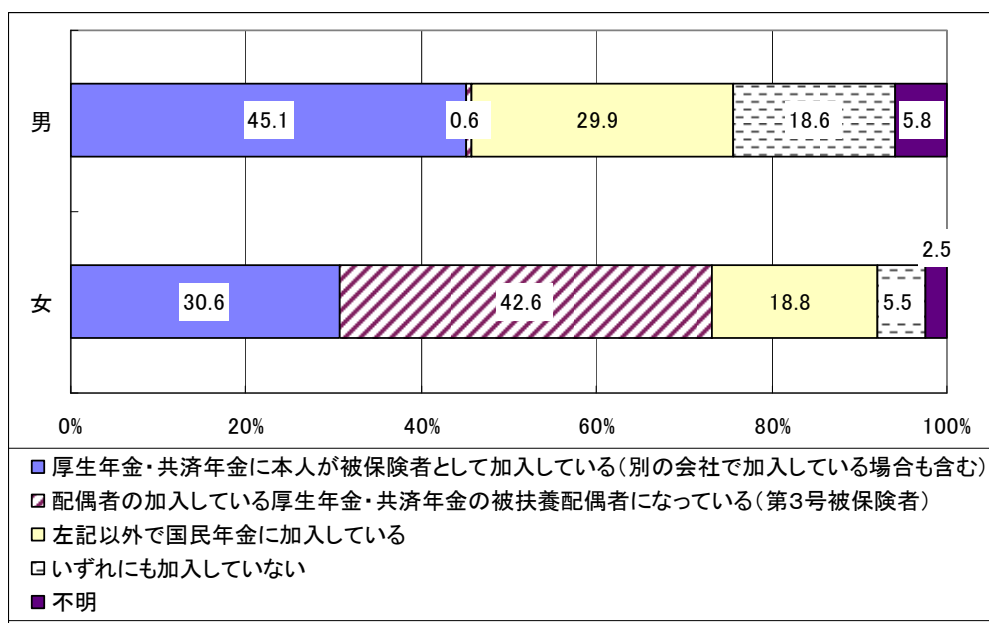


	全世帯	母子世帯	一般世帯を 100 とした場合の母子世帯の平均収入
平成 14 年	589.3 万円	212 万円	36.0
平成 17 年	563.8 万円	213 万円	37.8

資料:厚生労働省「全国母子世帯等調査結果報告」(平成 18 年)

- パート労働者の厚生年金等への加入率は低く、男性 45.1%、女性 30.6%である。

図表 49 パート労働者の厚生年金等の公的年金の加入状況

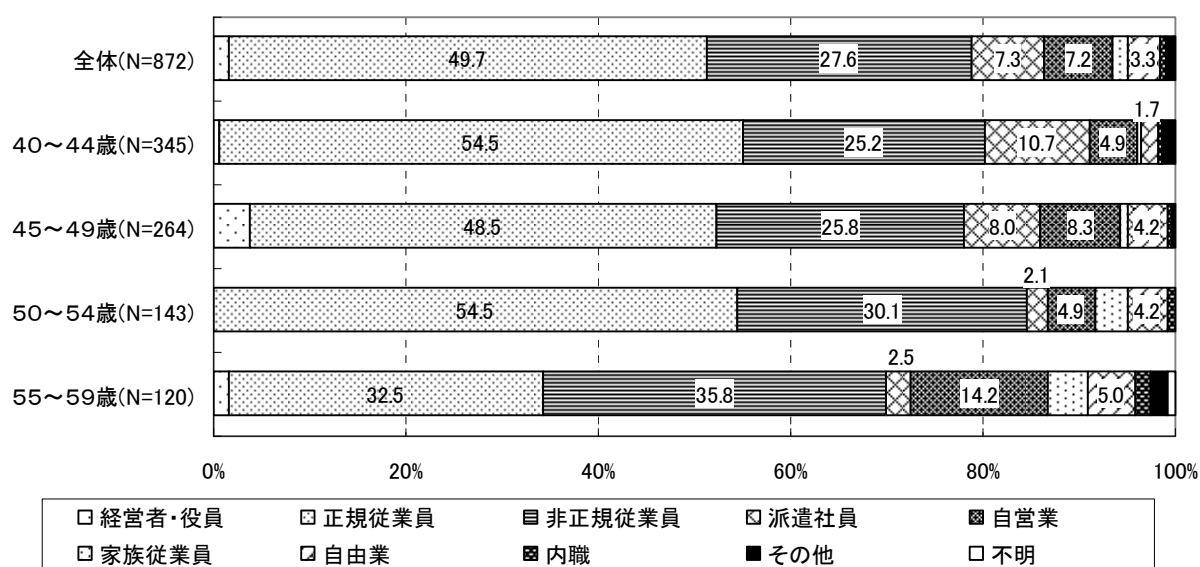


資料:厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成18年)

注:「加入」とは、保険料を納付していることをいう。(納付を免除されている場合も含む。)

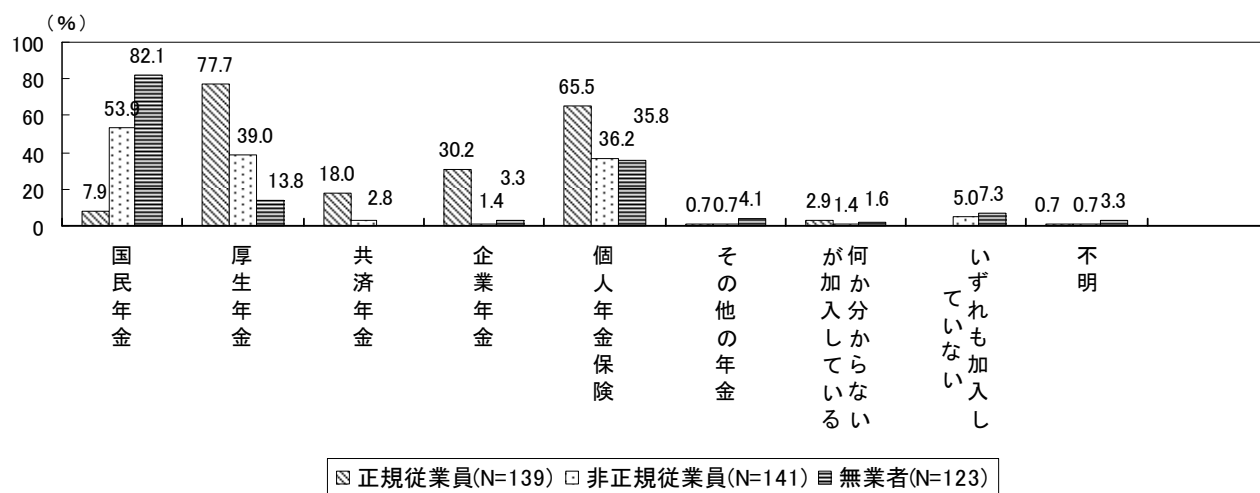
- ・ 40～50 歳代で未婚の女性については、従業上の地位が非正規従業員である場合が3割近くに上り、非正規従業員の場合は厚生年金への加入率が低い。
- ・ 非正規で働いている場合は、老後の収入源の見込みとして公的年金を挙げる割合は低く、仕事による収入への依存が正規従業員に比べて高い。

図表 50 40～50 歳代の未婚女性：従業上の地位



資料：財団法人シニアプラン開発機構「第2回独身女性（40～50 代）を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」²（平成 18 年）

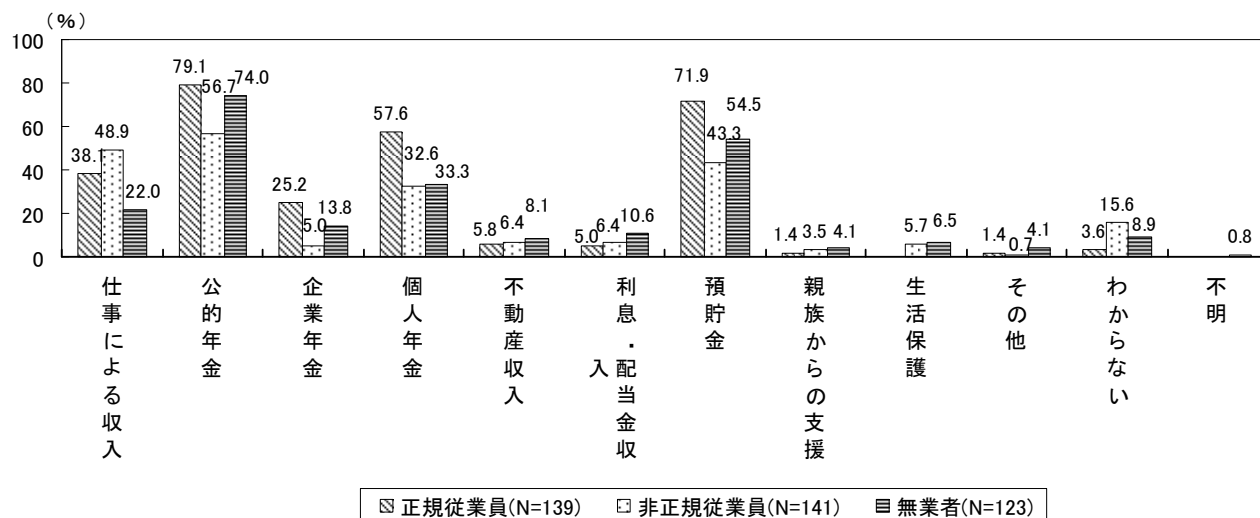
図表 51 40～50 歳代の未婚女性：加入年金（複数回答）



資料：財団法人シニアプラン開発機構「第2回独身女性（40～50 代）を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」（平成 18 年）

² 図表 45～47 は財団法人シニアプラン開発機構「第2回独身女性（40～50 代）を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」（平成 18 年 6 月）より。生涯未婚女性を対象とした調査（平成 17 年度実施、インターネット調査、40～59 歳、有効回収 1008 サンプル）。

図表 52 40～50 歳代の生涯未婚女性：老後の収入源（複数回答）

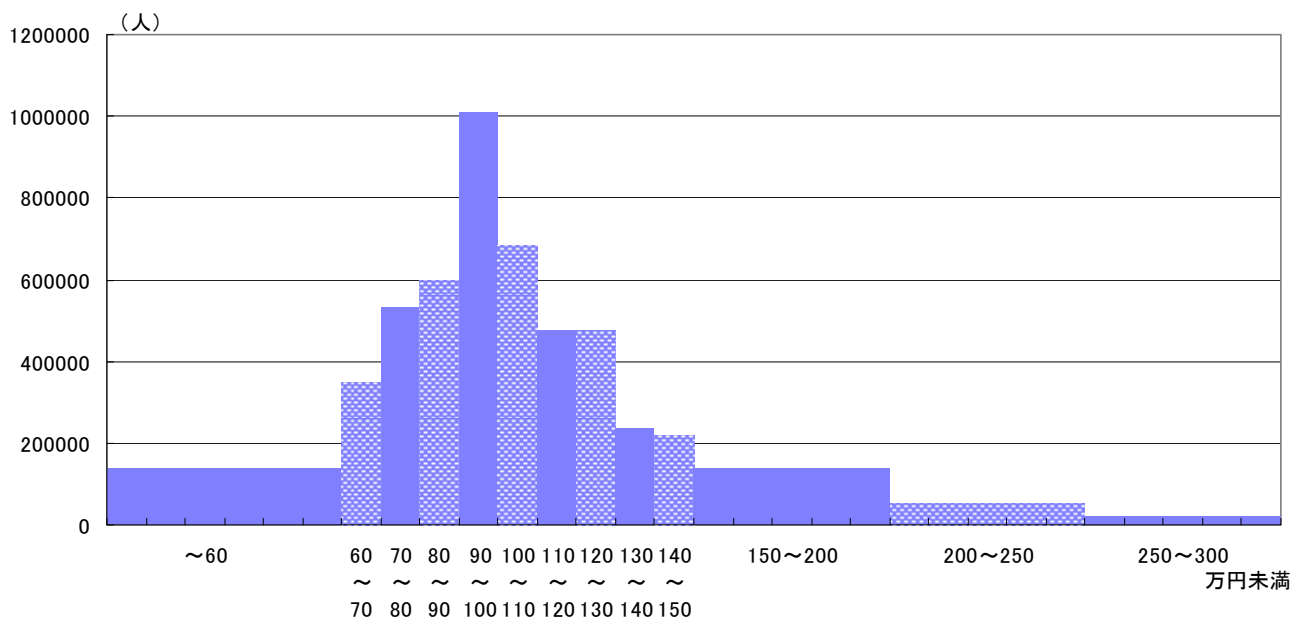


資料：財団法人シニアプラン開発機構「第2回独身女性（40～50 代）を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査」（平成 18 年）

○ 年金制度等による女性の就業調整

- ・ 女性パートタイム労働者は、年収 90～110 万円の層が最も多い。

図表 53 女性パートタイム労働者の過去一年間の収入分布



資料：厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成 18 年）により内閣府で算出。

注 1：「60 万円未満」の人数は 6 分割、「150～200 万円未満」「200～250 万円未満」「250～300 万円未満」の人数は 5 分割しており、10 万円きざみでそれぞれ均等な数値となっている。

注 2：300 万円以上（全体に占める割合：0.6%）の階層は割愛した。

- ・ 女性パートタイム労働者は、22.4%が何らかの就業調整をしている。その理由としては、「自分の所得税の非課税限度額(103 万円)を超えると税金を支払わなければならないから」が最も多く、67.1%存在する。次に「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから」が 46.1%存在する。

図表 54 女性パートタイム労働者の年収等の調整状況と理由

○過去 1 年間の就業調整の有無別パート等労働者の割合

(あなたは何らかの年収の調整または労働時間の調整をしていますか。という質問に対するもの)

		平成 18 年調査
調整をしている		22.4%
調整をしていない	関係なく働く	22.9%
	調整の必要がない	43.5%
	その他	2.0%
わからない		7.3%
不明		1.8%

注1:「調整をしている」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に関する調整等をしていることをいう。

注2:「関係なく働く」とは、所得税の非課税限度額及び雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当する年収、所定労働時間に達しても関係なく働く場合をいう。

注3:「調整の必要がない」とは、年収、所定労働時間が上記の要件に達する恐れがないほど少ないため、調整する必要がない場合をいう。

○年収等の調整理由別パート等労働者数割合

母数:「年収等の調整をしている」と回答した者。回答者の 22.4%

() 内は、「調整する」を 100%とした割合。

(%)

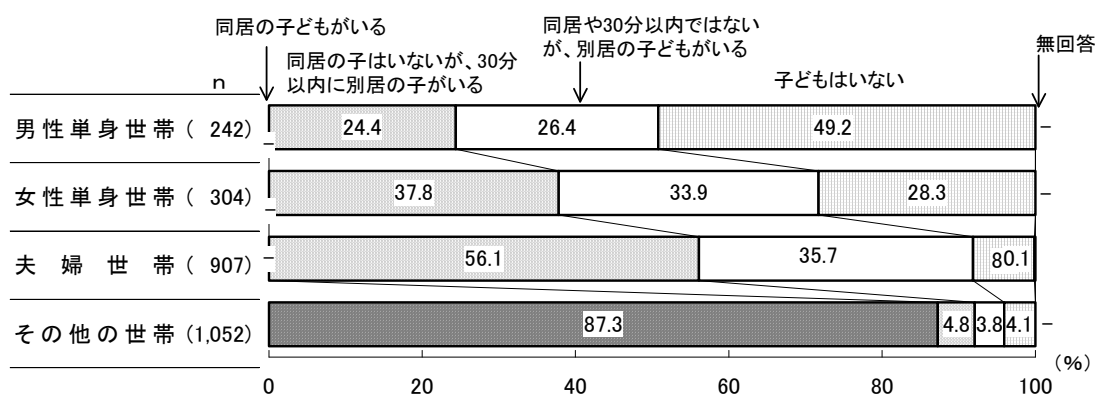
		平成 18 年調査
調整する		22.4
	自分の所得税の非課税限度額 (103 万円)を超えると税金を支払わなければならないから	(67.1)
	一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるから	(46.1)
	一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	(26.5)
	一定額(130 万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならないから	(44.1)
	労働時間が週の所定労働時間 20 時間以上になると雇用保険に加入しなければならないため	(4.8)
	正社員の所定労働時間の 3/4 以上になると健康保険、厚生年金等に参加しなければならないから	(6.9)
	会社の都合により雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当しないようにしているため	(9.1)
	現在、支給されている年金の減額率を抑える又は減額を避けるため	(0.9)
	その他	(3.8)
	不明	(0.3)

資料:厚生労働省「平成 18 年パートタイム労働者総合実態調査の概況」(平成 19 年 11 月)

○ 一人暮らしの孤立と日常生活の不自由

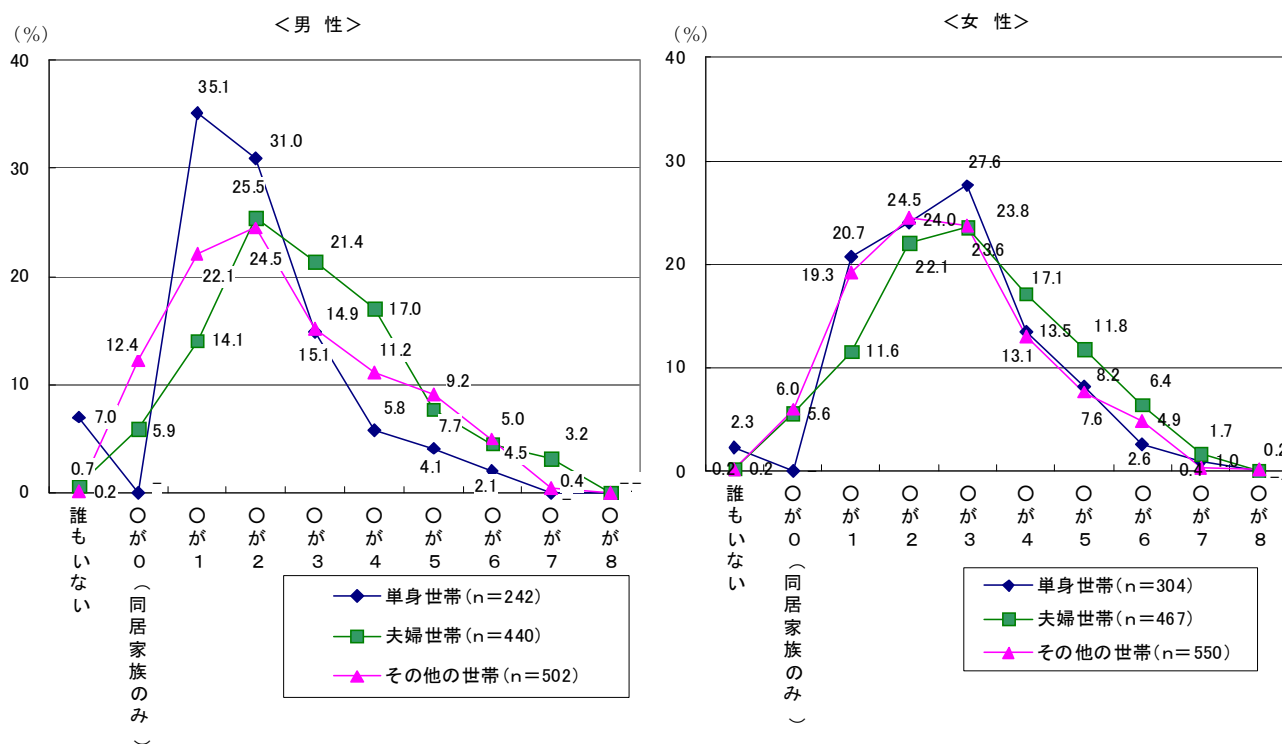
- ・ 男性単身世帯は、子どもがいないなど家族のネットワークが弱いことに加え、家族以外との交流が少ないため人的ネットワークが希薄。話し相手や相談相手がいないとする割合も高い。

図表 55 子どもの同別居状況(55～74 歳)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

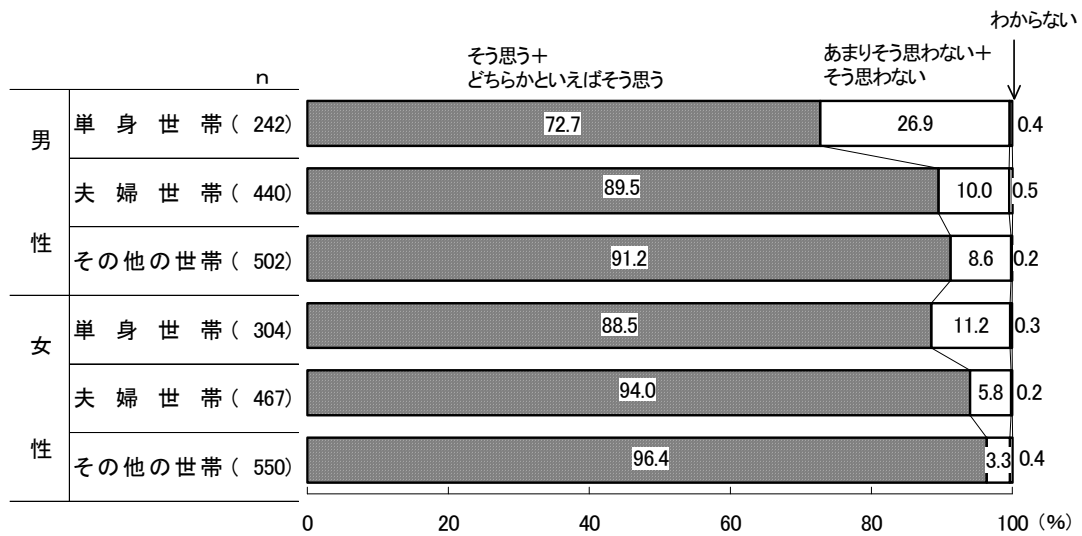
図表 56 同居家族以外の交流状況 (話したり連絡をとる相手の数: 数が多いほどネットワークが広い) (55～74 歳)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:「○が1」「○が2」…とは、ふだん話したり連絡をとる相手として同居家族以外に○がついた個数を示している。

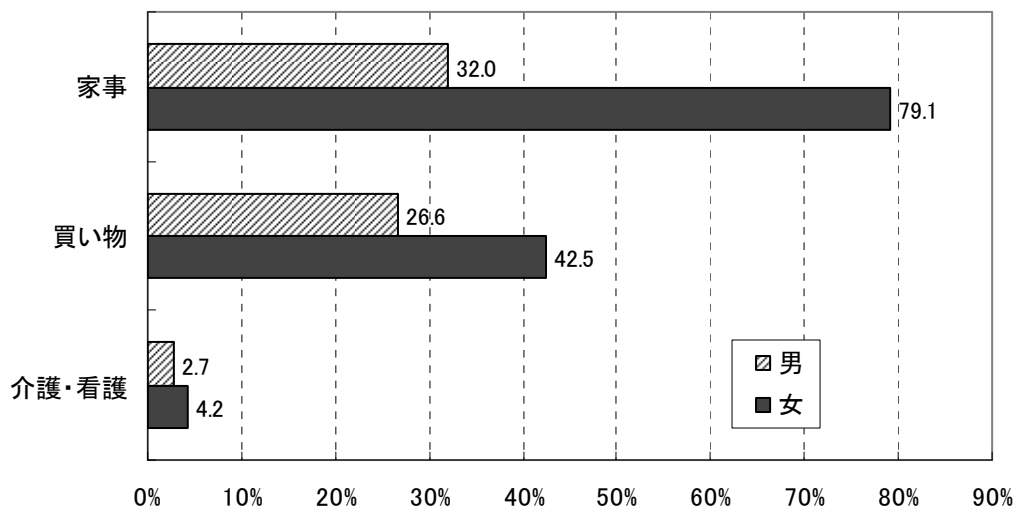
図表 57 話し相手や相談相手がいる(55～74 歳)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

- ・ 男性は女性に比べて家事や買い物の実施率が格段に低い。

図表 58 高齢者の家事等の実施状況(1週間の行動者率・65 歳以上・男女別)

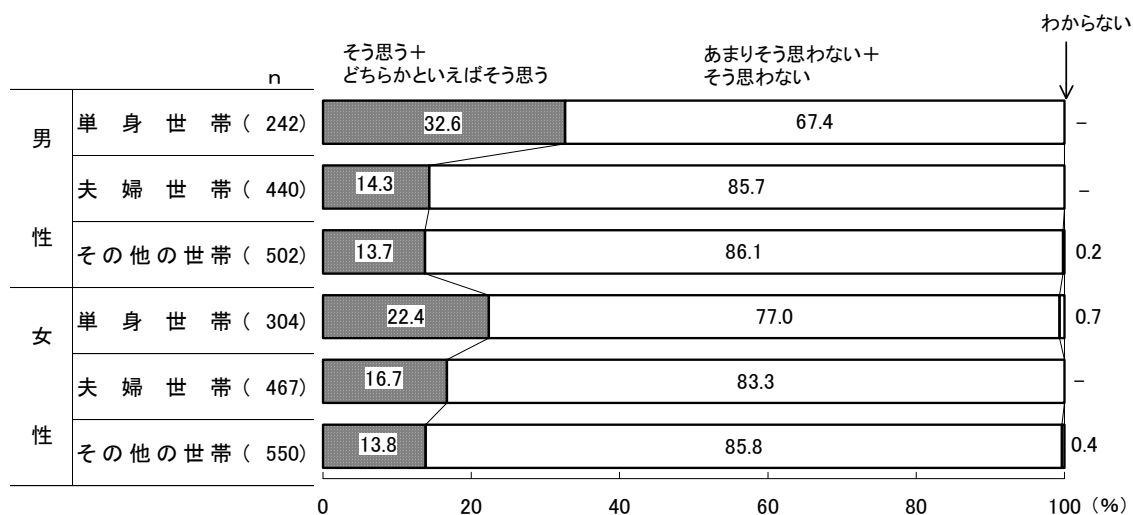


資料:総務省「社会生活基本調査」(平成 18 年)

注.「家事」には炊事、食後の後片付け、掃除、ごみ捨て、洗濯、ふとん干し、衣類の整理・片付け等が含まれる。

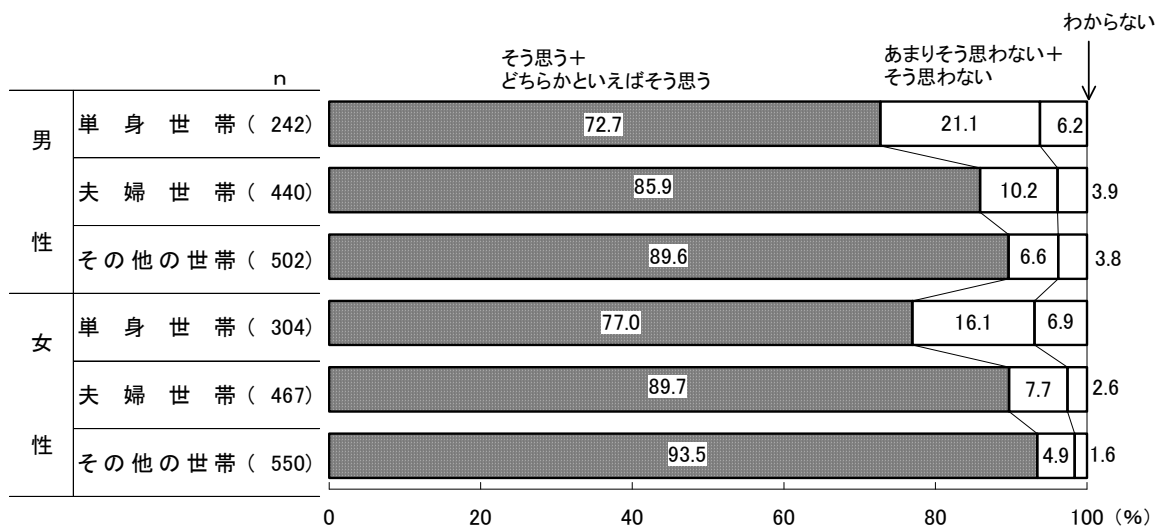
- ・ 単身世帯は、日常生活で不自由を感じることも多く、その割合は男性で高い。また、病気や災害時に助けてくれる人が「いない」とする割合も高い。

図表 59 日常生活で不自由を感じることもある(55～74 歳)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

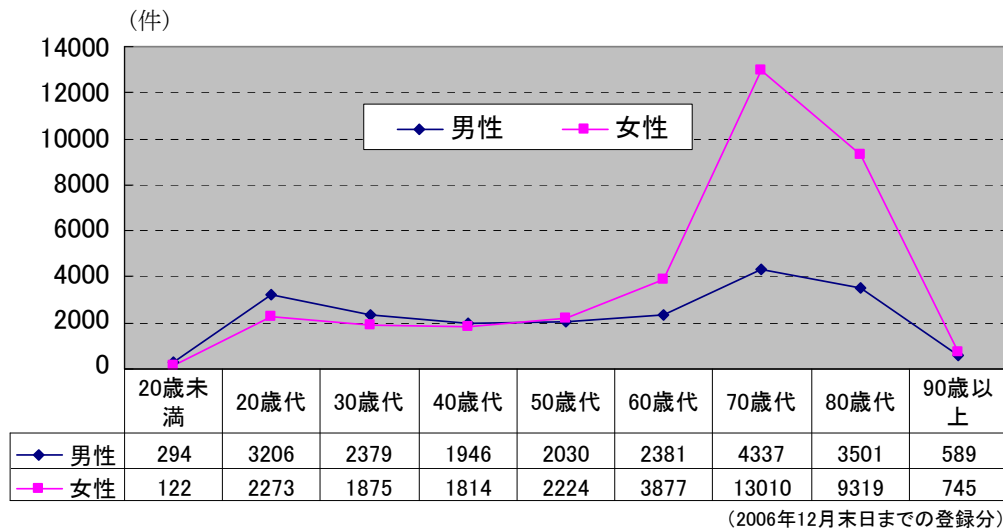
図表 60 病気や災害時に助けてくれる人がいる(55～74 歳)



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

- ・ 判断能力に問題がある人の消費者被害相談状況をみると、70 歳代、80 歳代の高齢女性の相談件数が多い。

図表 61 判断能力に問題がある人の消費者被害相談件数（年代別・性別）（1996～2005 年）

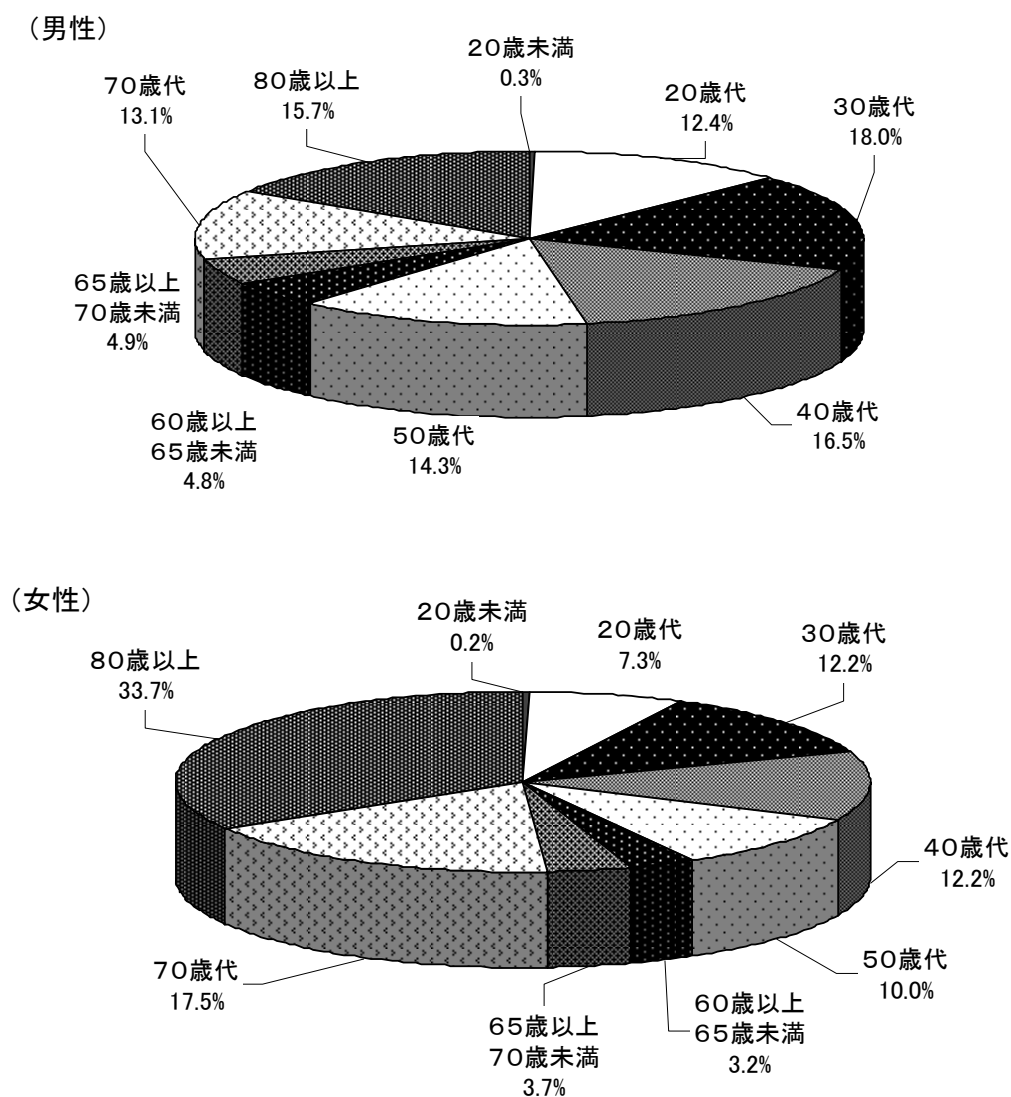


資料:独立行政法人国民生活センター「高齢者と障害のある人の消費者相談」(平成19年3月20日)

注:消費者相談は、全国の消費生活センター(地方自治体の機関約500カ所)に寄せられた「認知症高齢者、障害のある人等が契約当事者(契約をした人)である相談」のうち、判断能力に問題のある人が契約当事者であることが明らかな相談。

- ・ 成年後見関係事件における本人の男女別の割合は、男性が約 47%、女性が約 53%。男性では 30～50 歳代が多いが、女性は 80 歳以上が最も多く全体の約 34%を占め、65 歳以上の高齢者が約 55%を占める。

図表 62 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合

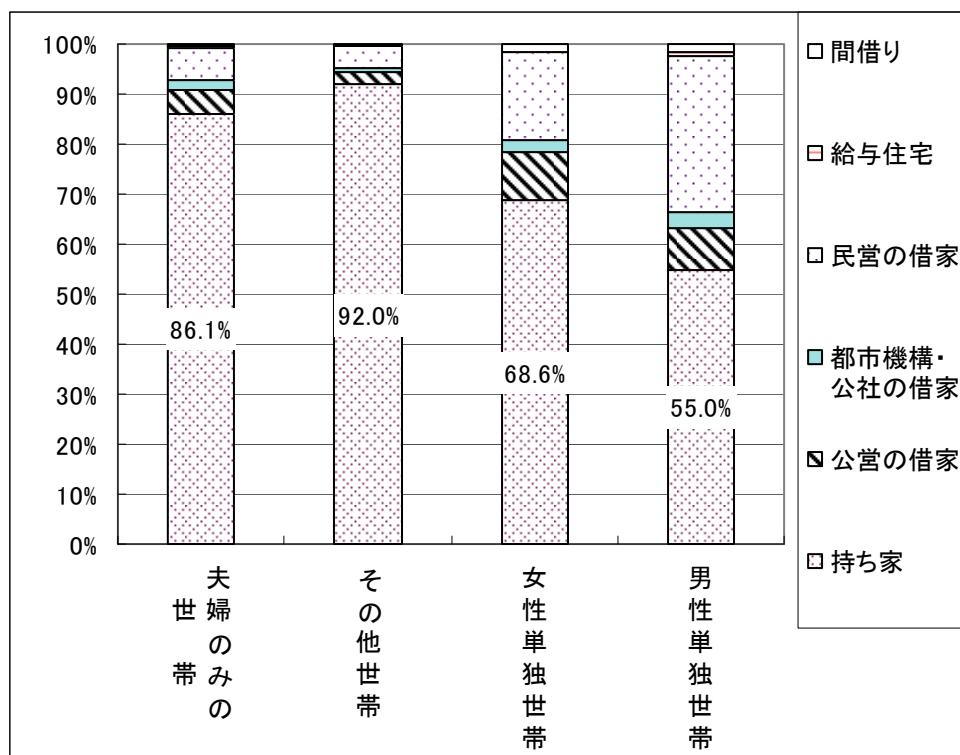


資料:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～平成18年4月から平成19年3月～」(平成19年)
 注:後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

○ 高齢者の住まいをめぐる状況

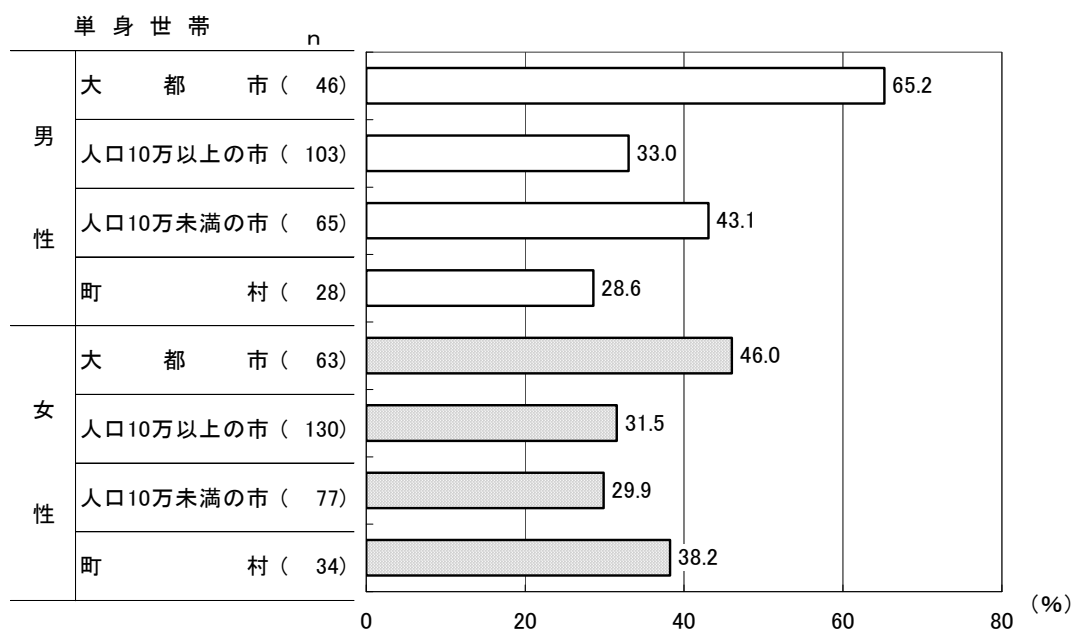
- ・ 高齢者の持ち家率は高い。しかし、単身世帯では持ち家率が約 6 割と下がり、大都市圏では持ち家以外の割合が高くなる。

図表 63 高齢者（65 歳以上）世帯類型別住居の状況



資料：総務省「国勢調査」（平成 17 年）

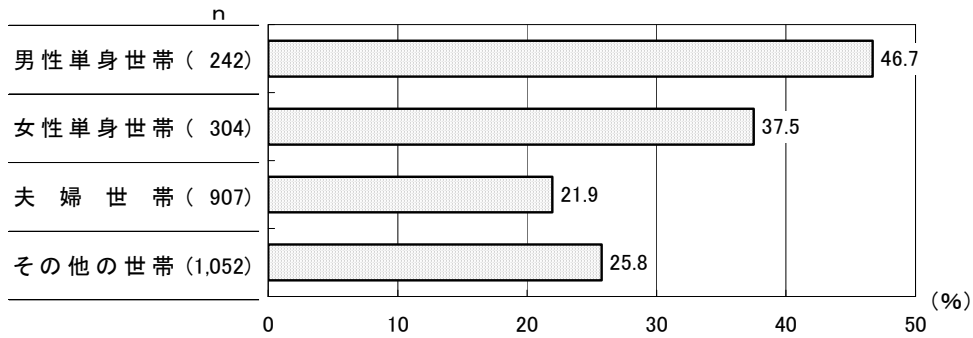
図表 64 高齢単身者（55～74 歳）都市規模別・持ち家以外の割合（55～74 歳）



資料：内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成 20 年）

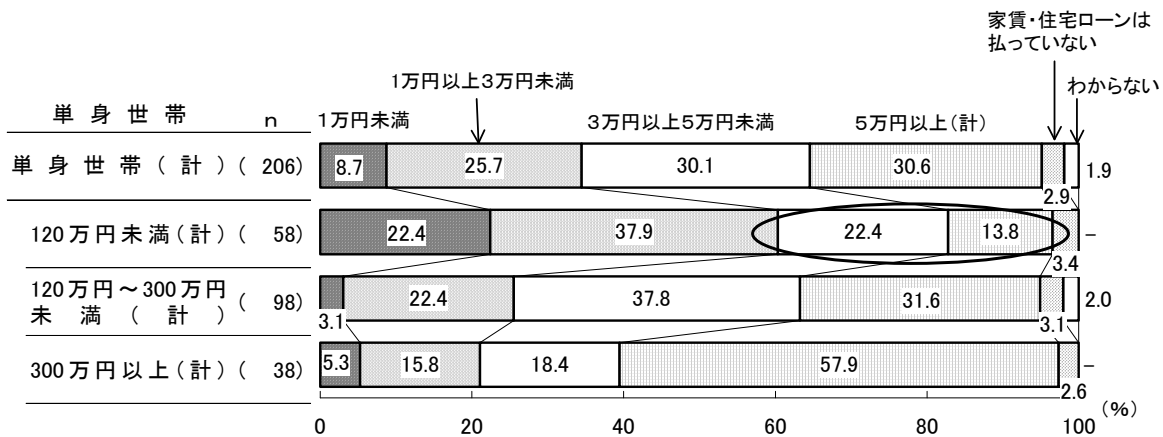
- ・ 単身世帯は、その他の世帯と比べて、家賃・ローンの支払いがある割合が他世帯より高い。
- ・ 持ち家以外の単身世帯において、年収 120 万円未満の人も 3 人に 1 人は月に 3 万円以上の家賃を支払っている。

図表 65 世帯類型別家賃・ローンの支払いがある割合（55～74 歳）



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

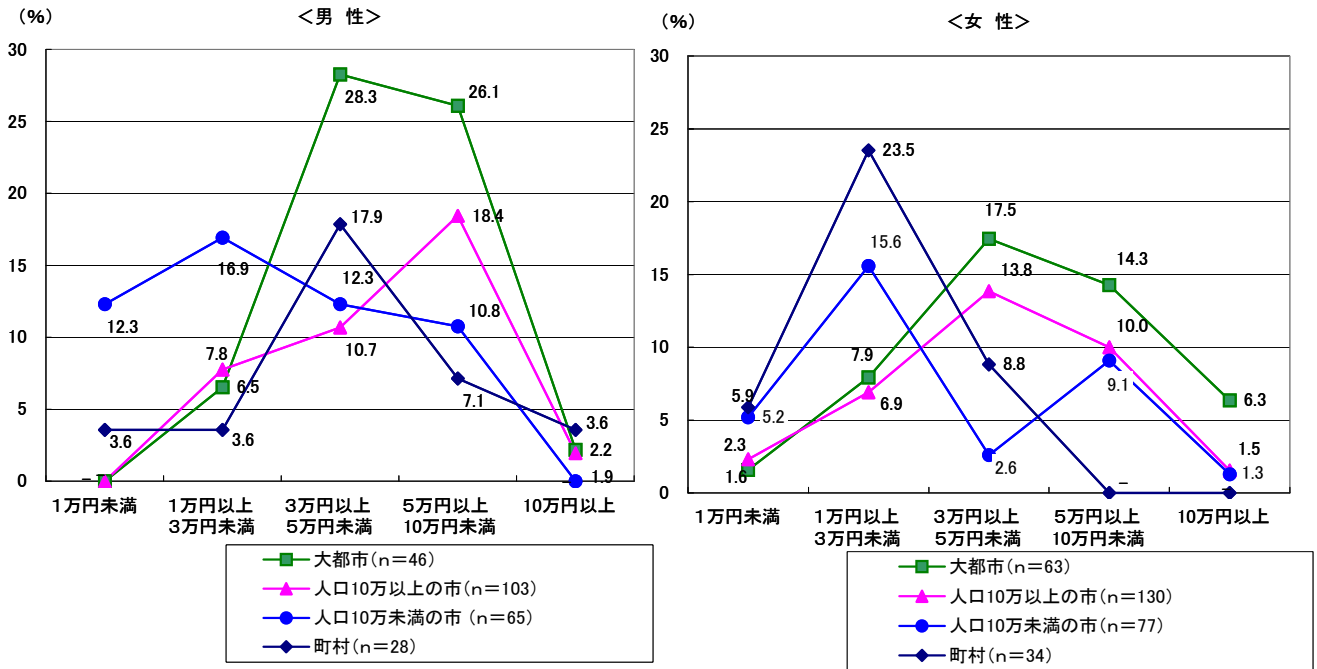
図表 66 【単身世帯・持ち家以外】世帯収入別の家賃（月額）（55～74 歳）



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

- ・ 家賃・ローンの額は大都市圏において高い。

図表 67 【単身世帯】家賃・住宅ローンの金額 都市規模別（55～74 歳）

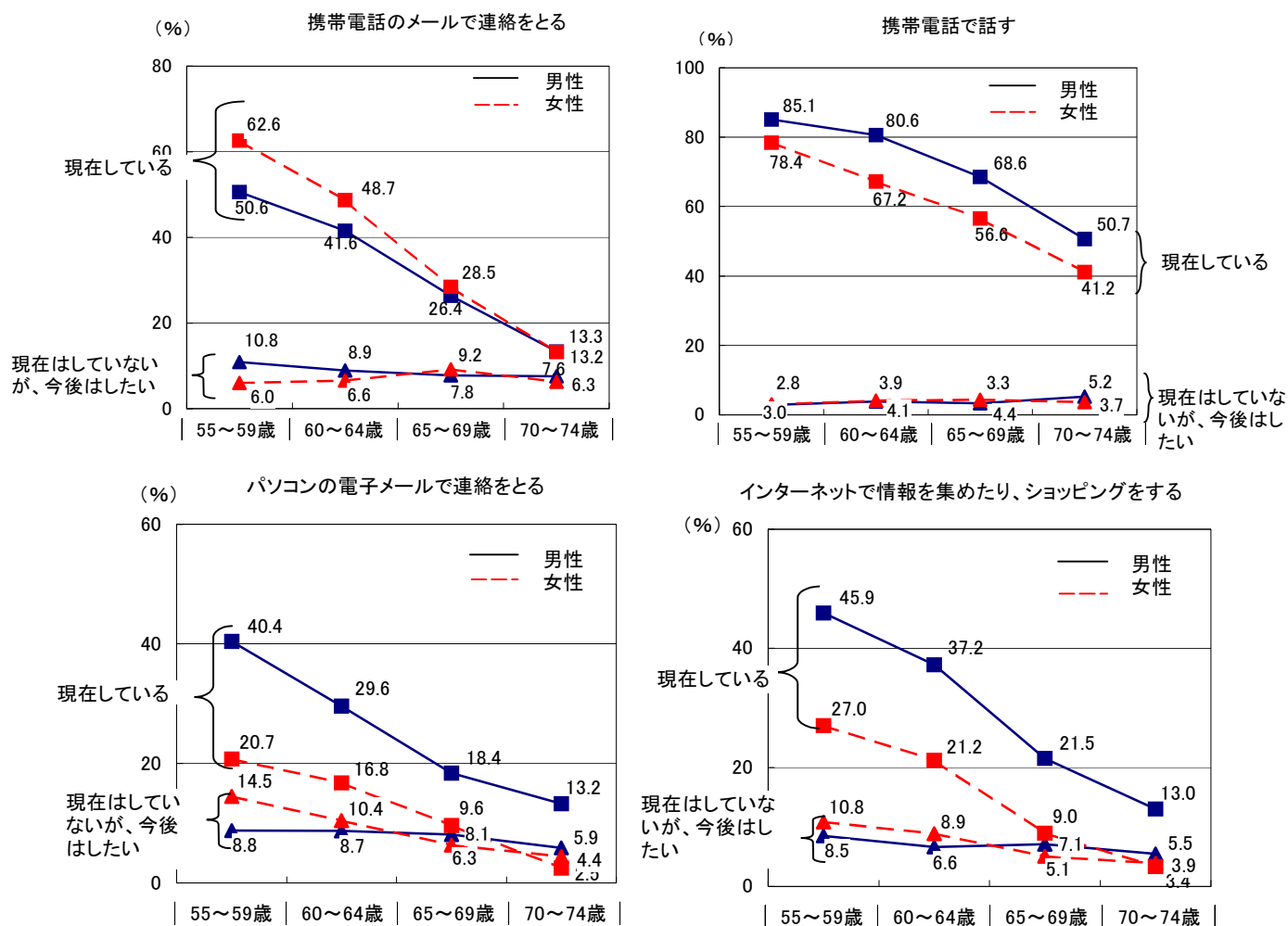


資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

○ 高齢者のICT利用をめぐる状況

- ・ ICTの利用は、年齢が若いほど利用率は高まる。携帯メールの場合、利用している割合は70～74歳は13%程度だが、55～59歳は男性62.6%、女性50.6%。
- ・ ICTの利用状況には男女で違いがみられる。パソコンや携帯電話は男性、携帯メールは女性の方がより多く利用している。

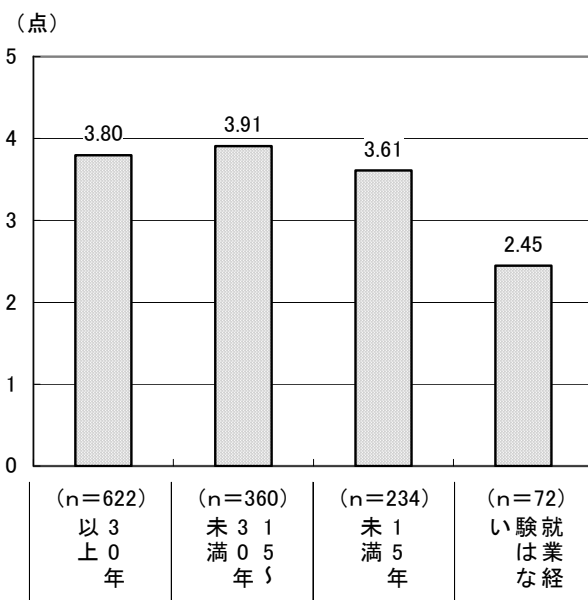
図表 68 情報機器の利用状況と今後の利用意向（55～74歳）



資料：内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年）

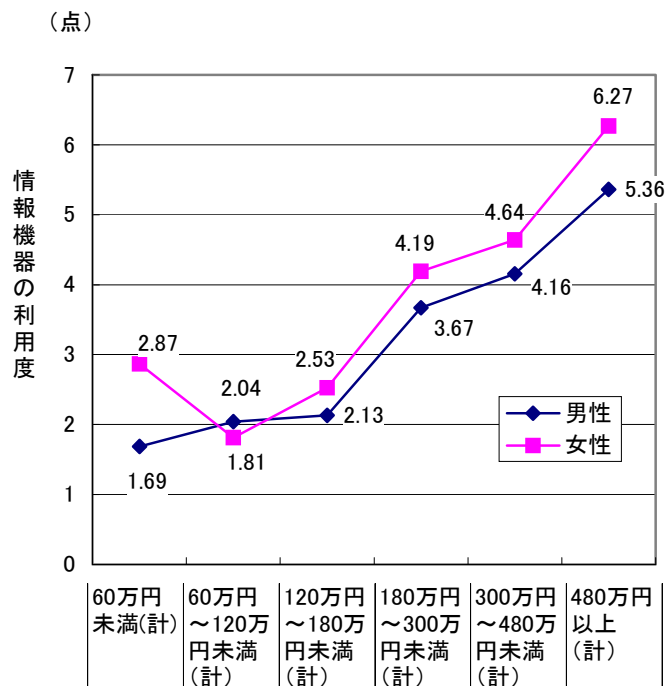
- ・ 就業経験のある人の方が、また収入が高い人の方がICT利用度は高い。

図表 69 〔女性〕情報機器の利用度／就業経験年数別（55～74 歳）



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

図表 70 〔単身世帯〕情報機器の利用度／世帯年収別（55～74 歳）

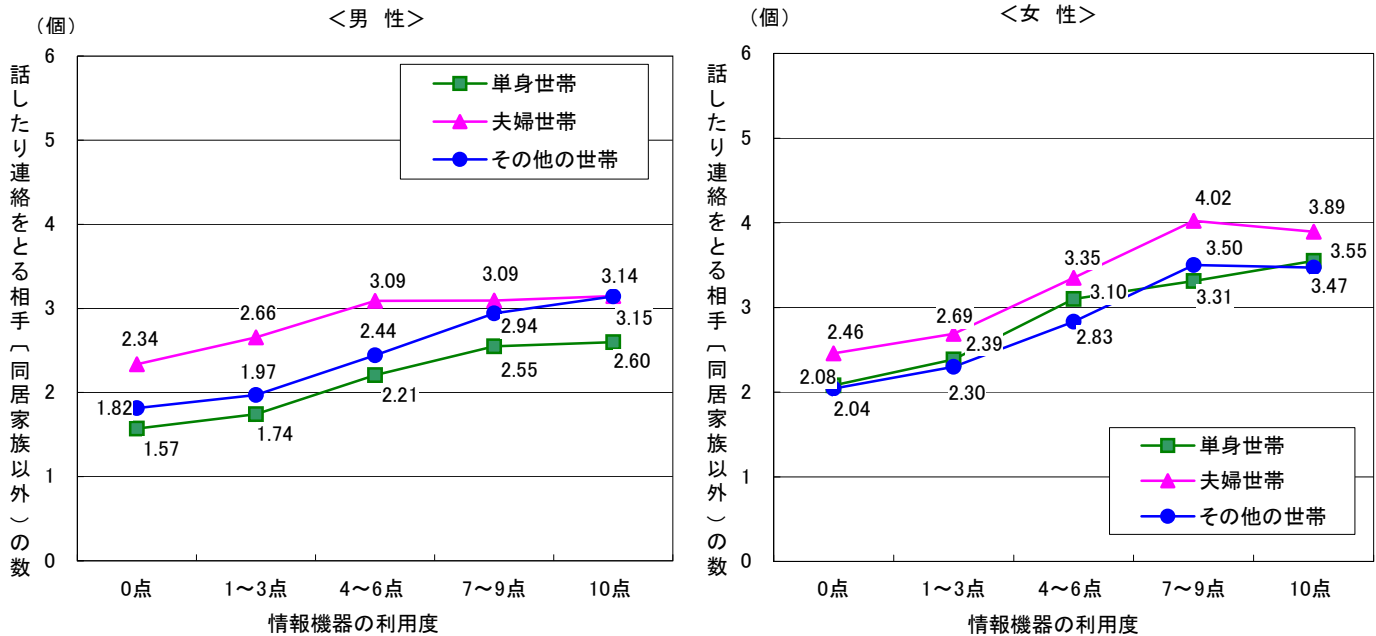


資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:情報機器の利用度とは、[携帯電話で話す][携帯電話のメールで連絡をとる][FAX をする][パソコンの電子メールで連絡をとる][インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする]の5つの項目について、「現在している」を2点、「現在はしていないが、今後はしたい」を1点、「現在していないし、今後もしない」を0点、「わからない」を1点として5項目の合計値を算出したものである。

- ・交友関係の広さと、ICTの利用度は比例関係にある。

図表 71 話したり連絡をとる相手（同居家族以外）の数の平均値／情報機器の利用度別



資料：内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成 20 年）

注1：話したり連絡をとる相手〔同居家族以外〕の数とは、ふだん話したり連絡をとる相手として同居家族以外に○がついた個数を示している。

注2：情報機器の利用度とは、〔携帯電話で話す〕〔携帯電話のメールで連絡をとる〕〔FAX をする〕〔パソコンの電子メールで連絡をとる〕〔インターネットで情報を集めたり、ショッピングをする〕の5つの項目について、「現在している」を2点、「現在はしていないが、今後はしたい」を1点、「現在していないし、今後もしない」を0点、「わからない」を1点として5項目の合計値を算出したものである。

- ・インターネットを利用しない理由及び利用していて感じる不満としては、「必要がない」「操作がしづらい」等が挙げられる。

図表 72 高齢者がインターネットを利用しない理由及び利用していて感じる不満
（不満を感じる場合の理由上位3つ）

	パソコンなどの機器の操作が難しい	利用する必要がない	インターネットについてよく知らない
65～69歳	20.9%	26.8%	20.6%
70～79歳	15.5%	27.5%	20.8%
80歳以上	21.1%	29.9%	23.9%

資料：総務省「通信利用動向調査」（平成 18 年）

○ 被害者の多くが女性である高齢者虐待の問題

- ・ 高齢者虐待の実態をみると、被虐待者の多くは高齢女性であり、虐待者は息子である場合が多い。また、東京都の調査によると、「子どもによる虐待がある世帯」のうち世帯類型が「本人と単身の子ども」の世帯が約 45%を占める。
- ・ 高齢者虐待による虐待の種類には、年金を搾取するなど経済的虐待も一定程度含まれる。

図表 73 被虐待高齢者の性別

	男	女	不明	計
人	2946	9799	42	12,787
%	23.1	76.6	0.3	100

注:1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 12,569 件に対し、被虐待高齢者総数は 12,787 人であった。

図表 74 高齢者虐待における虐待者の被虐待者との関係

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	2,052	715	5,390	2,025	1,503	348	279	625	672	374	13,983
%	14.7	5.1	38.5	14.5	10.7	2.5	2.0	4.5	4.8	2.7	100.0

注:1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数 12,569 件に対し、虐待者総数は 13,983 人であった。

図表 75 高齢者虐待における虐待の種類・類型（複数回答）

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	8,009	3,706	4,509	78	3,401	19,703
%	63.7	29.5	35.9	0.6	27.1	—

注1:虐待の種類・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 12,569 件と一致しない。

注2:%は虐待判断事例総数 12,569 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない。

資料:厚生労働省「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(平成 18 年度)

図表 76 虐待のある高齢者の世帯の類型

	全体	うち	
		配偶者による虐待のある世帯	子どもによる虐待のある世帯
一人暮らし	33	1	26
	7.1%	1.0%	7.9%
夫婦のみ	77	71	6
	16.6%	74.0%	1.8%
夫婦と既婚の子ども	3	0	3
	0.6%	0.0%	0.9%
夫婦と単身の子ども	44	17	27
	9.5%	17.7%	8.2%
夫婦と既婚の子どもと孫	10	4	6
	2.2%	4.2%	1.8%
夫婦と単身の子どもと孫	5	1	1
	1.1%	1.0%	0.3%
本人と既婚の子ども	48	1	45
	10.3%	1.0%	13.7%
本人と単身の子ども	152	0	150
	32.7%	0.0%	45.7%
本人と既婚の子どもと孫	49	1	45
	10.5%	1.0%	13.7%
本人と単身の子どもと孫	15	0	13
	3.2%	0.0%	4.0%
その他	26	0	3
	5.6%	0.0%	0.9%
不明・無回答	3	0	3
	0.6%	0.0%	0.9%
合計	465	96	328
	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東京都「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために－東京都高齢者虐待対応マニュアル－」（平成 18 年）

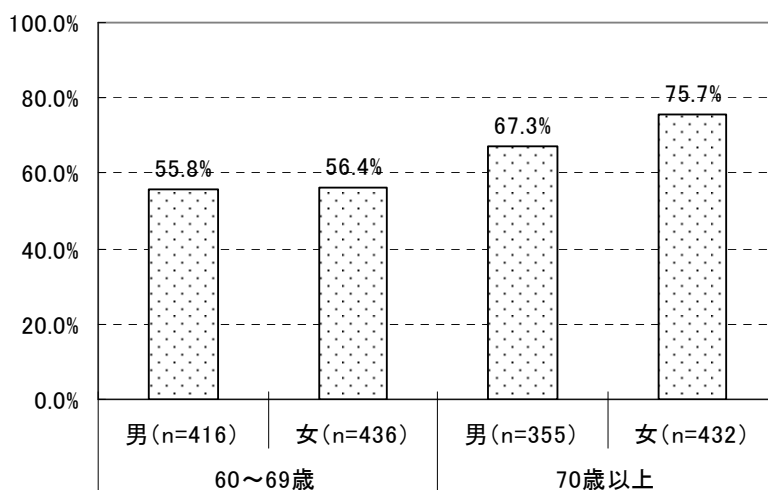
注1：東京都が区市町村対象に行った高齢者虐待に関する事例情報調査結果より。

注2：「子どもによる虐待のある世帯」には、虐待者が「実の息子」、「実の娘」、「義理の息子」、「義理の娘」を含む。

○ 健康に関する不安

- ・ 70 歳以上になると、約 7 割の人が健康に不安を感じている。

図表 77 自分の健康について不安を感じる高齢者の割合（年齢別、男女別）

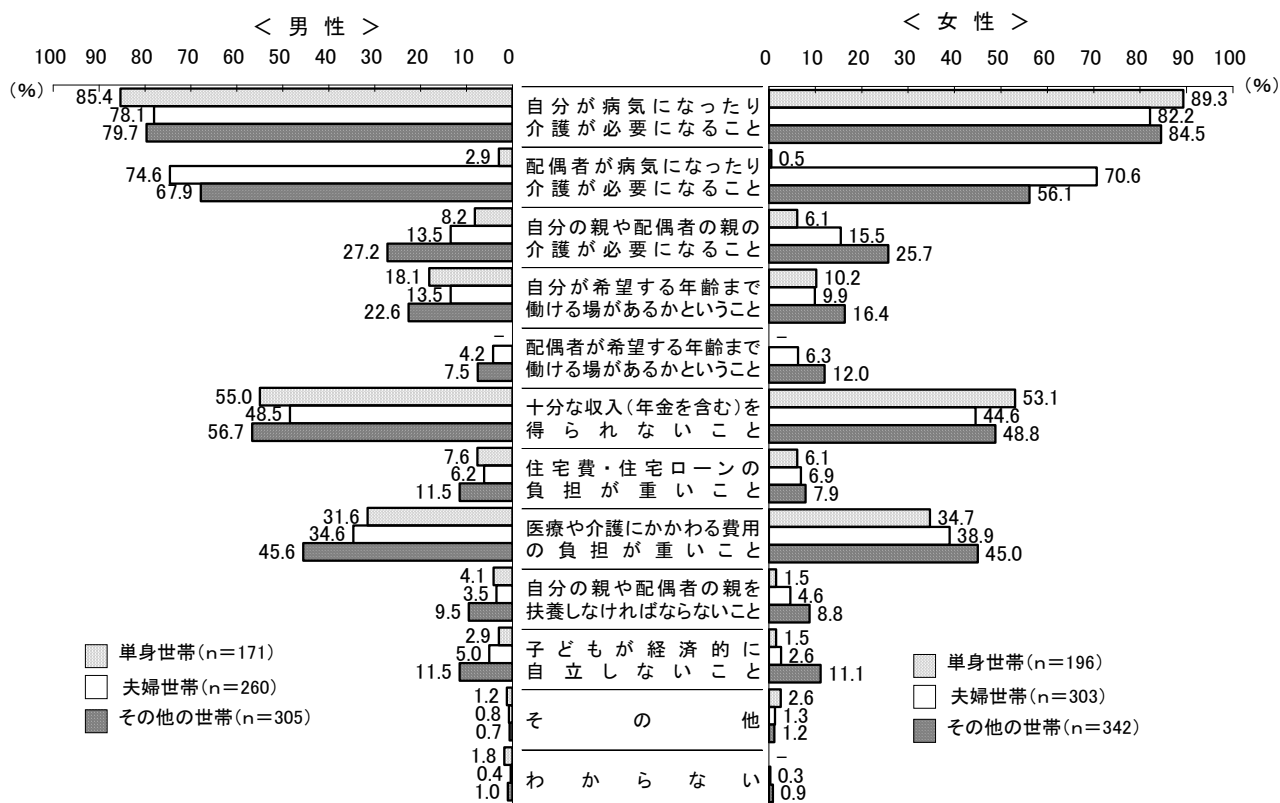


資料:内閣府「国民生活に関する世論調査」(平成 19 年)

- ・ 老後の生活に関する不安としては、自分や配偶者の病気や介護、それに伴う医療や介護の費用負担に関する不安が大きい。

図表 78 老後の生活に関する不安の内容(55～74 歳)

※老後の生活に不安を感じるという人のみで集計



資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

- ・ 55～74 歳の健康状態をみると、全体的に男性の方が健康上の問題があるとする割合が高い。また、男女共に単身世帯の 55～64 歳で「日女生活に影響する健康上の問題を抱えている」とする割合が他の世帯類型に比べて高い。

図表 79 現在の健康状態(55～74 歳)

(%)

	n	ての響日 い問す常 る題る生 を健活 抱康に え上影	問が影日 題、響常 は健し生 あ康な活 る上い の	はにな康現 あ対い上在 るすがの る、問特 不健題に 安 康は健	安特 もに ない問 問題 も不	は健 あ康 る上 (計問 題)	は健 な康 い上 (計問 題)
男性(計)	1184	10.1	27.1	20.3	42.5	37.2	62.8
単身世帯	242	11.2	29.3	18.2	41.3	40.5	59.5
55～64歳	134	10.4	22.4	20.9	46.3	32.8	67.2
65～74歳	108	12.0	38.0	14.8	35.2	50.0	50.0
夫婦世帯	440	10.5	26.8	18.6	44.1	37.3	62.7
55～64歳	155	5.8	27.7	18.1	48.4	33.5	66.5
65～74歳	285	13.0	26.3	18.9	41.8	39.3	60.7
その他の世帯	502	9.4	26.3	22.7	41.6	35.7	64.3
55～64歳	278	7.9	24.5	22.7	45.0	32.4	67.6
65～74歳	224	11.2	28.6	22.8	37.5	39.7	60.3
女性(計)	1321	9.2	24.1	24.7	41.9	33.4	66.6
単身世帯	304	12.2	20.4	26.0	41.4	32.6	67.4
55～64歳	106	15.1	12.3	26.4	46.2	27.4	72.6
65～74歳	198	10.6	24.7	25.8	38.9	35.4	64.6
夫婦世帯	467	9.9	24.2	24.0	42.0	34.0	66.0
55～64歳	201	7.5	24.9	25.9	41.8	32.3	67.7
65～74歳	266	11.7	23.7	22.6	42.1	35.3	64.7
その他の世帯	550	7.1	26.2	24.5	42.2	33.3	66.7
55～64歳	335	5.4	23.0	26.3	45.4	28.4	71.6
65～74歳	215	9.8	31.2	21.9	37.2	40.9	59.1

資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

- 健康の維持・増進のための心がけについては、特に一人暮らし世帯の男性で健康に配慮した行動を心がけている割合が低い。

図表 80 高齢者が健康の維持・増進のために心がけていること・複数回答(65 歳以上・男女別)

	一般世帯 男性 (n=513)	一般世帯 女性 (n=578)	一人暮らし世帯 男性 (n=189)	一人暮らし世帯 女性 (n=603)
休息や睡眠を十分にとる	59.1%	60.6%	46.6%	58.9%
規則正しい生活を送る	50.9%	50.0%	33.9%	54.1%
栄養のバランスのとれた食事をする	50.1%	56.2%	35.4%	57.4%
保健薬や強壮剤などを飲む	6.6%	11.6%	7.9%	10.8%
地域の住民健診やがん検診などを定期的に受ける	21.4%	20.9%	16.4%	19.7%
酒やタバコを控える	20.7%	4.8%	19.6%	4.6%
体力を維持するための運動や散歩をする	40.4%	32.0%	35.4%	37.1%
体調に違和感を感じたら早めに医療機関を受診する	24.8%	24.4%	17.5%	26.5%
地域で行われる、介護予防や健康維持のための活動に参加する	3.5%	3.8%	3.2%	4.6%
気持ちをなるべく明るく持つ	28.7%	33.6%	21.7%	38.6%
趣味に熱中する	22.6%	18.7%	12.2%	23.2%
なるべく外出する	20.1%	21.5%	22.8%	28.0%
その他	1.8%	5.5%	5.8%	3.5%
特に心がけていることはない	10.7%	7.4%	14.8%	7.5%
わからない	0.2%	1.0%	—	0.7%

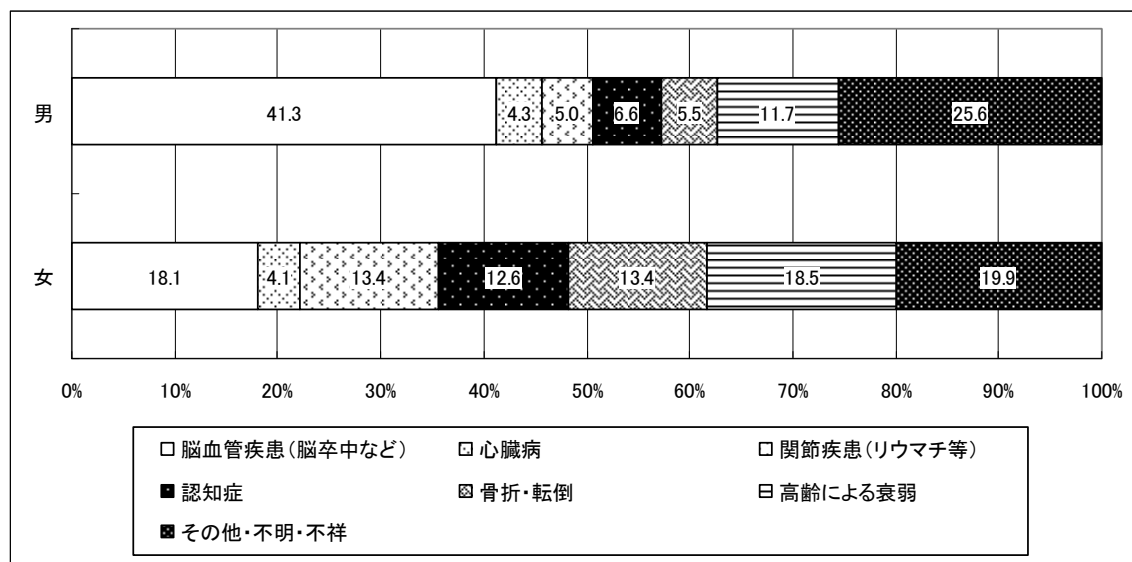
資料：内閣府「世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果」（平成 17 年度）

注：一般世帯は、特に属性を限定しない世帯であり、一人暮らし世帯や夫婦のみ世帯も含まれている。

○ 要介護になった原因や疾病構造の男女差

- ・ 要介護になった主な原因は、男性は「脳血管疾患(脳卒中など)」が多いのに対し、女性は「関節疾患(リウマチ等)」、「認知症」、「骨折・転倒」、「高齢による衰弱」も多い。

図表 81 要介護者等の性別にみた介護が必要となった主な原因



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 16 年)

- ・ 女性は甲状腺の病気、認知症、自律神経失調症、関節リウマチ、骨粗しょう症などによる通院が多いが、男性は痛風、前立腺肥大症による通院が多い。

図表 82 男女で通院率に明らかな差がある主な疾患

(人口千対)

	男	女	65～74歳		75～84歳		85歳～	
			男	女	男	女	男	女
甲状腺の病気	2.6	11.0	4.9	20.9	6.8	17.1	3.6	7.0
認知症	1.7	3.4	3.3	3.6	12.1	19.8	35.3	53.5
自律神経失調症	3.4	10.4	6.0	22.0	6.4	20.4	6.2	13.1
白内障	17.2	33.0	57.0	103.4	117.4	158.3	108.3	136.2
痛風	13.0	1.3	29.3	3.6	23.8	4.2	13.9	3.0
関節リウマチ(慢性関節リウマチ)	2.7	8.3	7.3	21.1	13.4	25.4	10.5	22.8
関節症	12.0	27.9	29.9	74.4	47.1	99.2	63.9	82.2
肩こり症	16.0	39.7	38.2	81.8	43.1	75.4	28.6	47.7
骨粗鬆症	1.6	19.9	4.0	57.3	11.1	101.9	16.2	89.1
前立腺肥大症	16.1	・	58.3	・	99.2	・	94.8	・
閉経期又は閉経後障害(更年期障害)	・	3.6	・	2.3	・	1.4	・	0.9
貧血・血液の病気	2.8	7.8	6.2	10.6	14.7	17.5	16.2	20.0

資料:天野恵子氏(千葉県衛生研究所)資料を参考に厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 16 年)から内閣府作成
注:通院者には入院者は含まないが、分母となる世帯人員数には入院者を含む。

- ・ 男性は肝疾患、婦人科系を除く悪性新生物による死亡率が高く、女性は認知症や慢性リウマチ性心疾患などによる死亡率が高い。

図表 83 男女でほぼ 2 倍以上の死亡率の差が認められる主な死因

(人口 10 万対)

	総数		65歳～	
	男性	女性	男性	女性
男性に多い死因				
傷病及び死亡の外因	77.4	39.5	180.7	107.2
交通事故	10.2	4.3	21.3	11.5
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	1.0	0.4	1.3	0.6
その他の不慮の事故	5.6	2.4	20.8	8.6
自殺	34.8	13.2	42.0	19.7
慢性閉塞性肺疾患	17.7	5.3	94.0	22.1
肝疾患	17.7	8.3	48.6	28.1
肝硬変(アルコール性を除く)	8.9	5.5	26.5	19.7
その他の肝疾患	8.8	2.8	22.1	8.4
悪性新生物	321.7	203.2	1362.1	671.2
口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	7.0	2.6	24.6	9.0
食道の悪性新生物	15.7	2.6	59.5	8.7
胃の悪性新生物	53.2	27.4	225.8	94.1
直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	14.2	7.8	53.7	25.2
肝及び肝内胆管の悪性新生物	36.7	17.2	149.3	65.2
喉頭の悪性新生物	1.5	0.1	6.5	0.3
気管、気管支及び肺の悪性新生物	74.6	26.8	329.9	94.4
前立腺の悪性新生物	15.5	・	80.1	・
膀胱の悪性新生物	6.8	3.0	32.9	11.8
結核	2.5	1.2	11.0	4.7
呼吸器結核	2.3	0.9	10.1	3.8
女性に多い死因				
乳房の悪性新生物	0.2	17.3	0.8	32.9
子宮の悪性新生物	・	8.5	・	21.1
卵巣の悪性新生物	・	6.9	・	15.6
血管性及び正体不明の認知症	1.8	4.3	10.0	18.2
慢性リウマチ性心疾患	1.3	2.6	6.4	10.4
慢性非リウマチ性心内膜疾患	3.9	7.8	19.8	32.5
老衰	11.2	32.3	61.0	137.1

資料:天野恵子氏(千葉県衛生研究所)資料を参考に厚生労働省「人口動態調査」(平成 18 年)から内閣府作成

○ 一人暮らしの高齢女性の介護問題

- ・ 65 歳以上の介護保険サービスの受給者数は、平成 20 年 3 月で男性 982.2 千人、女性 2549.3 千人と、女性が男性の約 2.6 倍。

図表 84 介護保険サービスの利用状況（介護サービス受給者数）

(千人)

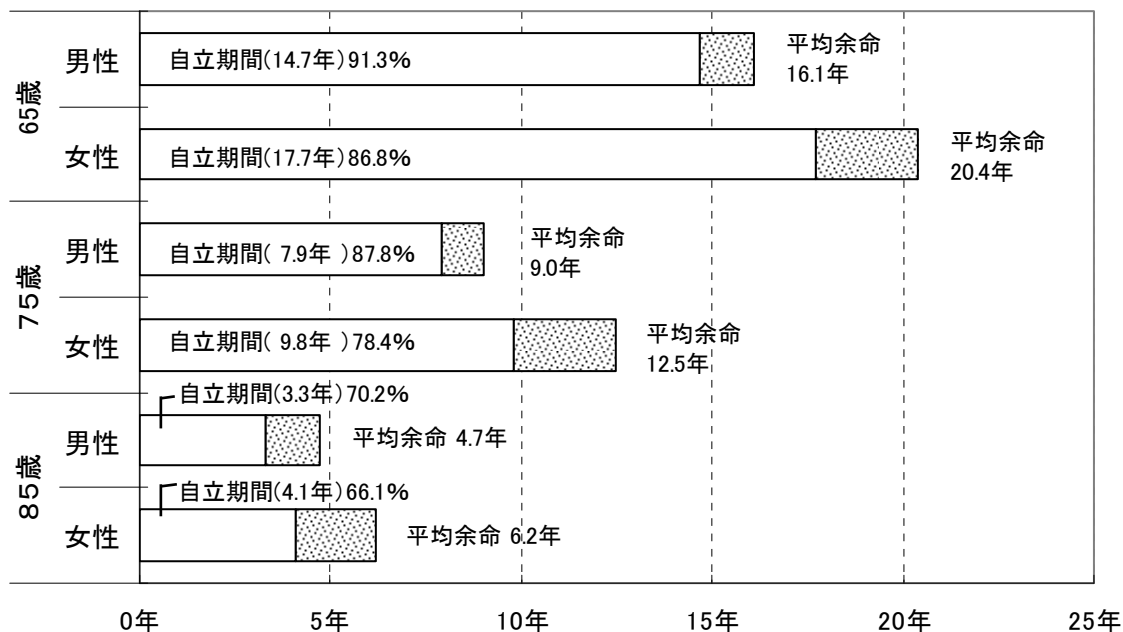
	総数	要支援 1	要支援 2	経過 的 要 介 護	要介 護 1	要介 護 2	要介 護 3	要介 護 4	要介 護 5
受給者総数 (65 歳以上の受給者数)	3,531.6 (100.0%)	329.2 (9.3%)	409.9 (11.6%)	3.1 (0.1%)	606.0 (17.2%)	672.3 (19.0%)	610.6 (17.3%)	501.6 (14.2%)	399.0 (11.3%)
男	982.2 (100.0%)	71.7 (7.3%)	96.3 (9.8%)	0.7 (0.1%)	160.4 (16.3%)	214.6 (21.8%)	194.3 (19.8%)	145.9 (14.9%)	98.2 (10.0%)
女	2,549.3 (100.0%)	257.3 (10.1%)	313.6 (12.3%)	2.4 (0.1%)	445.6 (17.5%)	457.6 (18.0%)	416.3 (16.3%)	355.8 (14.0%)	300.7 (11.8%)

資料:厚生労働省「介護給付費実態調査月報」(平成 20 年 3 月審査分)

注:()内は総数に占める割合(単位:%)

- ・ 女性の方が要介護状態である期間が長い。

図表 85 平均余命期間と自立期間



資料:安村誠司氏(福島県立医科大学)資料より作成

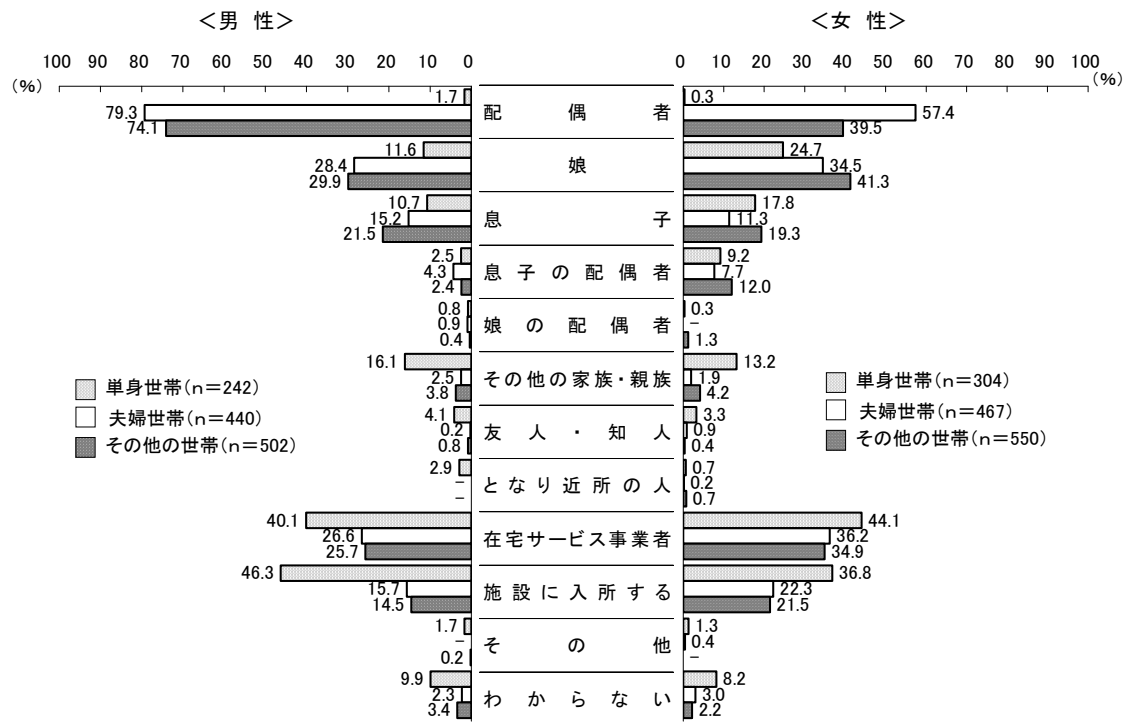
(原典)Tsuji, I., Minami, Y., Fukao, A., et al. Active life expectancy among the elderly Japanese. Journal of Gerontology, 1995;50A:M173-M176.より作図

注:自立期間とは、要介護とならない平均期間(=健康寿命)を意味する。

%の数値は、自立期間の割合(平均余命のうち要介護とならない期間の割合)を示す。

- ・ 自分が介護が必要になる際の希望は、単身世帯は男女共に「在宅サービス事業者」、「施設入所」を希望する割合が高い。

図表 86 介護が必要となった場合の担い手(55～74 歳)



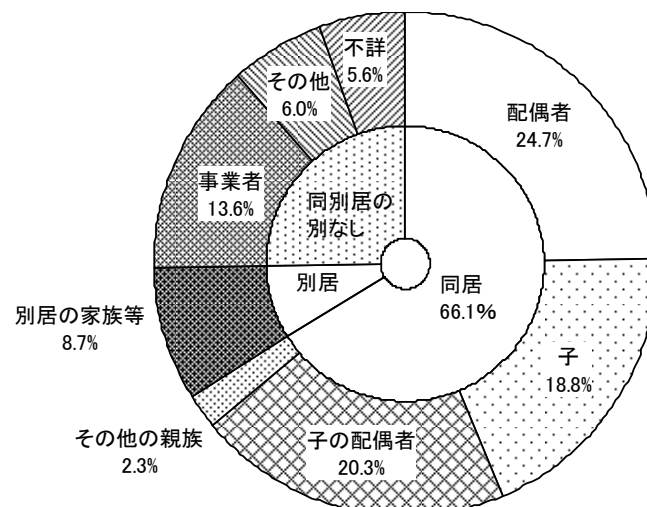
資料:内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」(平成 20 年)

注:主なものを2つまで回答。

○ 依然として大きい女性の介護負担

- ・ 家族内の主な介護者は依然として女性が多い。

図表 87 要介護者等からみた主な介護者の続柄



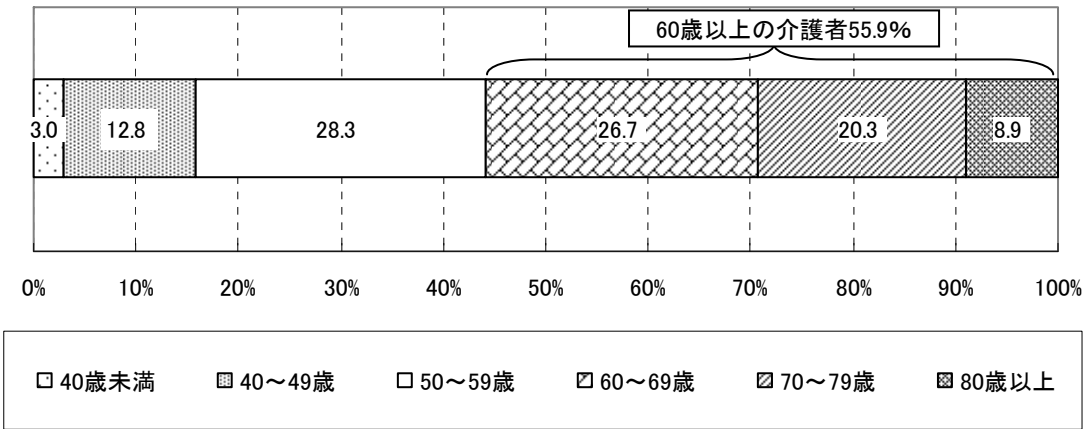
同居の家族等介護者の男女内訳(単位: %)

男	25.1%	女	74.9%
---	-------	---	-------

資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成16年)

- ・ 主な介護者の半数以上は 60 歳以上である。
- ・ 介護休業制度の取得率は非常に低率である。

図表 88 65 歳以上の要介護者等と同居している主な介護者の年齢階級別構成割合



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 16 年)

図表 89 介護休業制度の取得状況 (常用労働者に占める介護休業取得者数の割合)

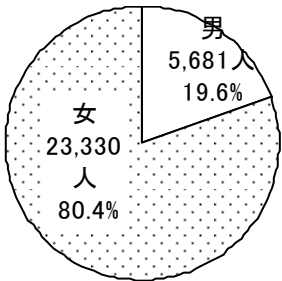
平成 13 年度	0.05%
平成 16 年度	0.04%

資料:厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成 17 年度)

○ 介護労働者の処遇の問題

- ・ 介護労働者は約 8 割が女性。女性の介護労働者は約 4 割が非正規雇用である。
- ・ 一律に比較することは困難であるが、介護労働者の給与水準は低い。

図表 90 介護労働者の男女構成



資料:「介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」((財)介護労働安定センター、平成 18 年)
 注:「無回答」は掲載を省略している。

図表 91 介護労働者の男女別雇用形態

	回答数	正社員	非正社員	無回答
合計(全体)	29124 人	65.8%	34.1%	0.1%
男	5681 人	86.9%	12.9%	0.1%
女	23330 人	60.7%	39.2%	0.1%

資料:(財)介護労働安定センター「介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」(平成 18 年)

図表 92 介護労働者の職種別きまって支給する現金給与額等

		年齢(歳)	勤続年数 (年)	きまって支給 する現金給 与額(千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与その 他特別給与額 (千円)	年収試算額 (千円)
全産業	男性労働者	41.9	13.3	372.4	336.7	1078.4	5118.8
	女性労働者	39.2	8.7	241.7	225.2	568.4	3270.8
介護 労働者	福祉施設介 護員(男)	32.6	4.9	225.9	213.6	514.2	3077.4
	福祉施設介 護員(女)	37.4	5.2	204.4	193.7	446.8	2771.2
	ホームヘル パー(女)	45.3	5.1	207.4	194.0	304.8	2632.8
	介護支援専 門員(女)	45.0	7.1	261.8	253.3	636.3	3675.9

資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成19年)

注:賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

年収試算額＝「所定内給与額×12ヶ月＋年間賞与その他特別給与額」

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いたものをいう。